

静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 第10集

内 荒 遺 跡

(遺構編)

昭和60年度静清バイパス(川合地区)埋蔵文化財発掘調査報告書

1986

財団法人 静岡県埋蔵文化財調査研究所

静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 第10集

内 荒 遺 跡

(遺構編)

昭和60年度静清バイパス(川合地区)埋蔵文化財発掘調査報告書

1986

財団法人 静岡県埋蔵文化財調査研究所

序

国道1号線静清バイパス建設に伴う静岡市川合地区の埋蔵文化財発掘調査は、昭和59年5月に発足した本研究所が最初に着手した事業のひとつである。

静岡平野の北東部に位置する川合地区には、これまで遺跡の存在が知られていなかったが、昭和58年度に静岡市教育委員会により予備調査が実施され、宮下遺跡・川合遺跡・内荒遺跡の3遺跡の存在することが明らかとなった。この成果を受け、本研究所では現地調査3年、資料整理2年の計5ヶ年に及ぶ調査計画を作成し、これに基づいて昭和59年7月から本調査を開始している。5ヶ年という長期間にわたる調査であり、かつ資料が膨大なものとなるため、現地調査と併行して資料整理をすすめ終了したものから順次報告書にまとめることとした。本書は静清バイパス（川合地区）埋蔵文化財調査報告書の第2冊目にあたるもので、昭和59年度、昭和60年度の両年度にわたって調査を実施した内荒遺跡の遺構編を収録したものである。

内荒遺跡は2ヶ年に及ぶ調査によって奈良時代後半～平安時代前期を主体とする時期の遺跡であることが明らかとなった。櫛列や溝等で方形に地割されたなかに掘立柱建物群が計画的に配置されるという特徴をもち、出土遺物にも多量の灰釉陶器、墨書き土器をはじめ、「造大神印」と陽鋳された銅印、鎧帶金具等、注目すべき遺物が含まれている。今後遺物整理をすすめるなかで充分な検討が必要であるが安倍郡衙に比定できる可能性が大であり、静岡県内はもとより全国的にみても律令期における重要な資料を提供するものであろう。

調査ならびに本書の作成にあたっては建設省をはじめとした関係機関各位に多大の援助、協力を得ている。謹筆にあたり、関係各位に深謝を呈するものである。また、調査及び整理に従事した本所員の労を多とするものである。

1986年3月

財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所

所長 斎藤 忠

例　　言

1. 本書は、静岡市川合新田字内荒85他に所在する内荒遺跡の発掘調査報告書の第1分冊である。
2. 調査は、昭和59・60年度静清バイパス（川合地区）埋蔵文化財発掘調査業務として建設省中部地方建設局からの委託を受け、調査指導機関静岡県教育委員会・調査実施機関財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所で実施した。
3. 昭和59年度調査は、昭和59年7月1日から昭和60年3月31日まで行い、昭和60年度調査は、昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで行った。現地発掘調査に並行して一部資料整理を実施した。
4. 発掘調査は、昭和59年度調査を、静岡県埋蔵文化財調査研究所長斎藤忠・調査研究部長（常務理事）池谷和三の指導の下に、調査研究2課平野吾郎・佐野五十三・安井敏博・山田成洋・杉浦正直・飯塚晴夫・小川隆司が担当して実施し、昭和60年度調査を、所長斎藤忠・調査研究部長岡田恭順の指導の下に、調査2課平野吾郎・加藤真澄・安井敏博・山田成洋・佐藤正知・大石泉・小川隆司が担当して実施した。
5. 本書は静岡県埋蔵文化財調査研究所の職員が分担して執筆した。執筆分担は以下の通りである。
はじめに・第Ⅰ章第3節・第Ⅱ章第1節……山田成洋
第Ⅰ章第1節・第Ⅱ章第3節……小川隆司
第Ⅰ章第2節・第Ⅱ章第2節……安井敏博
第Ⅲ章……平野吾郎
6. 本書の編集は静岡県埋蔵文化財調査研究所があたった。

目 次

序

例 言

はじめに

第Ⅰ章 内荒遺跡調査の概要	2
第1節 調査の方法	2
第2節 調査の経過	4
第3節 基本層序	9
第Ⅱ章 遺構	13
第1節 遺跡の概要	13
1. 上層遺構	13
2. 下層遺構	14
第2節 上層遺構各説	23
1. 水田遺構	23
2. 水路遺構	26
第3節 下層遺構各説	27
1. 地割・区画を示す遺構	27
2. 掘立柱建物	29
3. 井戸	37
4. 畦状遺構	38
5. その他の遺構	40
第Ⅲ章 まとめ	41

挿図目次

第 1 図	グリッド配置図	3
第 2 図	土層断面図	10
第 3 図	下層遺構全体図	11
第 4 図	掘立柱建物北群全体図	15
第 5 図	掘立柱建物南群全体図	17
第 6 図	遺物出土状態図 1	18
第 7 図	遺物出土状態図 2	19
第 8 図	遺物実測図 1	21
第 9 図	遺物実測図 2	22
第 10 図	16区水田遺構全体図	24
第 11 図	S D 1601 実測図	25
第 12 図	掘立柱建物遺構実測図 1	30
第 13 図	掘立柱建物遺構実測図 2	32
第 14 図	掘立柱建物遺構実測図 3	34
第 15 図	掘立柱建物遺構実測図 4	35
第 16 図	掘立柱建物遺構実測図 5	36
第 17 図	S E 1301 実測図	37
第 18 図	畝状遺構配置図	39

挿表目次

第 1 表	遺構・遺物の標記	4
-------	----------	---

図版目次

図面

- 第 1 図 周辺地形図 (1 : 20000 明治22年陸地測量部作成)
第 2 図 周辺環境図
第 3 図 周辺地割図
第 4 図 遺構実測図 1 (12・13区 1)
第 5 図 遺構実測図 2 (12・13区 2)
第 6 図 遺構実測図 3 (12・13区 3)
第 7 図 遺構実測図 4 (12・13区 4)
第 8 図 遺構実測図 5 (14・15区 1)
第 9 図 遺構実測図 6 (14・15区 2)
第 10 図 遺構実測図 7 (14・15区 3)
第 11 図 遺構実測図 8 (16区)

写真

- 図版 1 遺跡遠景 (航空写真)
図版 2 16区水田遺構全景 (航空写真)
図版 3 16区水路
1. S D 1603 (南から) 2. S D 1601 (西から)
3. S D 1601 に付随する板開いの土坑
図版 4 下層遺構全景 (12~16区、航空写真)
図版 5 地割・区画を示す遺構 1
1. 12・13区全景 (柵列・溝、航空写真) 2. 16区 S A 1601
3. 12・13区 S A 1301、S D 1311 (西南から) 4. 12・13区 S D 1203 (西南から)
図版 6 地割・区画を示す遺構 2
1. 14区 S A 1401、S D 1467 (南から) 2. 12・13区 S D 1301 (西から)
3. 13区 S A 1302 (北から)
図版 7 14・15区掘立柱建物北群全景 (西から)
図版 8 14・15区掘立柱建物北群
1. S H 1401 (南から) 2. S H 1404 (南から) 3. 北群周溝の時期的変遷
4. 北群周溝の時期的変遷 2
図版 9 14・15区掘立柱建物南群全景 (東から)
図版 10 14・15区掘立柱建物南群
1. S H 1501 (北から) 2. S H 1502 (北から) 3. S H 1504 (東から)
図版 11 14・15区掘立柱建物南群周溝 1
1. S D 1517 (北から) 2. 同 左 3. S D 1517 遺物出土状況
図版 12 14・15区掘立柱建物南群周溝 2
1. S D 1524 (北から) 2. S D 1513 (西から) 3. S D 1529 (北から)
4. S D 1532 土層帯断面

図版 13 14・15区掘立柱建物南群周溝 3

1. S D 1530(東から)
2. S D 1530細部
3. S D 1531(西から)

図版 14 13・14区掘立柱建物

1. S H 1301(南から)
2. S H 1402(西から)
3. S H 1402柱穴 4
4. S H 1402柱穴 5
5. S H 1402柱穴 9
6. S H 1402柱穴 17

図版 15 13区井戸

1. S E 1301
2. 同 左
3. S E 1301 井戸枠細部
4. 同 左

図版 16 14・15区敵状造構

1. 第1群・第2群全景(航空写真)
2. 第1群全景(北西から)
3. 敵状造構土層断面
遺物出土状況 1

1. 釘付板材出土状況(S X 1601出土)
2. 挽物椀出土状況(S X 1601出土)
3. 漆椀出土状況(14区Ⅲ層出土)
4. 横楕出土状況(14区Ⅳ層出土)
5. 横楕出土状況(S D 1410出土)
6. 乙て出土状況(S D 1510出土)
7. 曲物底板出土状況(S D 1419出土)
8. 同 左(S D 1417出土)

図版 18 遺物出土状況 2

1. 陽物出土状況(S D 1410出土)
2. 墨書き器「川万」出土状況(S D 1501出土)
3. 上師器环出土状況(S D 1440出土)
4. 須恵器环(削出高台)出土状況(S D 1512出土)
5. 須恵器环出土状況(15区Ⅳ層出土)
6. 灰釉陶器三足盤出土状況(15区Ⅳ層出土)
7. 小刀出土状況(14区Ⅳ層上面出土)
8. 銅印「造大神印」出土状況(14区Ⅳ層出土)

はじめに

一般国道1号静清バイパスは清水市興津東町から静岡市丸子二軒家までの延長24.2kmにわたるもので、昭和43年度に事業化され、現在その一部が完成し供用されている。路線内には数多くの遺跡が存在しており、建設工事に伴ってすでに清水市域では尾羽廬寺跡・寺崎I遺跡・山ノ鼻遺跡・太田切遺跡・下野遺跡・飯田遺跡の6遺跡、静岡市域では千代遺跡・泉ヶ谷稲荷神社古墳群・丸了城泉ヶ谷古跡の3遺跡の発掘調査が実施されている。

静岡平野の北部、長尾川と巴川の両河川に挟まれた川合地区では、従来周知化された遺跡は存在していないかったが、昭和58年度に静岡市教育委員会が主体となり予備調査が実施された結果、年代・性格の異なる3つの遺跡—宮下遺跡・川合遺跡・内荒遺跡—の存在することが確認された。本調査は建設省の委託を受けて財團法人静岡県埋蔵文化財調査研究所があたることとなり、現地調査3ヶ年、資料整理2ヶ年計5ヶ年の調査計画を立て、昭和60年7月から開始している。調査対象区域は長尾川から西へ約800mの区間で、用地にかかる道路・水路等を境として1~16区の調査区を設定し、調査区毎に調査をすすめることとした。各年度における調査予定は以下のとおりである。

昭和59年度 1~4区〔宮下遺跡〕、12区〔II層まで〕及び13~16区〔内荒遺跡〕

昭和60年度 10・11区〔川合遺跡〕、12区〔IV層まで〕〔内荒遺跡〕

昭和61年度 6~8区及び12区〔最下層まで〕〔川合遺跡〕

なお、5区及び9区については狭小でまとまった調査面積を確保できないため、今回の調査対象からは除外した。

資料整理は現地調査終了後の昭和62・63年度に予定しているが、実測図・写真の整理・出土遺物の水洗・注記および復元・実測の一部については現地調査と併行してすすめている。

調査報告書については各遺跡ごとに構成編・遺物編をまとめることとし、全体で5~6分冊として刊行する予定である。報告書の作成は資料整理完了後に行なうのが本来であるが、調査が長期間にわたるものであることを考慮し、整理作業の終了したものから順次すすめ年1冊ないし2冊の刊行を考えている。各年度における作成計画は以下のとおりである。

昭和59年度 宮下遺跡構成編

昭和60年度 内荒遺跡構成編

昭和61年度 内荒遺跡遺物編

昭和62年度 川合遺跡構成編・宮下遺跡遺物編

昭和63年度 川合遺跡遺物編及び川合地区総括編

本書は静清バイパス（川合地区）埋蔵文化財発掘調査報告書の第2冊目にあたるもので、昭和59・60年度に調査された内荒遺跡の構成編を収録している。本書の編集にあたり、「調査の計画と調査に至る経過」および「位置と環境」の各章については、すでに刊行されている「宮下遺跡（構成編）」の第Ⅰ章、第Ⅱ章と重複するため割愛した。また同書図版1の1948年米軍撮影航空写真は、本書の図版第3回周辺旧地割図と対をなすものであるが、同様の理由から再録していない。これらについては同書を参照されたい。

静 清
バイパス

従来の調査

川合地区的
調査

調査計画

資料整理

調査報告書

本書の位置

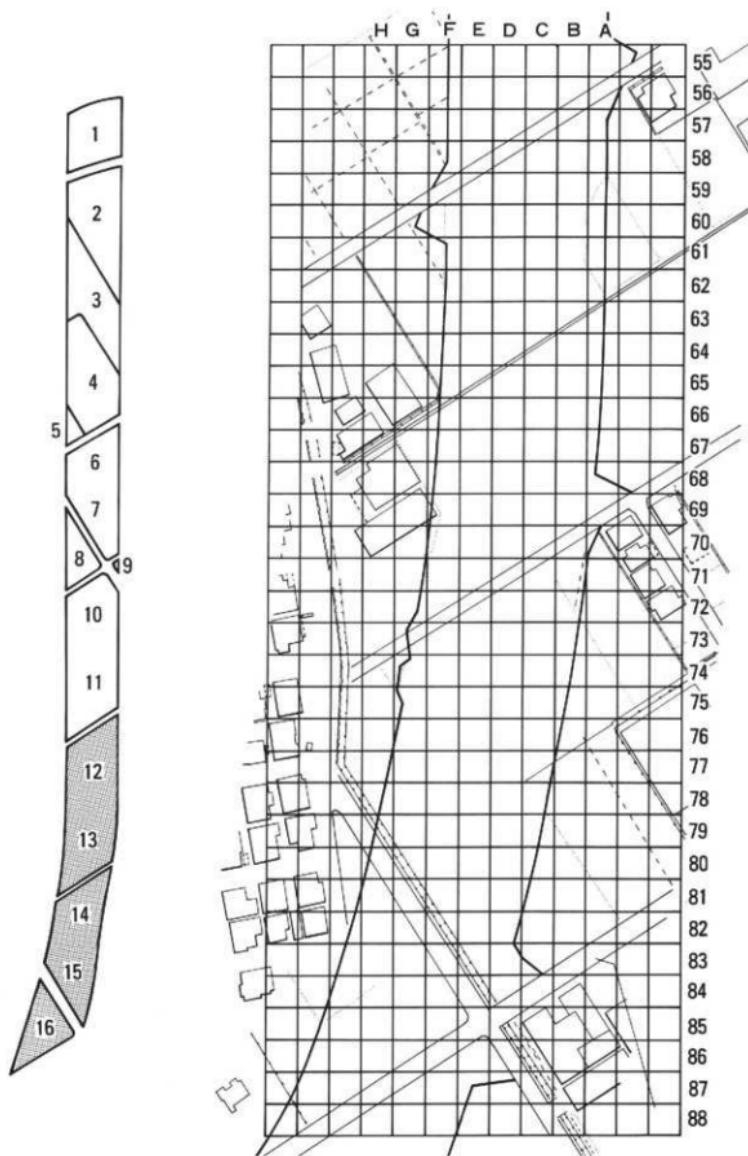
第1章 内荒遺跡調査の概要

第1節 調査の方法

川合地区的遺跡	静清バイパス川合地区には、東から宮下・川合・内荒の三遺跡が存在するが、これは從来川合遺跡と呼称されてきたものを、発掘調査の成果を踏まえて、三つの遺跡に分離したものである。したがって、発掘調査は各遺跡毎に実施されたわけではなく、川合地区全体を対象に行っているため、調査区の設定等遺跡毎で完結していないものもある。
調査区の設定	調査区の設定は、川合地区全体を、用地にかかる道路・農業用水路を境として16の区画に分割して行った。これに東から1～16までの番号を付して調査区名とした。このうち12～16区が内荒遺跡にあたる部分である。 ^{**}
グリッド配置	調査対象区については、全域に10m×10mのグリッドの網をかけることとして、その座標軸は、バイパス道路の直線部分における、センターラインに合せてとった。グリッド網には、南東隅を起点として、南から北にA・B・C・D……とアルファベット順に、東から西へ1・2・3・4……と数字をとり座標を組んだ、各グリッドはこの座標により、例えばC65、D70の如く標記した。
安全対策	調査の実施にあたっては、調査対象区と住宅区が隣接しているため、各区をフェンスバリケードで囲って、作業区域の安全確保に務めた。また低湿地の遺跡であるため豊富な湧水が予想され、降雨時に調査区が冠水・水没する事態も十分考えられた。このため調査区内の何ヶ所かに集水槽を設置し、水中ポンプを配置して、24時間強制排水を行った。なお水中ポンプには、水量によって自動的に作動するセンサーを取り付けて、節電に心がけた。また多量の強制排水による地下水位の変化等の周囲への影響調査を事前に実施した。
排水方法	発掘の基本工程としては、表土を重機により除去し、その後はベルトコンベアを用いて、人力により包含層を掘下げ、遺構・遺物の検出と精査を行った。調査に伴う堆土は、調査区域内で処理する方法をとったため、ベルコンでの搬出土は定期的に重機を用いて堆土とした。
遺構の標記方法	遺構は、調査区毎に原則として検出した順に、遺構の種別に分けて番号をつけた。遺構の記号は第1表に示したように、当研究所の付している記号の呼称に従っている。遺構の表記方法は、遺構記号・調査区番号・遺構番号の順で付しており、例えばSH 1402は、14区、2号の掘立柱建物を意味することになる。水田遺構については、種別記号を設げず、調査区名とアルファベット大文字を用いて、水田16Aという様に表記した。なお14・15区で検出された掘立柱建物の周溝にあたる溝は、現地調査時に建物との組合せが明確でなかったため、同一の溝であっても屈曲する毎に異なる遺構番号を付してある。また掘立柱建物で、資料整理の過程で建物跡としての認定をとりやめたものがあり、欠番が存在する。
遺物の登録	出土した遺物は、土器・木製品・石製品・金属製品・土器以外の土製品等に分けて、台

* 財團法人静岡県埋蔵文化財調査研究所『宮下遺跡（遺構編）－昭和59年度静清バイパス（川合地区）埋蔵文化財発掘調査報告書－』1985年 2～3頁

** 12・13区は平安時代の遺構面の下層に、古墳時代・弥生時代の包含層があり、これは川合遺跡に含まれる。したがって正確には12・13区の上層が内荒遺跡となる。



第1図 グリッド配置図

第1表 遺構・遺物の標記

遺構(S)	遺物(R)
A 棚	W 木製品
B 穴住居跡	P 土製品
C 祭祀造構	S 石製品
D 清	M 金属器
E 井戸	B 玉類
F 上塙	
G 小鍛冶遺構	E その他
H 掘立柱建物	
K 眇畔	土器は番号のみで 符号なし
P 小穴(pit)	
R 旧河道	
X その他	

帳に登録した。上器・木製品については、現場で洗浄・注記を行い、土器の接合・一部実測図の作成案も実施した。

写真記録 現地調査の写真は、6×7版の中型カメラおよび35mmカメラを使用し、6×7版・35mmの白黒写真と35mmのカラースライドの組合せで写真記録を図ることとし、別に35mmのカラーネガを調査工程記録用の写真とした。また、各調査区と遺跡の全景写真については、ヘリコプターを使用しての航空写真撮影を行った。

四面記録 遺構平面図・土層断面図等は、造り方測量により縮尺1:20で作成したが、必要に応じて1:10の作図も行った。現地調査にあたって作成した計測図は、全てマイクロフィルムの撮影を行い、アバチュアカード化して保管することとした。

第2節 調査の経過

内荒遺跡の現地発掘調査は、昭和59年7月9日から昭和60年5月17日まで、2年次・約10ヶ月間にわたって行われた。以下各調査区別に、調査の経過を述べるが、各区に共通する事項等もあるため、あらかじめ調査の概略を記しておくことにする。なお、12区と13区および14区と15区については、それぞれ区画が排水溝をはさんで隣接しており、遺構も両区にわたっているものもあるため、あわせて記述する。

事前準備 7月の第1週から第2週にかけて、周辺の環境への影響調査と、プラント・オペール試料採取・分析のための試掘調査を行った。また、これと同時に、現地本部棟、整理作業棟、作業員棟の各プレハブの設置を行い、各区に集水池を埋設し、防護柵の設置を行った。さらに、発掘器材等の搬入により、調査の事前準備を完了した。

調査の開始 7月中旬より、14・15区の表土(I・II層および盛土)除去を開始し、Ⅲ層に予想された水田跡は確認できなかったものの、IV層中に遺構が存在することを確認した。また、16区では、8月中旬に表土除去を開始し、Ⅴ層中に水路跡および水田跡を確認した。さらに、14・15区および16区の作業状況を考慮しながら、10月中旬には、12・13区の表土除去を始め、ここに全調査区の発掘が開始された。

発掘調査の進展とともに、9月19日には斎藤忠所長による、現地での調査指導およ

び遺構検出状況検討会が、11月9日には、静岡県埋蔵文化財調査研究所の全調査員参加による、現地での遺構・遺物検討会が行われた。この間、10月9日には、静岡県文化財保存協会の会員約50名による、現地見学会が行われている。さらに、発掘調査の進展状況を考慮した上で、10月27日には、地元の人々を対象とした現地説明会が行われ、約300名の参加をみた。また、10月31日、12月28日、昭和60年5月10日の3回にわたり、ヘリコプターによる、遺構の空中写真撮影を行った。

L. 12・13区の調査

12・13区の調査は、昭和59年度、60年度の2年次にわたって行われた。そのため、年度別に記述する。

10月15日～19日、重機を使用して、表土（I・II層）除去を行い、グリッド基準杭の設定および排水溝の掘削を行った。この際、北側排水溝掘削中に、F70グリッドにおいて、IV層中より切り込んだ木組み井戸1基（SE 1301）を検出した。

10月22日～27日 ベルトコンベアの設置を行い、III層をIV層上面に至るまで平削りする。しかし、III層での遺構の検出・確認はできなかった。

10月29日～11月9日 III層除去後、IV層上面での平削りにより、遺構検出作業を行う。

12月3日～7日 IV層上面での遺構検出ができなかったため、IV層を約5cmずつ掘り下げて平削りし、遺構検出を行う。また、SE 1301の発掘・精査を開始する。

12月10日～14日 IV層中の平削り作業を、下部の緑灰色シルト上面まですすめる。この結果、F71グリッドにおいて、土坑（SX 1301）を検出したのをはじめ、その周囲にも溝および小穴を検出した。しかし、これらの遺構群と井戸（SE 1301）との関係は、確認できなかった。

12月17日～21日 井戸（SE 1301）の発掘・精査が終了した後、1:10の縮尺により、平面実測および断面実測作業を開始する。また、IV層の緑灰色シルト上面の平削り作業で検出された遺構の精査を行う。

12月24日～29日 遺構の概略図を1:200の縮尺で作成した後、遺構にビニールシートをかけて保護し、年内の作業を終了する。

1月21日～2月9日 IV層緑灰色シルト上面の平削り作業を続行し、13区南側にまで範囲を拡張したところ、数本の溝と柵列を形成すると思われる小穴群を検出した。溝は東北東または、これに直交する方向の概ね2方向に区別され、小穴群もこれに準ずることが確認された。

2月12日～15日 降雨滞水による排水作業を行った後、13区南西部の遺構検出作業と、すでに検出されている遺構の精査を行う。

2月18日～23日 IV層緑灰色シルト上面での遺構検出作業を、13区北側にまで拡げたところ、E67およびF67グリッドにおいて、3間×2間の掘立柱建物1棟（SH 1301）を確認した。主軸の方向は北西を指す。精査の終了した遺構から個別写真の撮影を行う。

2月25日～3月15日 13区北西部の遺構検出作業および遺構の写真撮影を行った。



続行する。

3月18日～29日 造構の検出作業および写真撮影を終了した後、通り方を設定し、1:20の縮尺により、平面実測作業を行う。同時に造構の検討も行い、造構がIV層上部の灰色粘土層から切り込まれ、一部は確認面であるIV層下部の緑灰色シルト層を貫いて、その下の青色砂層まで達していることを確認した。これにより、昭和59年度の発掘調査を終了したため、ビニールシートで造構を保護し、次年度に備える。

5月1日～2日 12区北半部および13区南東部を中心に排水溝掘削を行い、昭和60年度の発掘調査を開始する。前年度と同様に、IV層下部緑灰色シルトの平削りによる造構検出作業を行う。

5月7日～10日 12区北半部の平削りにより、柵列を検出する。この柵列は、前年度13区で検出されていた小穴群と、方向、間隔とも一致することが確認された。柵列の方向は東北東で、現況では50m以上の距離を有するが、両端ともに発掘調査の区域外にまで及んでいるため、正確な距離は測定できなかった。また、この柵列の南約2mに柵列に平行して溝(SD 1311)を、さらに南約17mでも同様に平行する溝(SD 1203)を検出した。しかし、この2本の溝にはさまれる部分では、造構の検出はできなかった。このほか、約3mの間隔で走る2条の杭列を検出している。この杭列は、13区側では東西方向であるが、12区のD63グリッドで方向を東北東に転じており、両端はとともに発掘調査の区域外へ延びている。杭列の両側部分では造構は検出されなかった。これらの造構群は、前年度の調査でその一部が確認されており、今回の調査によって、その方向性等が補完されたといえる。

5月13日～17日 造構精査および清掃の後、写真撮影を行う。さらに、前年度の実測図を補測して調査を終了する。

2. 14・15区の調査

7月9日～20日 重機を使用して、表土(I・II層および盛土)の除去を行う。これと併行して調査区内の除草、調査区周囲の排水溝掘削作業を行う。

8月1日～10日 表土除去が完了する。14区東端および北端に、断面観察用のトレーンチを設定する。

8月16日～17日 グリッド基準杭の設定を行い、打設した杭に沿って、10mメッシュのトレーンチを掘削する。III層上面において平削りを行い、精査したが、造構の検出ができないため、IV層の発掘を開始する。

8月20日～24日 III層の発掘調査を継続して行ったが、プラント・オバール分析調査により予想された水印跡は確認できなかった。III層では、F78グリッドの静岡市教育委員会の試掘坑の東西両側に、南西から東北に約30m走る杭列を確認したのみにとどまった。III層除去後、IV層上部の灰色粘土上面の平削りによる造構検出作業を行う。しかし、この面でも造構の検出はできなかった。そのため、IV層下部の緑灰色シルト上面まで掘下げ、この面の平削りにより、造構検出作業を行う。これにより、14区東半部一帯に、幅約40cm、1m間隔で南西から東北に走る小溝群を検出した。また、14区東端部では、横樋、漆挽等の遺物の出土をみた。この時期、降雨が続いたため、排水等に時間を費すことが多く作業が手間取った。

8月27日～31日 14区中央部のIV層上面の平削りを行う。凸凹が多く、作業に時間をかけたが、この部分でも造構の確認はできず、IV層下部の緑灰色シルト上面までの発掘を開始する。この間、IV層上面およびIV層上部中より、小刀を含む鉄製品2点(D75, 77グリッ

ド)、漆椀片、灰釉陶器を含む大量の土器等が出土している。

9月3日～7日 14区西侧部分でのⅢ層除去、Ⅳ層上部上面平削り作業を行う。これが終了した後、Ⅳ層下部上面まで発掘し、平削りを行う。これにより、D77・E78グリッド一帯にも東半部と類似した小溝群を検出した。しかし、間隔等に相違がみられ、ただちに同性格のものとは断定できず、後に検討を加えることとする。さらに平削りの範囲を広げたところ、SH1401(G78グリッド)、SH1402(D75・76グリッド)の2棟の掘立柱建物を確認した。このうちSH1401については、2間×2間の建物の周囲に溝(SD1410)を巡らせており、溝底からは敷きつめられたような状態で木質腐食物が検出されている。また、ここからは墨書き上器1点および陽物形木製品が出土している。SH1402は、5間×3間の大型の掘立柱建物であり、柱穴は0.7m乃至1mの隅丸方形を呈する。柱穴のうちにには礎板を残すものもあるが、南側の2個は静岡市教育委員会の試掘で破壊されていた。掘立柱建物の主軸方向は、2棟とともに南東一北西を指す。

9月10日～14日 検出された遺構の発掘を継続して行うとともに、精査も開始した。あらたに14・15区の境に掘立柱建物(SH1403)を検出する。4間×4間であり、周溝(SD1540)を巡らせている。この周溝の底からも木質腐食物が検出された。周溝からは他に、錢貨(「神功開宝」)1点および灰釉陶器を含む土器片が出土した。

9月17日～21日 検出された遺構の発掘・精査を継続するとともに、今まで未掘であった15区のD列におけるⅢ層の発掘を開始した。発掘・精査・清掃の完了した遺構は、写真撮影を実施した。

9月25日～28日 15区D列Ⅲ層の発掘を終了し、Ⅳ層を下部上面(緑灰色シルト上面)まで堀り下げる。また、中央上層帯(E列)の上層断面実測作業を行う。

10月1日～5日 15区南側の表土を重機を使用して除去し、Ⅲ層の発掘を開始する。また、Ⅳ層下部上面での遺構検出作業を行う。14区では、検出された遺構について、1:200の遺構概略図を作成する。

10月8日～12日 土層断面実測の終了した上層帯の除去を開始する。15区南側では、掘立柱建物2棟(SH1501、SH1502)を確認したほかに、掘立柱建物を形成すると思われる小穴群を検出した。しかし、前述の2棟以外には、掘立柱建物と確認できず、以後の発掘の展開をまつこととなった。また、これらの掘立柱建物は、今まで検出されたものと同様に、周溝を持つことが確認された。

10月15日～27日 検出された遺構の発掘および精査を行い、現地において調査員により、若干の検討を加えた。15区南側の掘立柱建物の周溝では、他の周溝と同様に底部に木質腐食物を検出したが、その出土状況に疎密があることもわかった。これらの周溝からは、大量の土師器・須恵器・木製品が出土しているが、その中には墨書き上器、灰釉陶器が何点か含まれている。

10月29日～11月16日 発掘が済んだ遺構の精査を始めるとともに、遺物の出土状況を1:10の縮尺で平面実測する。実測の終了した遺構については、遺物の取り上げを行った後、完掘写真の撮影を行った。

11月19日～30日 14区について、造り方を設定し1:20の縮尺で平面実測図作成の準備を行った。

12月3日～29日 14区の平面実測作業をすすめるとともに、15区の造り方設定作業を行う。同時に、やや大きめのアングルを含めた写真撮影を行う。その後、遺構をビニールシート

で覆って保護し、年内の作業を終了した。

1月8日～25日 造構の平面実測作業を続けるとともに、全体写真を撮影する。

2月12日～15日 14・15区の造構平面実測作業を終了し、南壁の上層断面実測作業を開始する。また、造構の検討を行った結果、14・15区境の北側部分に掘立柱建物の存在が予想されたため、この部分の発掘、精査を行う。

2月18日～28日 14・15区境北側の精査の結果、柱穴は完全に確認できなかったものの、掘立柱建物を区画すると思われる溝を確認した。この溝は14区側、15区側の2地区に分かれており、一辺4乃至5mの方形を画する。14区側、15区側ともに8kN程度を確認したが、北側は発掘調査区域外となっており、全容は確認できなかった。また、切合関係を検討した結果、2時期あることが想定された。さらに、この造構の南側および西側に、溝を閉むような形でL字形に延びる柵列を検出している。この作業と併行し、14区東端を幅約3mで帯状に拡張した。これは、ここで検出された小穴群が掘立柱建物を形成するのではないかと思われたためである。この際に、E72グリッドIV層下部の緑灰色シルト上面から、印面を上にした状態で「造大神印」と陽鋳された銅印が出土している。

3月1日～15日 14区東端部の平削りにより、ここで検出されていた小穴群は、掘立柱建物ではなく、柵列を形成することが確認された。あらたに確認された造構の精査および写真撮影を行う。

3月18日～29日 14区東端部の平面実測作業および他の部分の実測図の補測を行った後、埋め戻しを開始し、調査を終了した。

3. 16区の調査

8月20日～24日 重機を使用して、表土(Ⅰ・Ⅱ層)の除去を開始する。

8月27日～9月7日 重機による表土除去の作業の際、Ⅱ層中において水路(SD 1601)を検出する。このため、表土除去作業はこの水路の検出面までとする。

9月10日～14日 SD 1601の範囲を確認した上で、発掘を開始する。

9月17日～21日 SD 1601の発掘を完了し、精査を開始する。この水路は、重機により、まず護岸杭列が検出されたのであるが、発掘によって、その杭に2乃至3mの横木を当てて土留めをしている部分があることが確認された。水流は東から西へ向かうと考えられ、水路がゆるやかに曲線を描いているので、水流の当たる部分に横木を当てて護岸したと考えられる。また、右岸沿いに約1m程の板塀の施設が検出されたが、これは洗い場と思われる。遺物については、漆塗、染付等が出上しているが量は少ない。精査が完了した時点で写真撮影を行った。

9月25日～10月12日 SD 1601の両岸に土手状の高まりが検出されていたが、さらに、その両側に水路に直交する畦畔を検出した。発掘をすすめた結果、畦畔は9本、水田は11面を検出することができた。しかし、発掘調査区の形状に制限されたため、完全な水田面は検出することができなかった。また、南西隅の畦畔の西側に溝(SD 1603)を検出した。SD 1601とはほぼ直交するが、前述の土手状の高まりに突き当たり、合流しない。

10月15日～19日 SD 1601、畦畔、水田面の発掘・精査が完了したため、造構の個別および全景写真的撮影を行った。

10月22日～31日 水路の平面および側面の実測を1:10の縮尺で開始する。同時に杭および横板の解体を行った。また、畦畔の平面実測も開始した。

11月1日～16日 水路および畦畔の実測を終了したため、重機を使用してⅢ層上面までの

排上を行った。

11月19日～22日 Ⅲ層を発掘し、遺構検出作業を行ったが、Ⅲ層中では、遺構の検出はできなかった。

11月26日～30日 Ⅲ層除去後、Ⅳ層上面での遺構検出作業を行うが遺構の検出ができなかったため、Ⅳ層下部上面まで堀り下げる。これにより、南東から北西に延びる杭列を検出した。また、G85グリッド附近で杭列が切られる性格不明の土坑（S X 1601）を検出している。精査を行ったところ、このS X 1601から釘付の木材が出土した。

12月3日～7日 Ⅳ層下部上面での遺構精査を行い、写真撮影を行った。

12月10日～14日 遺り方を設定し、1：20の平面実測図の作成を行う。

12月17日～21日 平面実測作業終了後、杭列の取り上げと南側土層断面実測作業を行う。

降雨による滯水があり、作業に手間取った。

12月24日～29日 重機による埋戻しを開始する。あわせて集水樹の撤去を行い、埋戻し終了後、安全柵撤去を行う。これによってすべての作業を終了した。

第3節 基本層序

本書では「はじめに」で述べたように遺跡の地理的環境に関する記述を割愛している。そこで基本層序の理解に必要と思われる範囲で、遺跡周辺の地形等について簡単にまとめよう。

遺跡周辺の地
形

内荒遺跡は静岡平野北東部、長尾川と巴川の両河川に挟まれた沖積低地の北辺部に位置しており、すぐ北側には南沼上丘陵をひかえている。この付近一帯は麻機低地と呼ばれる浸潤度の高い低湿地の東端部にあたっており、現況は湿田地帯（細粒グライ土壤）である。遺跡周辺の地形環境は長尾川と巴川という性格を異にする両河川の影響を強く受けている。遺跡の東を流れる長尾川は河床勾配が急で土砂運搬が著しく、瀬名付近に南北に細長い扇状地を発達させて麻機低地の東を閉いている。また洪水の際には西側へも氾濫乱流して多量の砂礫を押し出しており、地形は東から西へむけてゆるやかな傾斜をしめしている。バイパス路線における現地表面での標高は遺跡の東端（路線中央杭No.466）で8,870m、西端（同No.479）で8,080mであり、約80cmの標高差がある。なお川合地区全域での標高差は2m程度である。遺跡はこの長尾川の氾濫で形成された自然堤防状の微高地に立地している。一方、遺跡の西を流れる巴川は河床勾配がゆるやかで流下能力が小さいため排水機能が極めて悪い。麻機低地は長尾川扇状地などに閉されて盆地地形をなしており、台風や集中豪雨などの大雨に見舞われると冠水し、これに巴川の水はけの悪さが加わって長期間にわたり湛水状態となる。このように遺跡の周辺一帯は長尾川、巴川両河川による氾濫・冠水・湛水という一連の水害常習地帯であり、こうした土地条件は土層堆積にも大きく影響している。

麻機低地

長尾川

巴川

基本層序

川合地区における基本層序は、プラント・オパール分析調査の試料採取時に行なった土層観察を基本としており、各遺跡と共に通して設定されている。内荒遺跡の基本層序はI～IV層で、II層・IV層については本調査での所見に基づきさらに細分している。各上層は上述した現地表面の傾斜に沿ってほぼ水平に堆積している。

I層 表土層。厚さ20cm前後の青灰色粘土層で、旧水田耕土にあたるものである。

I 層

II層 灰色粘土層。厚さは12～15cmで40cm前後、16cmではやや厚くなり60cm前後である。

II 層

旧水田に伴う斑鐵の集積が認められる。上層部分は砂質が強く、下層にむけて漸次粘質と

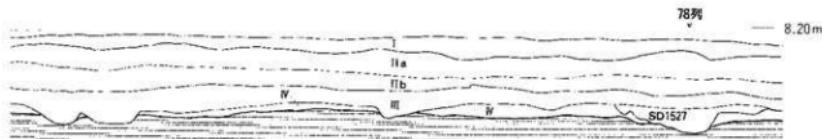
なっており、12～15区では2層（Ⅱa層・Ⅱb層）に細分できる。16区ではⅡa層をさら粘性によって2層（Ⅱa1層・Ⅱa2層）に細分した。プラント・オパール分析調査によれば、467（12区）、470（13区）、475（14区）の各地点とも高い数値のイネプラント・オパールが検出されており、継続的に水田がつくられていた上層と考えられる。12区および16区ではⅡb層を耕土とする水田造構が検出されている。

III 層 Ⅲ層 暗茶褐色粘土層。12～16区の全域に20cm前後の厚さで堆積しているが、遺跡の東端付近から東では暗茶褐色粘土から暗褐色粘土へと漸次移行している。プラント・オパール分析では470、475の両地点においてイネのピークがみられ、水田の可能性が指摘されたが造構は検出されていない。

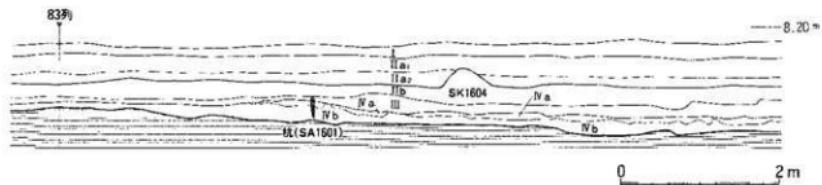
IV 層 Ⅳ層 灰白色粘土層。平安時代の遺物包含層である。造構の掘り込み面もこの層中であるが、調査では分離できなかった。遺物が集中して出土した14・15区の掘立柱建物群周辺（B～E 77～81グリッド）では炭化物の混入が認められる。10～20cm前後の厚さで12～16区の全域に拡がっているが、Ⅲ層の変化と対応するように12区では遺跡の東端付近から東へむけて次第に灰褐色粘土に変化している。また16区では杭列S A 1601を境として西側には上層部分に暗茶褐色粘土が堆積する（Ⅳa層）。475地点におけるプラント・オパール分析では、Ⅲ層とともにイネのピークがみられたが、他地点では検出されていない。

下層造構はⅣ層直下の緑灰色シルト層上面の精査で検出している。造構検出面は現地表面とほぼ対応して東から西へ、また北から南へとゆるやかに傾斜しているが、16区ではS A 1601付近から西は傾斜が急となっている。標高は遺跡の東端部（F63）で8,110m、西端部（G83）で7,260mである。なお、Ⅳ層より下層は砂層とシルト層・粘土層が互層堆積しており、長尾川の氾濫の著しかったことがうかがわれる。

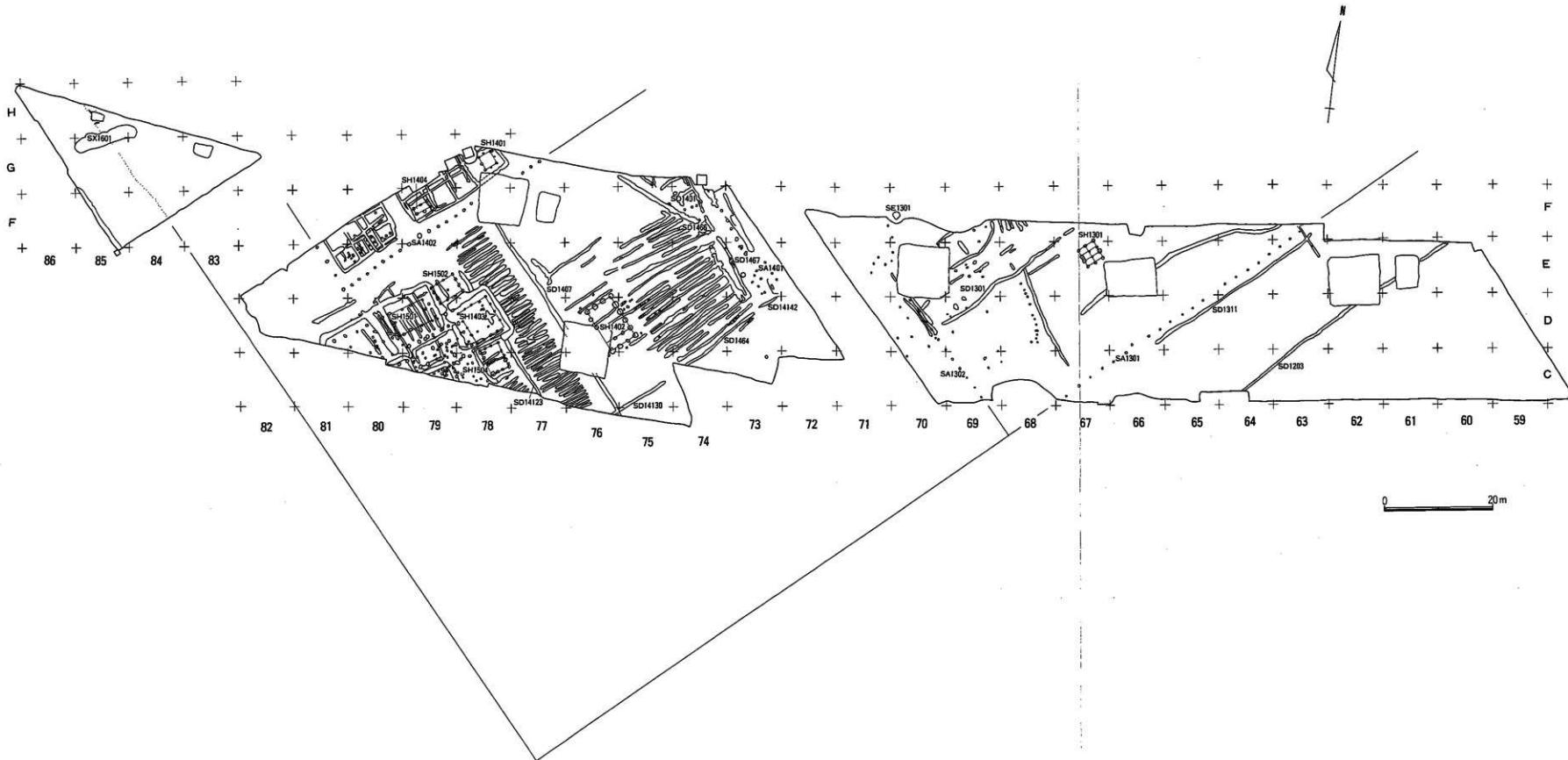
14・15区南壁土層断面図



16区南壁土層断面図



第2図 土層断面図



第3図 下層遺構全体図

第2章 遺構

第1節 遺跡の概要

内荒遺跡で検出された遺構には、水田・水路・掘立柱建物・井戸・柵列・杭列・溝・土坑などがあり、時期的には近世以降と奈良時代末～平安時代の二時期に大別することができる。ここでは前者を上層遺構、後者を下層遺構と呼称することとし、以下それぞれの概要を説明する。

1. 上層遺構

16区において水路と水田が検出された。検出面はⅡ層中である。

水路には護岸施設をもつものの(S D 1601)と素掘りのもの(S D 1603)の2種がある。S D 1601は、調査区の中央を北東から南西にむけて弧状に延びるもので、護岸の杭や横木には数次にわたる補修がなされており、基幹水路として長期間にわたり機能していたものと考えられる。水路の両脇は幅1m程の農道(大畦)がついている。水田はS D 1601を挟んで両側につくられており、Ⅱb層を耕土としている。畦畔9本とこれら畦畔によって区画された11枚の田面が検出されたが、調査区が狭小であるため田面全体を確認できるものはなかった。畦畔は全て土盛りただけのもので、S D 1601に平行あるいは直交してつくられる。S D 1603は後者の畦畔S K 1605の西辺に沿って掘られたもので、農道を挟むためS D 1601とは連結していない。

水 路

水 用

畦 畦

出土遺物

遺構の年代

遺物はS D 1601からある程度まとまって出土した以外はほとんどなく、遺構の時期を確定することはむつかしい。S D 1601から出土した遺物は奈良時代以降の上器類で、江戸時代の陶器・磁器を主とするものであるが、半瓦片が1点だけ含まれており、これが遺物の下限を示すと考えられる。出土遺物のはかに遺構の年代を示すものとして、護岸の横板に転用された鑽子破風板がある。鑽子破風板は屋根の切妻についている合掌形の装飾板で、瓦葺屋根に作うのが一般的である。当地方では農家に瓦葺屋根が一般化するのは明治末以降のことらしい。半瓦片の山上や鑽子破風板が横板に転用されていることから、S D 1601はかなり新しい時期まで機能していたと考えられる。図版第3図の周辺旧地割図は年久であるが昭和初期に比定できるもので、耕地区画整理以前の地割を知ることのできる資料であるが、これにS D 1601が描かれており、S D 1601の下限が昭和初期まで下ることは確実である。S D 1601の埋土の砂礫は長尾川のものであることはほぼ間違いないが、洪水で運ばれてきたものであるのか、あるいは人為的に埋めこまれたものであるのかは明確にはしえない。後者であるならば、S D 1601は耕地区画整理に伴って廃棄された可能性が強いといえよう。S D 1601に付随するかたちで検出された水田も、伴出遺物がなく時期を明確することはできないものの、S D 1601との関連で考えればかなり新しいものである可能性が強い。しかし、前述したようにS D 1601は長期間にわたって使用されており、水田の時期を考える場合、この存続期間を考慮する必要があろう。層位的にみれば、3区・4区で検出された水田と対応するものであり、近世にさかのぼる可能性も有している。

* 陶磁器の時期比定については本研究所調査研究員足立順司氏によるところがあった。

** 鑽子破風板については現場技術者高柳征司氏(竹田工務所)の教示をえた。

2. 下層遺構

下層遺構は内荒遺跡の主体をなすものであり、検出された遺構には、掘立柱建物・井戸・柵列・杭列・溝・畝状遺構・土坑などがある。遺構は12~16区のはば全域にわたって検出されており、その括りは調査区域外へも及ぶため遺跡の全容を知ることはできないが、今回検出された遺構のなかに遺跡の外郭を示すと考えられるものがあり注目される。

遺跡の外郭
を示す遺構

SA1301 12・13区で検出されたSA1301は北東一南西方向(N-48°-E)に延びる柵列であるが、その南側には2本の溝SD1311・SD1203以外は同時期の遺構ではなく、遺跡の南辺を区画するものと考えられる。SD1311・SD1203は約17mの間隔をおいてSA1301と平行して掘削されている。両溝の間に石敷等の施設は認められなかったが、外柵に沿った道路が敷設されていた可能性もある。16区で検出されたSA1601は北西一南東方向(N-44°-W)に延びる杭列である。上層断面の観察によれば、この杭列を境として西側は湿地状の堆積を示しており、SA1601は湿地際に護岸を目的として打ち込まれたものと考えられる。杭列西側の湿地部分では遺構は認められない。SA1601はSA1301と較べると貧弱ではあるが、地形に制約をうけた遺跡の西限を示すものと考えられる。以上SA1301・SA1601によつて遺跡の南辺および西辺がおさえられたことから、今回の調査区域が内荒遺跡の西南部分にあたることが理解された。また、両遺構の延長部分が未調査であるため明確ではないが、SA1301とSA1601はほぼ直交する方向性をもつことから、遺跡は方形に地割されたものであった可能性が強い。川合地区には耕地整理前まで条里地割が存在していたが、SA1301・SA1601の方向はこの条里の方向と一致しており、遺跡が条里に基づいて割り付けられていた可能性もあり、遺跡の性格を考えるうえで注目される。

条里地割
地割・区画
を示す遺構

SA1301・SA1601で区画された遺跡の内側は、さらにこれらに平行あるいは直交する柵列、溝により地割されており、このなかに掘立柱建物や畝状遺構が計画的に配置されている。SD1301・SD14130・SA1402はSA1301と平行する方向、SD1407・SD14123・SD1302・SA1401はSA1301と直交する方向をもつ地割遺構である。

掘立柱建物

今回検出された建物遺構はすべて掘立柱建物であり、竪穴住居は含まれていない。掘立柱建物は8棟検出され、周溝をもつものともないものに大別できる。周溝をもつ掘立柱建物はまとまつた分布を示しており、北群と南群の2群を設定した。

北 群

北群は14・15区北西部(E-G・78~81グリッド)に位置するもので、南および西をSA1402で地割されたなかに配置されている。柵列の内側は、幅0.5m前後の溝が直交するかたちで縦横に掘り込まれ、1辺が2.5~6mの方形に区画されている。この区画内に掘立柱建物が建てられており、SH1401・SH1404の2棟が検出された。SH1401は2間×2間、SH1404は2間×1間でいづれも方形区画の制約を受けるため建物規模は小さい。

方形区画を
なす溝

方形区画は前後左右に連結しているが、途中に幅3m程の空白部分があり、これにより東西に2分される。この空間部分は通路としての機能を考えられ、SA1402ではこの通路に

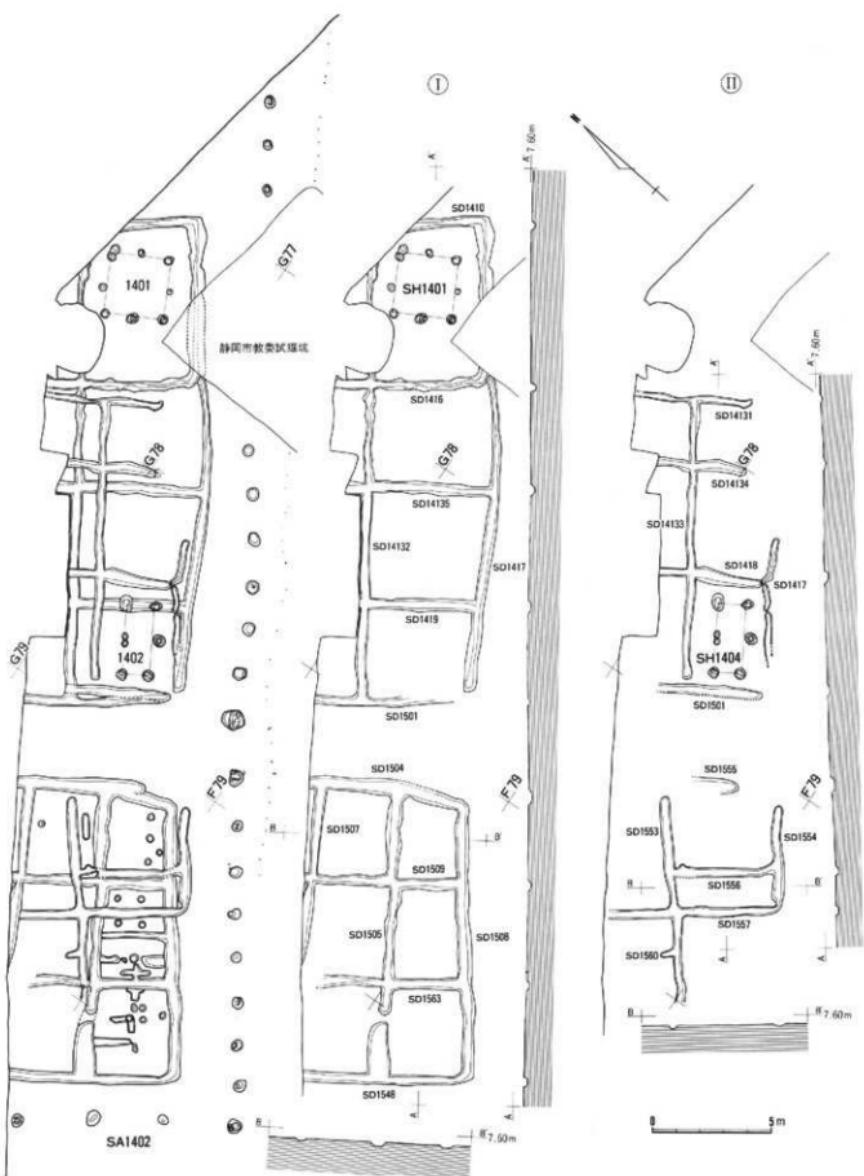
溝の切り
合 い

対応する個所の柱穴間隔は他の箇所よりも広くとられている。区画をなす溝には切り合いが認められ、また覆土にも違いがあることから新旧の2時期に分けることができる。古い

古 い 時 期

時期の溝は残存状況が良好で、東・西両区画とも明確に検出された。東区画では東西4列、南北2列の8区画が確認されたが、このうち1区画全体を把握できたものは2区画のみである。1区画の面積は推定できるものを加え、おおよそ16~29m²である。SH1401は東南隅にあたる区画に配置されたものである。西区画は東区画より規模が小さい。東西3列、南北3列にわたる8区画が確認され、4区画については区画全体を把握できた。1区画の

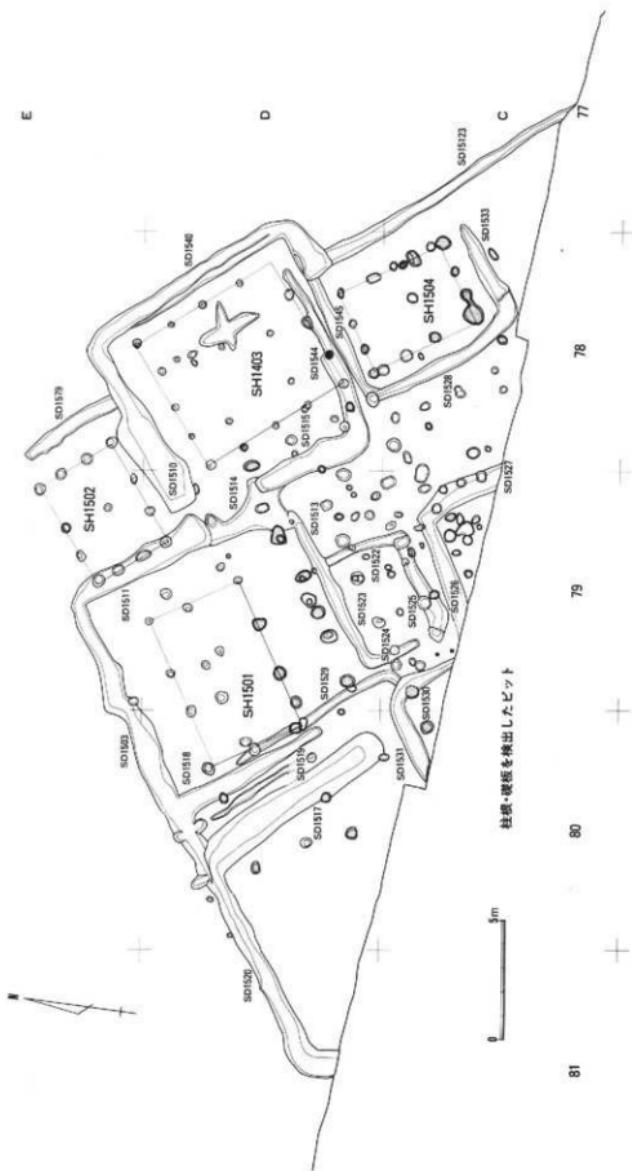
SH1401



第4図 据立柱建物北群全体図

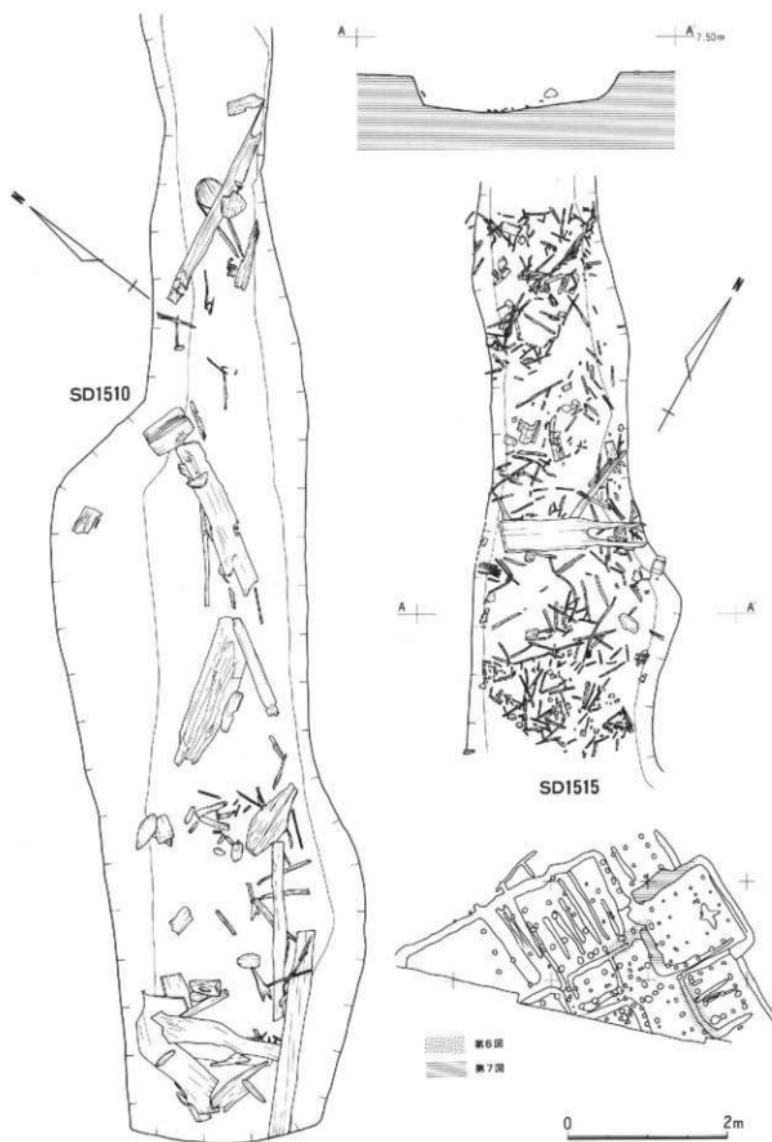
新しい時期	面積は8～12m ² である。溝の規模は検出面において幅約0.5m、深さ0.1～0.2mで、底部には樹皮状の木質腐食物の堆積がみられる。新しい時期の溝は、古い時期のものと較べると残存状況は悪く、西区画の状況は不明である。東区画では東西3列、南北2列の6区画が確認された。1区画の面積は概ね12m ² 前後である。西南側の区画でSH1404が検出されている。溝の規模は検出面で幅約0.4m、深さ0.05～0.15mである。古い時期の溝のような木質腐食物の堆積はみられない。新しい時期の溝は、基本的には古い時期の溝の配置を踏襲しており、両者の時間差はほとんどなく継続して機能したものと考えられる。北群で検出された掘立柱建物は2棟と少ない。しかし、北群の区画は調査区域外へ延びており、また調査区域内においても組合せの不明な柱穴や建物の検出されなかった方形区画が多数存在することから、北群を構成する掘立柱建物の実数はもっと多いと考えられる。
SH1404	南群は14・15区南西部（B～C 78～81グリッド）に位置するもので、SA1402とこれに直交するSD1407によって地割されたなかに配置されている。検出された掘立柱建物は4棟であるが、北群と同様の理由で本来はさらに数棟の建物があったことは確実であろう。また組合せが明確でない柱穴のなかには一直線状に並ぶものもあり、塀あるいは柵として把握できる可能性もある。しかし、南群の南西部分が未調査であり南群全体を通しての建物配置の検討が不可能であることから、今回の報告では組合せの確実なものだけを取り上げることとした。掘立柱建物4棟の内訳は3間×3間が2棟（SH1502、SH1504）、3間×2間が1棟（SH1501）、4間×4間が1棟（SH1403）であり、3間×3間の2棟は規模的にも類似している。またSH1403は平面形が正方形をなす大型建物で、南群のなかでは主張的な存在である。これら掘立柱建物は周溝をもつもの3棟と周溝をもたないものの1棟に2分される。両者の間に切り合い関係が認められ、後者が後出のものであることは確実であるが、土軸方向がほぼ共通していることや建物の配置状況から判断して大きな時間差はなく、前者の建物群が継続している期間内での建て替えあるいは新築と考えて大過ないであろう。なお、南群の継続期間は、伴出上器の大半が猿投窯編年黒道14号窯式灰釉陶器とこれに併行した須恵器、土師器であることから、ほぼ一型式の時間軸でとらえることができると考えている。
掘立柱建物の内訳	南群における建物配置は「型あるいは」型の同溝を連続させた区画を基本とするもので、北群の区画方法とは様相を異にしている。今回検出された区画はSD1510・1540、SD1530・1511、SD1517・1520、SD1526・1527、SD1530・1531、SD1545・1528・1533の各周溝によって示される6区画である。SH1403、SH1501、SH1504の3棟ががこの区画内で検出されている。これら区画の内側や周辺には周溝と切り合いながら連続する溝があり、このなかにはSD1514・1523やSD1515のように上述の周溝を補完して方形区画をなすと考えられるものもある。溝の覆土は炭化物を含む暗灰色粘土で、底面に腐植層の堆積するものと堆積しないものに大別され、さらに後者は青灰色粘土が間層としてはいるものとはいらないものに細分される。腐植層の堆積した溝には木製品を含む多量の木片が流れ込んでいた。溝のうちSD1522、SD1530では角杭を溝の立ち上がりに斜めに打ち込み、これに横木をわたした護岸造構が認められた。またSD1529でも護岸用と考えられる杭が検出されている。
建物配置	掘立柱建物には上述の北群、南群に含まれず単独で配置されたものが2棟検出されている。いづれも周溝をもたないものである。SH1402は、SD1407、SD1430・1464、SD1401・1466・1467、SA1401によって方形に地割されたなかに配置された7間×
SH1402	

第5図 柱立柱建物南群全体図





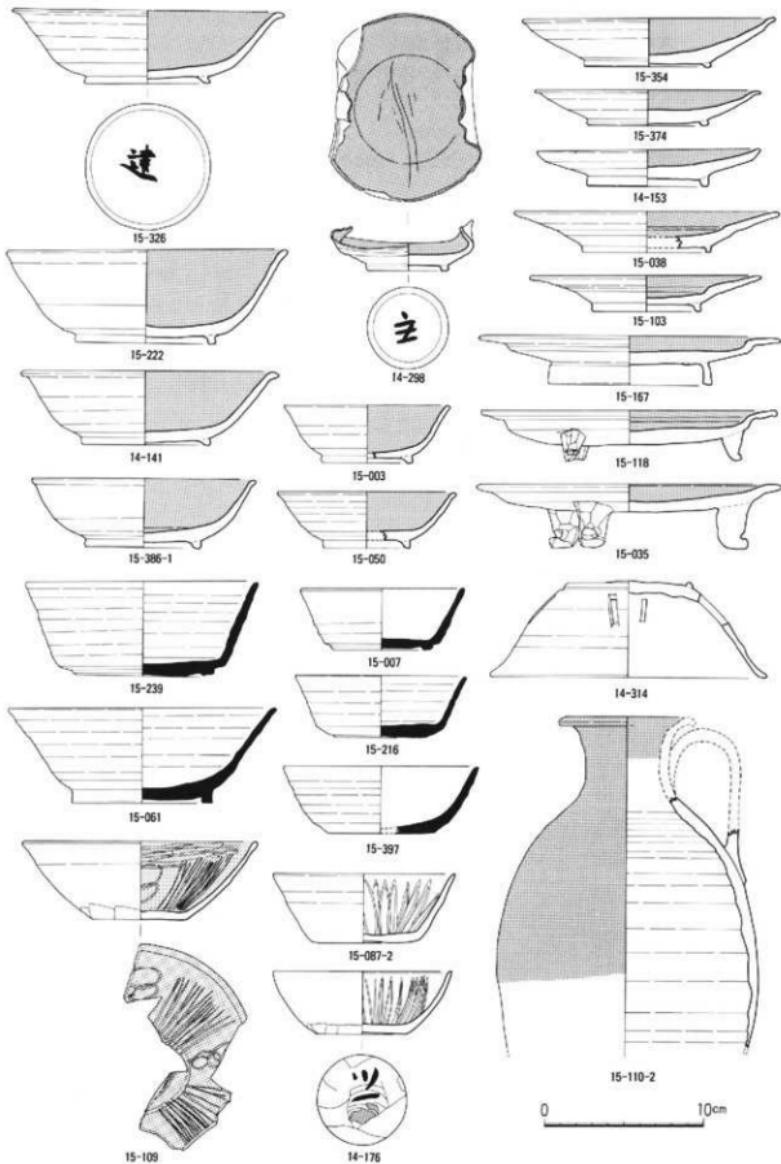
第6図 遺物出土状態図1



第7図 遺物出土状態図2

S H 1301	3間の南北棟で、今回検出された掘立柱建物のなかでは最大規模を有するものである。S H 1301は3間×2間の南北棟で、唯一の総柱式建物である。S H 1301の配置された区画については、S D 1301が北辺、S D 1310が西辺を示すと考えられるが、S D 1310は大きく西南方向へずれており、他の地割遺構とはやや様相を異なる。なお、S D 1301より北側の部分では畳層をはずした段階で整地層と思われる跡を散在的に含んだ暗灰色粘土層の拡がりが認められた。この整地層の分布範囲であるF70グリッドで、木枠みの井戸SEI301が検出されている。
故 状 小 溝	14・15区では、地割を示す溝や掘立柱建物に伴う周溝などのほかに、細くて浅い小溝が多數検出された。小溝は一定の間隔で平行して割られており、大きく4群にまとめることができる。小溝の性格を明確にすることはできないが、島の歓間にあたる部分と考えられることから、本報告では「畠状遺構」と呼称した。畠状遺構は、前述の掘立柱建物と同様溝によって地割されたなかに整然と配列されている。掘立柱建物群南群のなかに存在する第4群は切り合い関係から建物が魔化されたとのものであることは確実であるが、他の畠状遺構については、一部で掘立柱建物と切り合うものの基本的には両者の配置が明確にわけられている状況が認められ、時期的には同時期あるいは後出であるとしても極めて近接した時期の所産と考えられる。但し、同時期とした場合後述するように内荒遺跡を官衙的性格をもつもの、具体的には安倍郡衙に比定して考えており、郡衙の内部に島のつくられている景観を復元できるのかが疑問点としてあげられる。
出 土 遺 物	内荒遺跡からは土器、木製品を主体として豊富な遺物が出土している。これら遺物の大半は未整理であり、今後整理作業をすすめるなかで充分な検討を行なわなければならないが、ここでは調査時の所見を基にしながら遺物の概要にふれ、下層遺構の年代、性格について考えてみたい。
土 器	土器には灰釉陶器、綠釉陶器、須恵器、土師器があるが、なかでも猪投窯編年黒窯14号窯式に比定される灰釉陶器が多量に出土しており注目される。器種も豊富で碗、皿を中心として双耳碗、耳皿、三足盤、手付瓶、手付小瓶、長頸瓶、短頸壺、同蓋などがあり、大半が猪投窯産のものと考えられる。灰釉陶器には他に黒窯90号窯式、折戸53号窯式に比定しうるものがあるが若干含まれている。綠釉陶器は破片のみで量的にも少ない。畿内産のものを主体としており、猪投窯のものが一部含まれている。須恵器は环身、蓋環を中心として甕、瓶、長頸瓶などが出土している。黒窯14号窯式の灰釉陶器と共に伴する甕には削り出し手法をもつ特徴的なものがある。これは藤枝市助宗古窯跡群で生産されたことが明らかになっ
灰 釉 陶 器	てている。土師器には甕と甕がある。甕は鞍束型甕とよばれるタイプのもので、甲斐型甕が少量含まれている。また内面に炭素を吸着させた内黒土師器も若干認められる。甕はコの字形の口縁部をもつ長脚甕である。これら土器のなかには墨書き土器が70点ほど含まれており注目される。墨書きは1文字のものがほとんどで、「建」「土」と書かれた例が複数出土している。
綠 釉 陶 器	ている。墨書き土器と関連するものとして、灰釉陶器、須恵器に転用甕が認められるほか、陶 瓢 瓶 の胸部に長方形透しを四方から穿った陶甕が出土している。また、墨痕は認められない
木 製 品	木製品のなかに付け札型木箇（平城宮木箇の032型式）の形態をもつ板材が1点出土している。

* 灰釉陶器、綠釉陶器の产地については名古屋大学文学部斎藤孝正氏の教示をえた。なお、鉛釉陶器の胎土・釉薬分析を名古屋大学名誉教授山崎一雄氏に依頼中である。



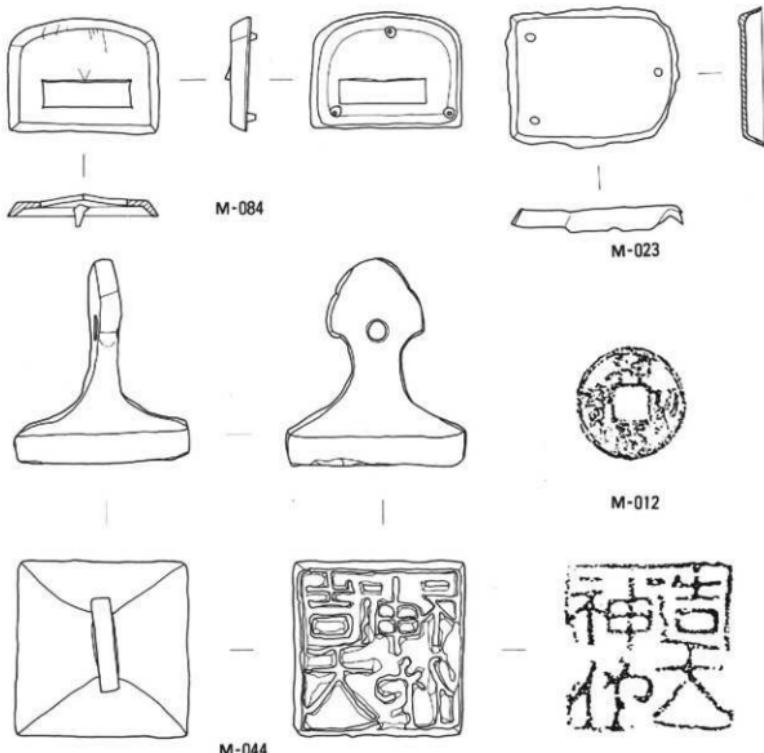
第8図 遺物実測図1

土器は大半は包含層（IV層）出土のものであるが、黒窯14号窯式の灰釉陶器とこれと併行関係にある須恵器、土師器は掘立柱建物南群に伴って集中出土しており、その一部を第8図に示した。須恵器のなかには奈良時代後半にさかのぼる一群があるが、これらは13区～14区東端部から出土しており、上述の平安時代前期の遺物とは出土地点を異にする。

木製品 木製品は掘立柱建物の周溝など溝から出土したものが大半で、はし、しゃもじ、曲物などの生活用具から陽物などの祭紀具まで多種多様なものが含まれている。完形品はないが漆製品もあり注目される。

銅印 土器、木製品以外の遺物としては、銅印、鈎帶金具、錢貨などがあり、遺跡の性格を検討する上で重要な位置を占めている（第9図）。銅印は「造大神印」銘をもつ苔鉢印で、印面3.6 cm四方、印高4.2 cm、重さ72.1 gを測る。E73グリッドの包含層（IV層）中からの出土である。

鈎帶金具 鈎帶金具は蛇尾1、巡方1の計2点が出土している。錢貨ではS D 1540から出土した神功開宝が注目される。これらの遺物は、前述した黒窯14号窯式に比定できる灰釉陶器の多量保有、墨書き土器の存在と併せて、内荒遺跡が単なる一般集落ではなく、官衙的



第9図 遺物実測図2 (1:1)

性格をもつ遺跡であることを示しているといえよう。このことは計画性の極めて強い遺構配置からも伺うことができる。内荒遺跡は駿河国安倍郡に属しており、すぐ南には古代東海道の本道である北街道が東西に走るほか、遺跡の西を流れる巴川は近年まで清水—静岡を結ぶ水運に利用されており、水陸両交通路の要衝に位置している。内荒遺跡はこうした位置等を考慮すると、安倍郡衙である可能性が大きい。但し建物規模がSH 1402を除けばいづれも小さいことから郡衙の中心地区と考えることはむつかしく、郡衙のどの部分にあたるかは今後の検討を必要とする。時期的には未調査区はともかく、発掘された遺構群でみるとかぎり奈良時代後半に始まり、その中心は黒瓦14号窯式の灰釉陶器に代表されるように平安時代前期に求めることができる。黒瓦14号窯式につづく黒瓦90号窯式、折戸53号窯式の灰釉陶器の出土は極めて少ないとから、遺跡の存続していた期間は比較的短かく、平安中期にはすでに建物群は廃絶していたと思われる。

遺跡の性格

安倍郡衙

遺構の年代

第2節 上層遺構各説

1. 水田遺構

16区の水路 S D 1601 をはさんで南北両側の調査区全面にわたって水田遺構を検出している(第10図、図版2)。16区では、II層の灰色粘土層は上から砂質層(IIa層)、中間層(砂質から粘質への移行部、IIa層)、粘土層(IIb層)と3層に細分できるが、水田遺構の検出面は、S D 1601 と同様に砂質から粘質へ移行する中間層である。また、水田耕土は下層の粘質の灰色粘土層であり、畦畔も同じ灰色粘土を盛り上げて造成されている。水田面は全部で11面、畦畔は9本検出されているが、調査区の形状が三角形であるうえに面積が小さいため、全周を畦畔で囲まれた完全な水田面は検出することができなかった。S D 1601を中心みると、北側には水田面5面、畦畔4本、南側には水田面6面、畦畔5本を数えることができる。畦畔の方向は、S D 1601 に直交あるいは平行する形で北西および北東を示している。水田面の形状は、おそらく長方形を呈すると思われるが、S D 1601 の南側では北西に長軸をとるのに対し、北側では北東に長軸をとっている。畦畔は、全長が確認できるものは1本もないが、幅についてはほぼ0.6m、水田面との比高は10~15cmを測る。また、S D 1601 の両岸には水路に沿って上手状の高まりが検出されている。水田面との比高は畦畔とはほぼ同じで約15cmであるが、幅が約1mと畦畔に比べて大きいため、畦畔とは考えられず、水路に付設された道であると考えられる。

遺構検出面

田面検出数

畦 畦

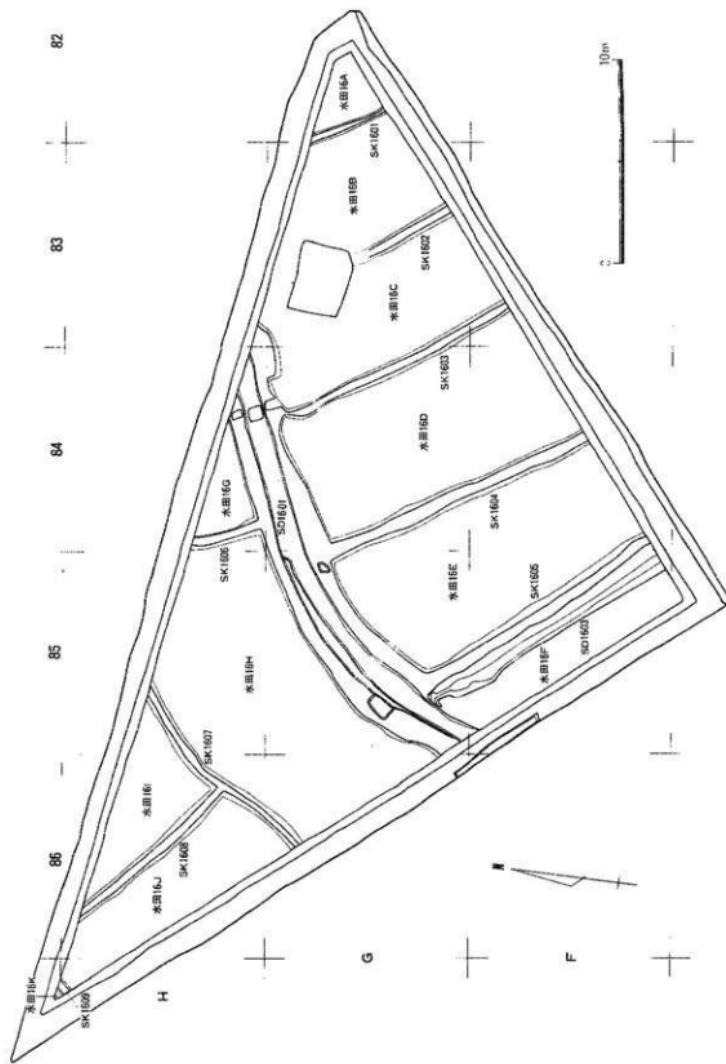
S D 1601 南側の水田（水田16A～16F）

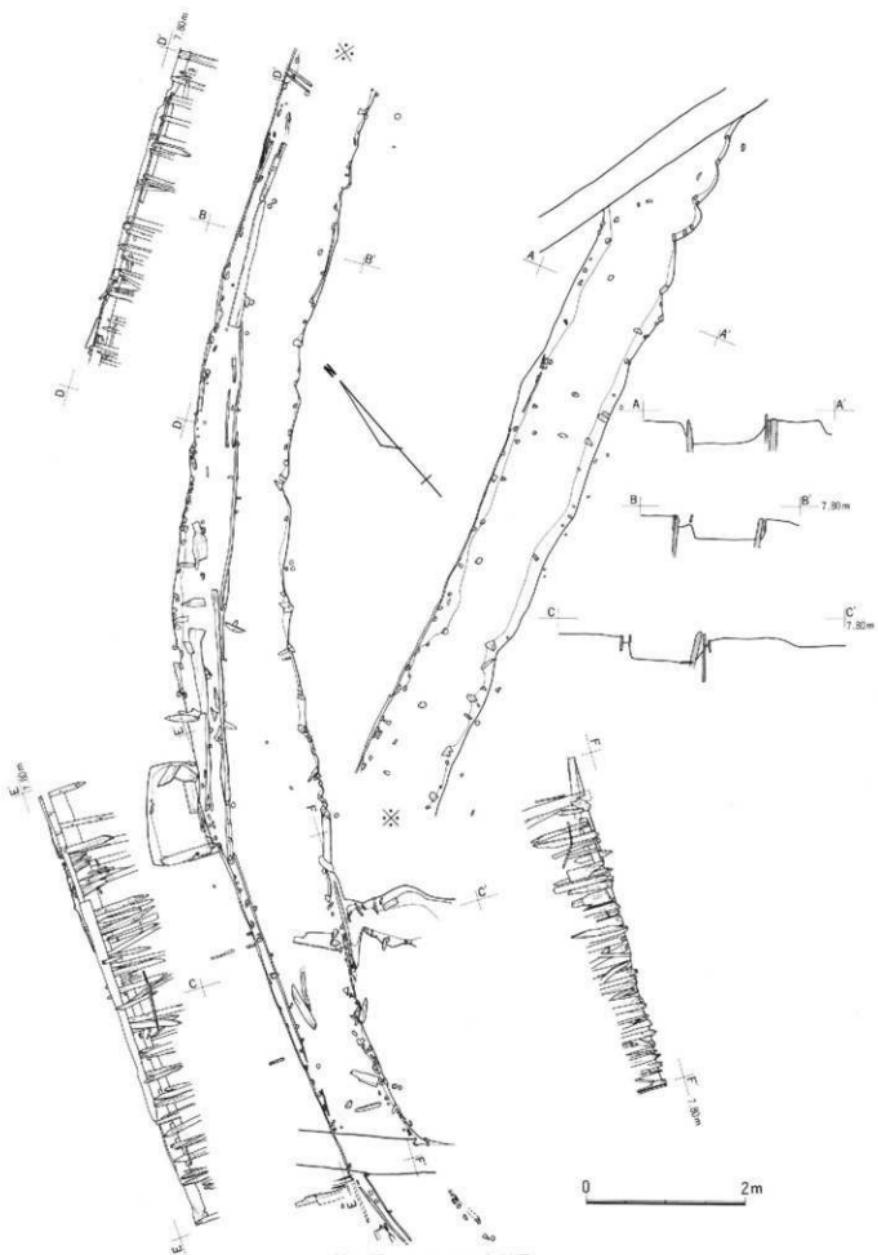
東西に1列、6面が検出されている。基本的には東側および西側を南北方向の畦畔によって区画され、北側を水路南岸の道に接する。南側はすべて調査区外となっている。また、水田16A・16Bは北側が、水田16Fは西側がそれぞれ調査区外に延びている。畦間隔は5~7mを測るが、西に行くにつれて広くなっている。標高は東から西南に向かって低くなっている。両端の比高は約15cm、中央部の比高は7.50mを測る。検出部分の面積は、水田16Aが7m²、水田16Bが38m²、水田16Cが58m²、水田16Dが93m²、水田16Eが92m²、水田16Fが25m²である。

S D 1601 北側の水田（水田16G～16K）

南北3列に分けることができる。南列の水田は2面検出されている。南側を水路北岸の道に接し、北側を東西方向のS K 1607によって区画されている。この間隔は約8mを測る。これを南北方向のS K 1606で分割しているが、東側、西側および北側の一部は調査区外と

第10図 16区水田遺構全体図





第11図 SD 1601 実測図

なっている。標高は東から西に低くなるが、比高は約3cmと小さい。中央部の標高は7.59mを測る。検出部分の面積は、水田16Gが8m²、水田16Hが105m²である。中央列の水田も2面検出されている。南側および北側を東西方向のSK 1607・1609によって区画し、さらにこれを南北方向のSK 1608によって分割している。東西両端は調査区外である。南北側のSK 1607とSK 1609の間隔は約12mを測る。2面とも標高755mの同レベルで並んでいるが、南列とは約5cmの比高で低くなっている。検出部分の面積は、水田16Iが22m²、水田16Jが42m²である。北列の水田16Kは1面検出されているのみである。南側を東西方向のSK 1609で区画されているが、他は調査区外へ延びている。検出部分の面積は2m²、標高は7.55mを測り、中央列とほぼ同レベルである。

2. 水路遺構

- SD1601** S D 1601 (図版3の2) 重機を使用しての表土除去作業中に検出された。検出面はIIaz層中であり、表上から検出面までの深さは約30cmを測る。水路内の覆土は、基本的には砂疊の單一層であるが、一部に青灰色粘土の部分がある。砂疊は上部は酸化により茶褐色が強く、底部は還元されて青灰色を呈している。水路底面の層位は緑灰色シルト層の上面に当たるが、若干の砂疊が混入している。水路の方向は、調査区を横切りながら東から南西にゆるやかな曲線を描いており、レベルからみて流水方向も東から南西と考えられる。したがって、以下の記述も北側を右岸、南側を左岸とする。水路の全長は確認された部分だけで約25mを測り、幅は約1mではば平均しているが、後述する改修を受けた部分では約0.6mとなっている。深さは部分によっての差はあるが、0.3乃至0.6mを測る。水路の両岸は、杭により護岸されているが、左岸側は杭列に横板をわたして補強をした部分があらわれる。これは水路中央部から西側寄りの部分であり、流水方向から考えて、ここには水流がぶつかると予想されることから、これに備えるための護岸補強と考えられる。右岸側については、この杭列の外側にも1条並んだ杭列が検出されており、改修を重ねながらかなり長期間にわたって使用され続けたことがうかがわれる。護岸杭も一様のものを用いておらず、丸杭、割杭、大板状の板材、竹材と多種多様のものが確認されている。杭列をみると、造成時よりさまざまな材質の杭を用いる上に、補修、改修等によりさらに多様な杭が使用されたものと考えられる。横板については、短いもので約1m、長いものでは4mに及ぶものが使用されている。幅はさまざまであるが、建築廃材を転用している。内外の杭列内の覆土を検討した結果、内側の杭列によって形成される水路内は茶褐色砂疊であるのに対し、外側の杭列と内側の杭列との間は青灰色粘土であることが確認された。これにより、この水路は造成時には外側の杭列による幅の広い水路として使用されていたものが、水流の当たる部分の損耗破壊により改修を受けて幅を狭くしていく、最終的には検出された内側の杭列まで減幅していることがうかがわれる。また、右岸沿いに幅・長さとも約1mの板掘いの施設が検出された(図版3の3)。板は長さの異なるもの6枚を使用していたと思われるが、うち1枚は失なわれている。深さは約0.3mを測る。底面は緑灰色シルト層が露出しており、板等は敷かれていらない。水路に付設された洗い場と考えられる。この内からは、家紋を描いた漆器焼が1点出土している。

- SP1603** S D 1603 (図版3の1) F・G85グリッドで検出した溝で、SK 1605の西側に沿って延びている。北端はS D 1601の直前で終結し、南は調査区域外にかかるため未検出である。検出し得た部分で、長さ約12.2m、確認面での幅0.30～0.62m、深さ0.24～0.41mを測る。水田の用水路であると考えられるが、S D 1601とのつながりは認められない。

第3節 下層遺構各説

1. 地割・区画を示す遺構

遺跡の土地区画を示す遺構として、杭列1本・柵列4本・溝7本を確認した。これらには遺跡の境界を示すもの（S A 1301、S A 1601、S D 1203、S D 1311）と、遺跡内部の区画を示すもの（S A 1302、S A 1401、S A 1402、S D 1301、S D 1401、S D 1407、S A 14123、S D 14130）があり、方向からみると、北東一南西方向（東偏47°～50°）と北西一南東方向（西偏36°～48°、40°前後が多い）に分けられる。両者はほぼ直交する位置関係にある。

S A 1601 (図版5の2) F84、G84・85、H85グリッドで検出された杭列で、16区のはば中央を、北西一南東方向（N-44°-W）に延びている。両端は共に発掘区域外にかかり、途中をS X 1601により切られているが、約26mの間に49本の杭を確認した。杭は直径3～4cm程の丸杭で、約0.5mの間隔で打込まれている。確認面はⅢ層上面であるが、調査区南壁土層の観察によれば、杭列をはぼ境として、基盤層が西に向かってゆるやかに傾斜し始め、青灰色粘土と暗灰褐色粘土の堆積がみられる（第2図）。これは16区の中央より西侧が、湿地であった可能性を示している。したがって、杭列は湿地に対する護岸の役割をもって、遺跡の西辺を区画する機能を果したものと推定される。

S A 1301 (図版5の3) F63、E64・65、D65・66、C67グリッドで検出した。北東一南西方向（N-44°-E）に延びる柵列である。両端は調査区域外にかかるため未検出であるが、約55mの間に21のPitを確認した。Pitの規模は、プランが円形で、確認面で径0.22～0.46m（0.3m前後のものが多い）、深さ0.06～0.30m（0.2m前後のものが多い）を測り、覆土は灰白色粘土である。Pitの間隔は2.20～3.00mであるが、2.50m前後のものが多い。S A 1301より南には、これと平行して走る2本の溝（S D 1311+1203）以外に遺構が存在しないことから、S A 1301は遺跡の南辺を区画する柵列と考えられる。

S A 1302 (図版6の3) C69、D69・70、E70グリッドで検出した、北西一南東方向（N-44°-W）に延びる柵列である。D70グリッドにかかる部分から北では続きが確認できず、南端は調査区域外にかかり未検出である。北への延長は恐らくなく、検出し得た部分で柵列は終ると思われるが、南はS A 1301と交差するまで延びていると推定される。約14mの間に7つのPitを確認している。Pitの規模は、プランが円形で、確認面で、径0.28～0.42m（0.3m前後のものが多い）・深さ0.09～0.21m（0.2m前後のものが多い）を測り、覆土は灰白色粘土である。Pitの間隔は等間隔で2.20mを測る。S A 1302はその在り方からみて、遺跡内部の区画を示す柵列と思われる。

S A 1401 (図版6の1) E73、F73・74グリッドで検出された、北西一南東方向（N-38°-W）の柵列で、約15mの間に9つのPitを確認した。Pitは、プランが円形のものと楕円形のものがあり、前者は確認面で径0.39～0.42m、深さ0.09～0.35mを測り、後者は確認面で長径×短径0.48×0.28～0.66×0.54m、深さ0.07～0.25mを測る。覆土は共に暗灰色粘土で、Pitの間隔は1.60～2.20mである。S A 1302と同様に小規模の柵列であり、遺跡内部の区画を示すものと考えられる。

S A 1402 (図版4、図版7) G77、F78・79、E80・81グリッドで検出された。77～80列までは北東一南西方向（N-50°-E）に延び、E81グリッドにおいてはほぼ直角に曲がり、北西一南東方向（N-38°-W）に延びる柵列である。試掘坑により一部消失し、向

遺構の方向

S A 1601

杭 列

護 岸

S A 1301

S A 1302

S A 1401

S A 1402

端は調査区域外にかかるため未検出であるが、約53mの間に22のPitを確認している。Pitには、プランが円形のものと楕円形のものがある。円形のものは、確認面で径0.40～0.58m（0.5m前後のものが多い）、深さ0.19～0.35m（0.2m前後のものが多い）を測り、覆土は灰色粘土である。楕円形のものは、確認面で長径×短径が0.50×0.36～0.68×0.54m・深さ0.20～0.56m（0.25m前後のものが多い）を測り、覆土は灰色粘土である。Pitの間隔は、北東一南北方向の部分と北西一南北方向の部分で若干異なり、前者が1.70～2.10m（1.90m前後のものが多い）を測り、後者が2.90～3.20m（約3m）を測る。Pitには柱根・礎板のみ検出されたものがあり、柱根と礎板が共に検出されたもの2、柱根のみ検出されたもの5、礎板のみ検出されたもの1をそれぞれ数える。柱根には納穴を有するものや、底面付近に加工を施されたものがあり、特に一条の溝が掘込まれているものが多い。また礎板にも加工木が使用されており、建築部材を転用したものと考えられる。

柱根・礎板

掘立柱建物
北群
S D 1203 挖立柱建物北群のS A 1402で区画された内部には、溝で方形の土地割りがなされ、掘立柱建物が検出されている（掘立柱建物北群）。S A 1402は、掘立柱建物北群を囲む柵列であったと考えられる。

S D 1203（図版5の4）E60・61、D62・63、C63・64グリッドで検出された、北東一南北方向（N-48°-E）に延びる溝である。南北両端は調査区域外にかかり、途中2ヶ所が試掘坑のために消失するが、長さ約40m（残存部分約29m）にわたり確認された。幅は確認面において0.30～0.60m、底面において0.15～0.45mを測り、深さ0.10～0.18mである。約17m西にS A 1301、S D 1311が平行して存在するため、両者の間を遺跡の外周を巡る道と推定することも可能である。その場合SD1203は遺脇の側溝としての機能を果していたものと考えられる。

側溝

S D 1311 S D 1311（図版5の3）E63・64、D65グリッドにおいて検出された、北東一南北方向（N-48°-E）に延びる溝である。長さは約35mで、確認面での幅0.32～0.62m、底面での幅0.14～0.30m、深さ0.02～0.14mを測り、覆土は灰白色粘土上である。SA 1301の東約1.8mに平行して存在する溝で、これに全面的に伴うものではないが、SA 1301の側溝としての機能が考えられる遺構である。

側溝

S D 1301 S D 1301 F67、E68、D69グリッドで検出された、北東一南北方向（N-47°-E）に延びる溝である。F67グリッドにかかる部分において、2ヶ所未検出の部分があり途切れているが、本末はひとつつながりであったと推定している。長さは約32m（確認し得たのは約28m）で、幅は確認面で0.36～0.58m、底面で0.20～0.34m、深さ0.04～0.33mを測り、覆土は灰茶褐色粘土である。溝は中程でへの字状に屈曲する部分があり直線的ではないが、西端がSA 1302の北端近くにあり（SA 1302の端近くから掘込まれている）、他の北東一南北方向の遺構とはほぼ平行しているため、遺跡内部の地割をなす遺構と考えた。

側溝

S D 1407 S D 1407 C76、D77、E77、F78グリッドで検出された、北西一南北方向（N-41°-W）の溝である。長さ約41mにわたるが、北端部とC76、D76グリッドにかかる部分が試掘坑のために消失し、南は調査区域外にかかるため確認し得た部分は約29mである。確認面での幅0.38～0.90m、底面での幅0.18～0.34m、深さ0.08～0.20mを測り、覆土は灰色粘土である。調査区南端付近でSD 14130とほぼ直角に交わっており、北端部も試掘坑に切られているが、SA 1402とT字形に交わっていた可能性が高く、遺跡内部のかなり大きな地割を示す遺構と考えられる。基本的には掘立柱建物群に伴う遺構と思われるが、14・15区に分布する畝状遺構の形態がこの溝の東西で違うことは、遺構の性格を考える上で注目されよう。

S D 1401・1466・1467 (図版6の1) E73、F74グリッドで検出された、北西—南東方向 ($N - 36^\circ - W$) の溝である。三本の独立した溝として検出されたが、方向が概ね一致し互いに近接しているため、本米一本の連続する溝であった可能性が高い。SD 1401 の北は調査区域外にかかるが、長さは未検出の部分も含めると約25mで（確認し得た長さは約17m）、幅は確認面で0.24～0.72m、底面で0.12～0.54m、深さ0.02～0.13mを測る。覆土は灰色粘土である。本造構より西には歛状造構が分布することから、歛状造構を区画する溝としての機能を果していたと考えられる。

S D 14123 C77、D78グリッドにおいて検出された、北西—南東方向 ($N - 39^\circ - W$) の溝である。北端部は S H 1403 の周溝に接し、南は調査区域外にかかる。確認し得た部分で、長さ約12m、確認面での幅0.30～0.70m、底面での幅0.14～0.42m、深さ0.02～0.06mを測る。覆土は灰色粘土である。S H 1403 の周溝と切合する部分より北には続きを検出しえなかったこと、西側に S H 1504 が存在しその東の周溝としての機能が弱えることから、掘立柱建物南群と同時期存在の造構で、建物群の区画を示すものと考えられる。一方 S H 1504 の南には歛状造構が存在し、その東の部分に溝が延びていること、溝の東約10mには S D 1407 が平行して延びており、両者の間にも歛状造構が存在することから、歛状造構の形成された時期まで地割り溝としての機能を果していたと推定される。

S D 14130・1464・14142 D73・74、C74・75グリッドにおいて検出された、北東—南西方向 ($N - 48^\circ - E$) の溝である。独立した三本の溝として検出されたが、互いに近接し方向も概ね一致するため、未検出の部分はあるが、本来一本の連続した溝であった可能性が高い。SD 14130 と SD 1464 の西は調査区域外にかかるが、長さは約37mにわたっており（確認し得た部分は約31m）、確認面での幅0.28～0.58m、底面での幅0.12～0.36m、深さ0.02～0.20mを測る。覆土は灰色粘土である。SD 14130 は SD 1407 とは直角に交わっており、三本の溝の北には歛状造構が分布するため、SD 1401・1466・1467、SD 1407と共に歛状造構の区画を示す溝の役割を果していたものと考えられる。

2. 掘立柱建物

掘立柱建物は、13区で1棟（3間×2間の総柱式建物）、14区で4棟（5間×3間、周溝を伴う2間×1間・2間×2間・4間×4間）、15区で3棟（3間×3間、周溝を伴う3間×2間・3間×3間）の計8棟が確認された。14・15区で検出された6棟は、溝で方形の上地区割りがなされた中に存在しており、これらは分布状態から南北2群に分けることができる。北群は、柵列（S A 1402）で囲まれた内部に溝による格子状の区割りがあり、二期間に細分できる地割りの各時期に一棟づつ掘立柱建物（S H 1401、S H 1404）が確認されている。南群では北群のようなきちんとした格子状をなさないが、溝で方形に区画された地割が認められ、4棟の掘立柱建物（S H 1403、S H 1501、S H 1502、S H 1504）が検出されている。4棟のうち S H 1502 は周溝を伴わず、S H 1501 の周溝と切合するため、これらの建物群には若干の時期差が存在する。南群では、周溝による区画が明確に認められながら内部に建物が未検出のものや、組合せを明らかにし得なかった柱穴が多数あり、建物数は増える可能性がある。

S H 1301 (第12図、図版14の1) E・F67グリッドで検出された、3間×2間の南北棟建物 ($N - 37.5^\circ - W$) で、桁行3.60m、梁間3.40mである。総柱式の建物で棟方向に2

SD 1401

1466

1467

歛状造構

SD 1423

掘立柱建物

南群

歛状造構

SD 14130

1464

14142

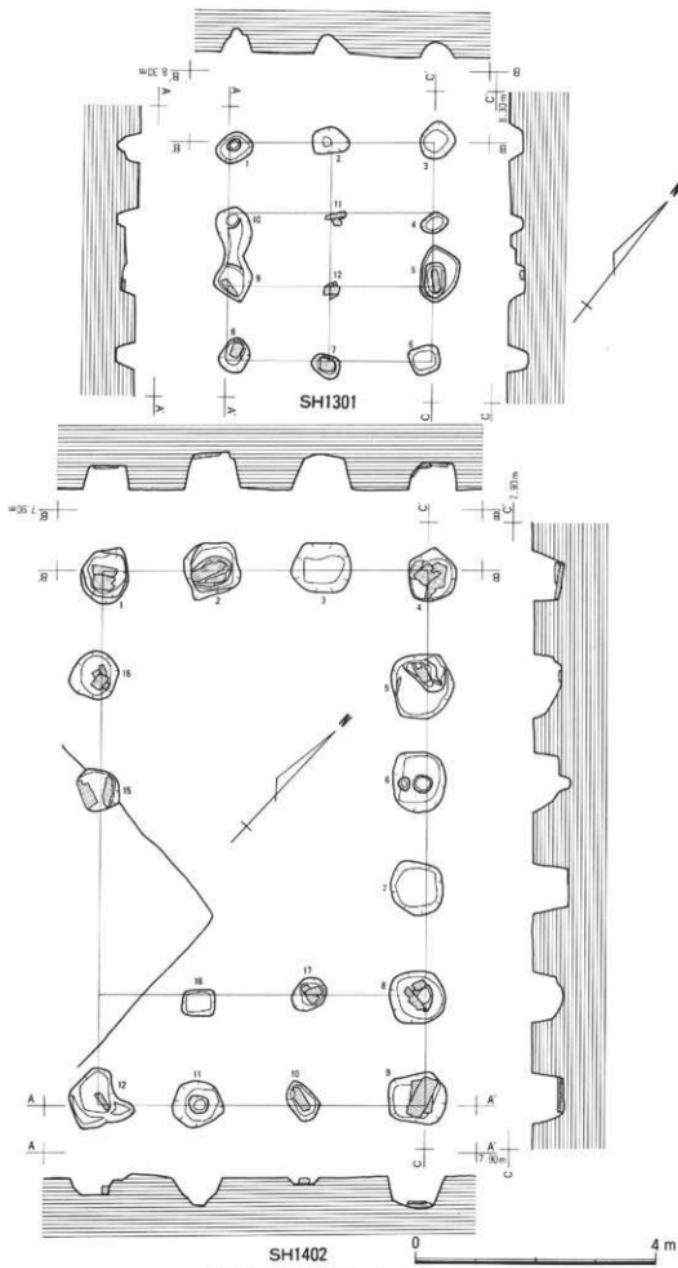
歛状造構

北群

南群

SH 1301

* 主軸方向は東西棟建物は梁間、南北棟建物は桁行で表示している。



第12図 挖立柱建物遺構実測図1

つの東柱を有する。柱間寸法はほぼ等間隔で、平側が 1.20 m、妻側が 1.70 m を測る。柱掘り方は、プランが方形に近い格円形で、確認面において長径 × 短径 $0.40 \times 0.32 \sim 0.92 \times 0.64$ m、深さ $0.14 \sim 0.40$ m を測る。覆土は青灰色砂を含む青灰色粘土である。柱穴 5、7、8、9 には礎板が残るが、東柱の部分では掘り方を確認できず、三枚組みの礎板のみ確認した。

S H 1402 (第12図、図版14の2) D75・76グリッドで検出された、5間 × 3間の南北棟建物 (N-43.5°-W) で、桁行 9.00 m、梁間 5.40 m である。柱間寸法は等間隔で 1.80 m を測る。柱掘り方は、プランが隅丸方形で、確認面において $0.72 \times 0.44 \sim 1.04 \times 1.00$ m、深さ $0.10 \sim 0.66$ m を測る。覆土は灰色粘土である。柱穴は西平側の2ヶ所が試掘坑にかかるため確認できず、柱穴15も半分が試掘坑により切られている。柱穴17、18は他の柱穴の掘り方とくらべて規模が小さいため、これは間仕切りの柱穴と考えた。また柱穴1、2、4、5、8、9、10、15、16では礎板を検出しておらず、建築用部材を転用したものが多い。S H 1402は、かなり大型の柱掘り方を有する内荒遺跡で確認された最大規模の掘立柱建物跡であり、建物の在り方も他の遺物跡がまとまった分布を示すのに対して単独的である。これらのこととは、建物の時期差ないしは機能差を示すものと考えられる。

掘立柱建物北群

S H 1401 (第13図、図版8の1) G78グリッドで検出された、周溝を有する2間 × 2間の南北棟建物 (N-36°-W) で、桁行、梁間共に 2.60 m である。柱間寸法は不等間隔で、 $1.08 \sim 1.52$ m の幅があり、柱穴2、4、6の位置が若干ずれる。柱掘り方は、プランが円形で、確認面での径 $0.22 \sim 0.44$ m、深さ $0.07 \sim 0.39$ m を測る。覆土は茶褐色土を含む黄灰色砂質土である。柱穴4、7、8 では礎板を検出している。

S H 1401は、掘立柱建物北群の溝による土地区割りの内、古い時期の東の区画の東南隅から検出されており、その四周には溝が巡っている。周溝は、北東部隅が調査区域外にかかるため未確認で、北・南辺の一部が集水溝・試掘坑により切られ消失している。長さは検出し得た部分で約13m (推定約23m) であり、確認面での幅 $0.18 \sim 0.78$ m、底面での幅 $0.05 \sim 0.30$ m、深さ $0.12 \sim 0.25$ m を測る。覆土は木質の腐食物を含む茶褐色土で、溝の底部には木皮の様な纖維状のものがはりついている。溝中より陽物形木製品、墨書き土器等を検出している。また溝底部からは、 $1.762 \text{ t} / 10 \text{ a cm}$ という高い数値のイネ機動細胞プラント・オバールが確認されている。

S H 1404 (第13図、図版8の2) F79グリッドで検出された、周溝を有する2間 × 1間の東西棟建物 (N-39°-W) で、桁行 2.88 m、梁間 1.24 m である。柱掘り方は、プランが円形で、確認面において径 $0.26 \sim 0.52$ m、深さ $0.32 \sim 0.46$ m を測る。覆土は灰色粘土である。柱穴は、柱穴3、4が S D 1419 を切って検出されており、柱穴5は若干南へずれる。また、柱穴1、3、4、6で礎板を確認している。

S H 1404は、掘立柱建物北群の溝による土地区割りの内、新しい時期の東の区画の西南隅から検出されており、その四周には断続的に溝が巡っている。周溝1は建物の北平に沿う溝で、S H 1404の存在する区画を示す部分において、長さ約 4.4 m、確認面での幅約 0.36 m、底面での幅約 0.25 m、深さ $0.04 \sim 0.09$ m を測る。周溝2は建物の東妻に沿う溝で、S H 1404の存在する区画を示す部分において、長さ約 3 m、確認面での幅 $0.34 \sim 0.62$ m、底面での幅 $0.24 \sim 0.38$ m、深さ $0.07 \sim 0.15$ m を測る。周溝3は建物の南平に沿う溝で、長さ約 1.2 m、確認面での幅約 0.22 m、底面での幅約 0.14 m、深さ約 0.05 m を測る。周溝4

東柱
礎板

間仕切り
礎板

S H 1401

礎板

周溝

陽物形
木製品
墨書き土器

プラント・
オバール

S H 1404

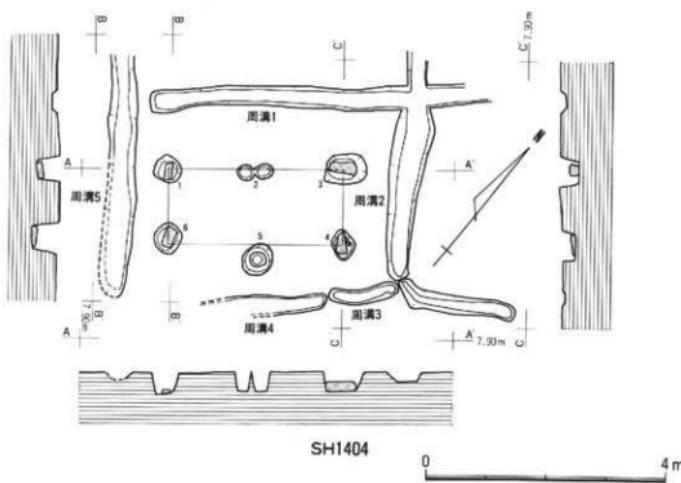
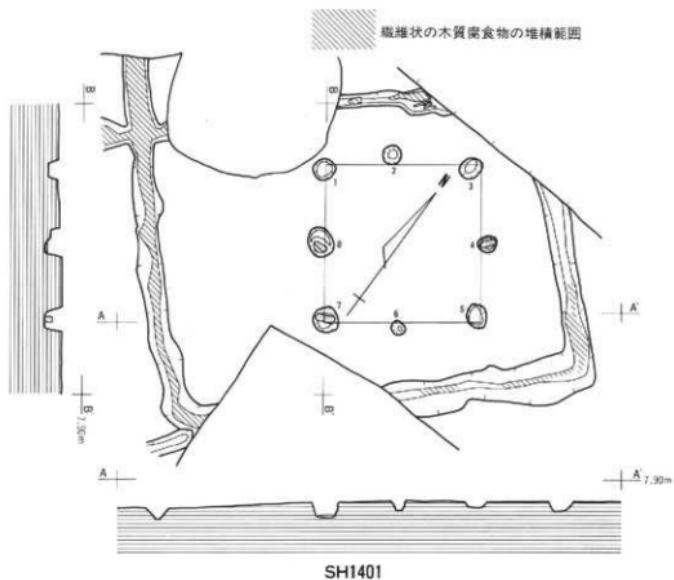
礎板

周溝 1

周溝 2

周溝 3

周溝 4



第13図 据立柱建物遺構実測図 2

は周溝3と同じく建物の南平において検出した溝で、他の溝と切合うため未検出の部分があるが、確認し得た部分において、長さ約1.4m、確認面での幅約0.22m、底面での幅約0.16m、深さ約0.05mを測る。周溝5は建物の西妻に沿う溝で、他の溝との切合いで未検出の部分があるが、SH1404の存在する区画を示す部分において、長さ約3.20m、確認面での幅0.36～0.48m、底面での幅0.14～0.24m、深さ0.10mを測る。周溝の覆土はいずれも灰色粘土である。

これらの周溝は、未検出の部分があるため断続的な在り方を示しているが、本末は相互に連絡しており、方形の土地区割りをなしていたと考えられる。

獨立柱建物南群

SH1403（第14図）D78グリッドで検出された、周溝を有する4間×4間の南北棟建物（N-40.5°～W）で、桁行6.8m、梁間6.0mである。柱間寸法は、平側は等間隔で1.70mを測り、妻側は北側では1.50mを測るが、南側では1.32～1.60mの幅がある。柱掘り方は、プランが円形で、確認面において径0.24～0.44m、深さ0.08～0.32mを測る。覆土は炭化物粒を多く含む灰色粘土である。建物の南東隅の柱穴は未検出で、柱穴1も若干建物の内側にずれ込んでいる。また柱穴11、12、13は溝と切合る関係をもち、SD1544中から検出している。柱穴5に礎板、柱穴11、12、16に柱根が残っている。柱穴16の柱根は、径20cm程の側面未加工の丸太材で、外面から約1cmは炭化して残存しているが、内部は腐食してしまい空洞となっている。

周溝は、建物の北妻側から東へて南妻側に回り込んで終結する溝と、これと連絡して建物の南妻側に沿って延び、建物の南西部分ではほぼ直角に南へ彎曲する溝の2本を検出した。2本の溝には形状に差があり、後者が南に延びてSH1504の周溝となることから、建物南妻側の溝は、SH1403の周溝も兼ねるが、基本的にはSH1504に伴う周溝であると考えている。SH1403周右の周溝は、長さ約20m、確認面での幅0.68～1.58m、底面での幅0.40～1.12m、深さ0.07～0.41m（大半は0.40m前後）を測る。建物の東平側に沿う部分では、約6.4mにわたり両側立ち上り部に段状の掘り方を有する。覆土は暗灰色粘土で、間層として青灰色粘土が入り、底部に腐植土の堆積がみられる部分がある。建物の北妻側に沿う部分においては、覆土上層の暗灰色粘土層から建築用部材・倒物等の木製品が出土しており、溝の西端から東へ2m程の範囲では下層に5～10cmの厚さで、植物の茎・木片・木質腐食物・炭化物等が堆積している。建物の東平側に沿う部分においても、溝底部に腐植土層が形成されるが、上層からは皇朝十二錢の3番目である「神功開宝」（初鉢天平神護元年～765年）が出土している。

SH1501（第15図、図版10の1）D79グリッドで検出された、周溝を有する3間×2間の東西棟建物（N-32°～W）で、桁行6.6m、梁間4.2mである。柱間寸法は不等間隔で、1.80～2.40mを測る。柱掘り方は、プランが円形で、確認面において径0.32～0.56m、深さ0.20～0.57mを測り、覆土は灰色粘土である。柱穴1、8で柱根と礎板を、柱穴7で礎板をそれぞれ確認している。

周溝は、建物の北側から東側に回り込む（逆L字形）ものを検出している。建物の内側でも溝を確認したが、これも北から東へ回り込む形態をもち、SH1501の周溝としても機能していたと考えられるが、基本的にはSH1501の西隣の土地区画を示す溝と判断している。周溝の長さは約18m、確認面での幅0.52～1.60m、底面での幅0.34～1.22m、深さ0.04～0.14mを測る。覆土は暗灰色粘土で、溝底部において腐植土層が検出される。

周溝5

SH1403

礎板・柱根

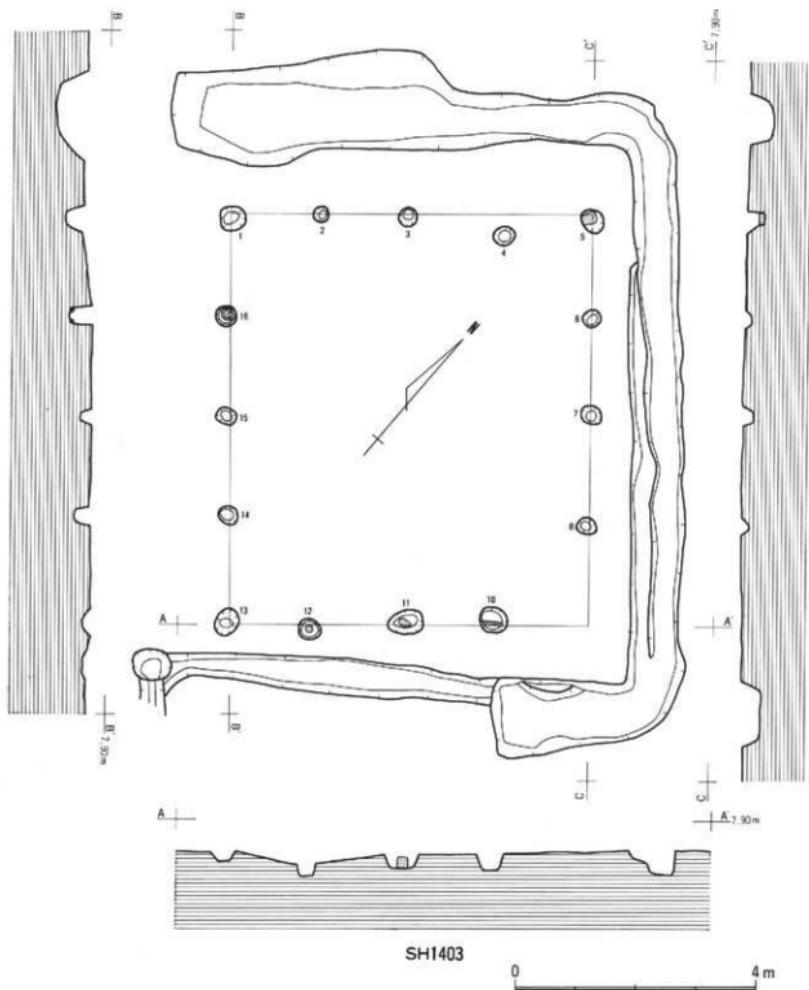
周溝

神功開宝

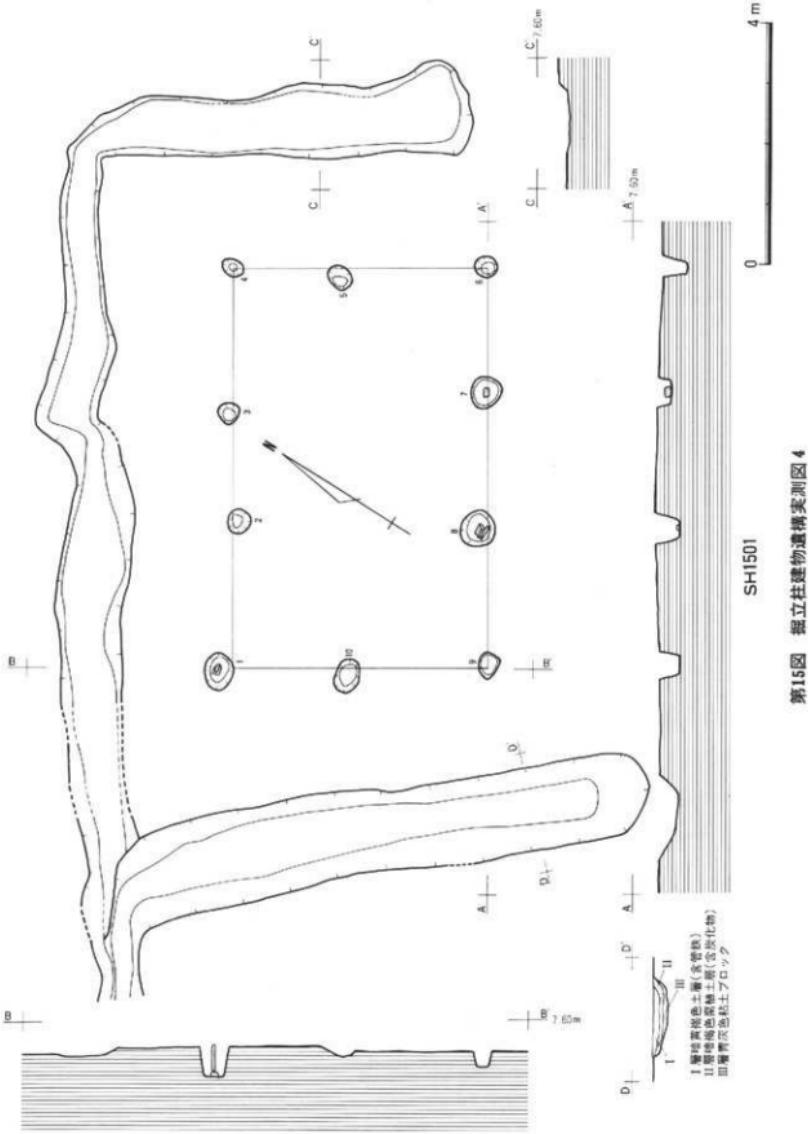
SH1501

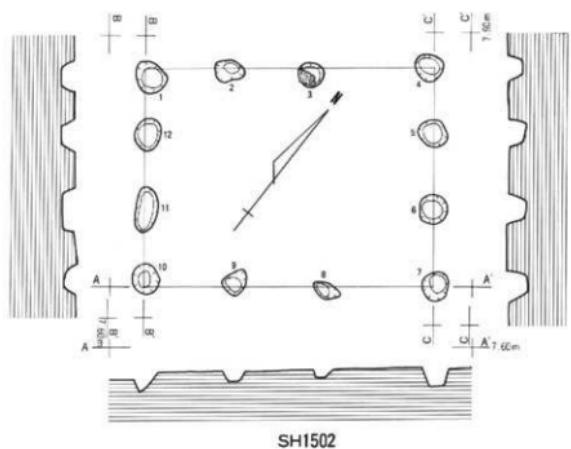
柱根・礎板

周溝

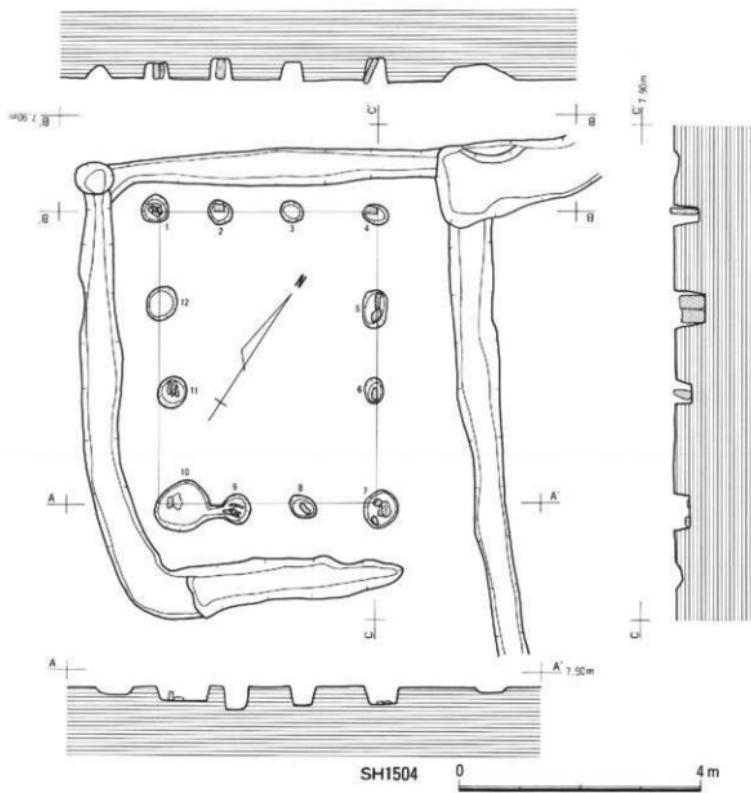


第14図 捜立柱建物遺構実測図 3





SH1502



第16図 振立柱建物遺構実測図 5

S H 1502 (第16図、図版10の2) E 78・79グリッドで検出された、3間×3間の東西棟建物 (N-38°-W) で、桁行4.8m、梁間3.6mである。柱間寸法は不等間隔で、平側で1.28～2.12m、妻側で1.08～1.28mの幅がある。柱掘り方は、プランが円形のものと楕円形のものがあり、前者が確認面での径0.40～0.50m、深さ0.19～0.37mを測り、後者が確認面で長径×短径0.46×0.26～0.64×0.36m、深さ0.14～0.26mを測る。覆土は共に炭化物粒を含む灰色粘土である。柱穴3では柱根を確認している。西妻の柱穴1、10、11、12は、S H 1501の周溝中より検出しておらず、切合い関係は明確ではないが、周溝を伴う建物と時期差の存在することが指摘できる。

S H 1504 (第16図、図版10の3) C・D78グリッドで検出された、周溝を有する3間×3間の南北棟建物 (N-33°-W) で、桁行4.8m、梁間3.6mである。柱間寸法は等間隔でなく、平側で1.40～1.80m、妻側で1.00～1.40mの幅があり、柱穴の位置も若干ずれるものがある (柱穴10・11)。柱掘り方は、プランが円形で、確認面において径0.34～0.82m、深さ0.16～0.46mを測る。覆土は炭化物粒・暗褐色土を含む灰色粘土である。柱根の残存状況が良く、柱穴1・2・4・5・6・7・8・9・10・11において検出している。柱根は、柱穴1・4・7のものが角柱で、その他は全て板状をなす。柱穴5は2つの柱根が確認されているが、この柱穴は2つの別個のPitが切合っている可能性があり、柱間からみて北側の柱根をS H 1504に伴うものとするのが妥当と思われる。

周溝は建物の四周で検出しているが、東側のS D 14123は、遺跡内部の地割りを示す溝であり、S H 1504の周溝としての機能も併せて果していいたと考えられるため、建物の北側から西側をへて南へ回り込む逆コの字状の溝が、S H 1504固有の周溝と判断している。長さは約16mで、確認面での幅0.32～0.80m、底面での幅0.12～0.66m、深さ0.09～0.20mを測り、覆土は炭化物粒を含む暗灰色粘土である。

3. 井戸

井戸は13区において木組みの井戸1基を確認した。

S E 1301 (第17図、図版15) F70グリッドで検出された木組みの井戸遺構である。遺構は13区北東隅に位置し、重機による排水溝掘削中に確認されたため、一部掘り方を明らかにし得なかった部分がある。第17図に破線で示した部分は推定の掘り方であるが、約1.2m四方の方形に近いプランで、北端部には一段浅いテラスを有する。このテラスは井戸側の四隅に存在した可能性もある。井戸の深さは確認面から約0.6m、底面の標高

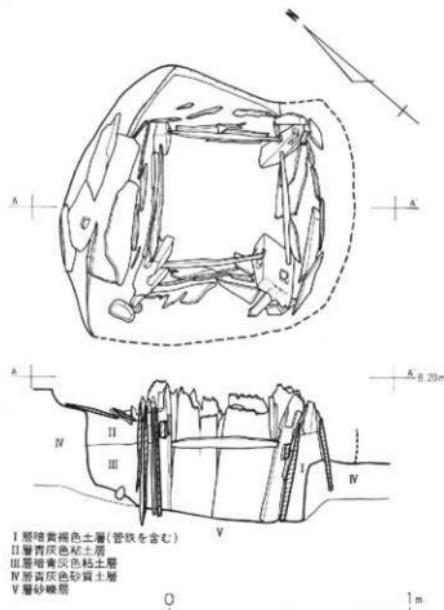
S H 1502

柱根

S H 1504

柱根

周溝



第17図 S E 1301 実測図

7,900 m を測る。

井戸側 井戸の覆土は、井戸側内部に暗灰色有機質土が堆積し、掘り方と井戸側までの間に青灰色粘土及び暗青灰色粘土が堆積する。また二重構造の井戸側の外側と内側の縦板の間に、暗黄褐色土の堆積する部分があるが、これは貯水の水止め用として充填されたと考えられる。井戸の底部は暗黄褐色の砂礫層に達している。

井戸側は木組みで、いわゆる縦板組隅柱横棟どめの組み方がなされており、一辺約60cmの正方形を呈する。縦板は二重構造になっていて、断面観察では、井戸側の北辺部において、外側の板材が内側のものよりも若干長く、先端部分の両面あるいは片面がカットされて、底面の砂礫層に打込まれている。また南辺部においては、外側の板材が内側のものよりも若干短くなっている。外側の板材が内側のものよりも若干短くなっている。両者の間に先述した様に暗黄褐色粘土が結まっており、水貯めのために人為的に詰め込まれた可能性が高い。このことから、内側の縦板が井戸側本体を構成するもので、外側の板材は貯水能力を増すために、地山に打込みて設置されたものと考えられる。横棟は隅柱と包込納で組まれているが、北西隅の柱だけは溝状の切込みがつけられており、この溝に横棟の板材をはめこむ方法で連結されている。横棟の遺存は一段分だけである。井戸掘り方の北端部のテラスでは、井戸側の縦板と同じ板材が敷かれた状態で検出されている。これはあるいは水汲み用の足場板であったかもしれない。

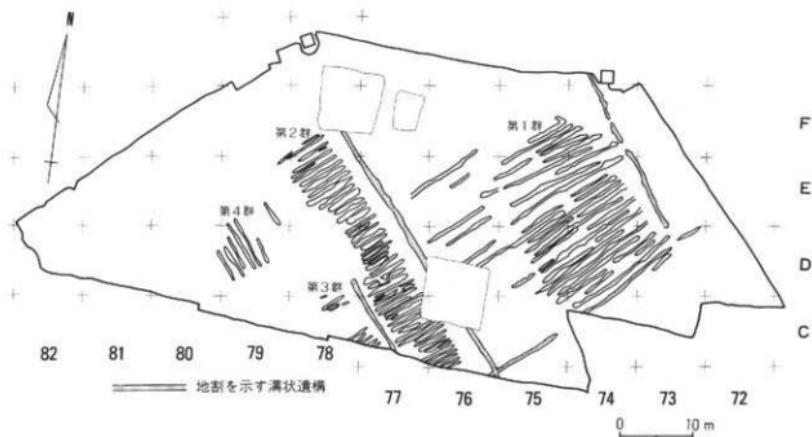
井戸底においては、出土物・土器等の水留の施設は確認されていない。

4. 故状遺構

14・15区で検出された、比較的幅が狭く（数十cm程）浅い（数cm程）溝で、幾条も平行して走るものを特に故状遺構と称した。形態的に畠の畠合の溝に類似するためである。遺構は14・15区の全面に広がるのではなく、いくつかのまとまりをもって分布し、遺跡内部の区画を示す溝を意識した割付けがなされている。また、掘立柱建物群との切り合い関係が一部に認められるものの、基本的には居住地区を意識していたと思われる分布を示している。遺構群は分布する範囲・形態・覆土などから4つのグループに分けることができる（第18図）。

第1群 第1群 SD 1401・1466・1467、SD 1407、SD 14130・1464・14142で開まれた部分の約900 m²（濃密に分布する部分で約500 m²）に分布する。42条の溝を検出しており、一条一条が比較的長い。溝の間隔は0.2～1.0 mであるが0.5～0.7 mのものが最も多い。方向は北東～南西方向の地割りを示す遺構にはほぼ平行し、N-48°～E～N-55°～Eの範囲におさまる。溝は個別にみると長・短が存在するが（最短約3.2 m～最長約18.6 m）、短いものでも方向的に同一線上にあるものは、途中未検出の部分が存在しても本来ひとつつながりがあった可能性が高い。また、形態的に同規模のものが多く、これを第1群の標準とみなして平均をとると、長さ14～15 m、確認面での幅0.30～0.50 m、底面での幅0.16～0.30 m、深さ0.07～0.18 mとなる。覆土はいずれも灰色粘土である。

第2群 第2群 SD 1407、SD 14123及びSH 1403の周溝に区画された約320 m²に分布する。52条を検出しており、第1群に比べ長さが短く、幅がやや太いが、一条一条の規模にあまり大きな差がない。溝の間隔は0.1～0.8 mであるが、0.2～0.5 mのものが多い。方向はN-49°～Eで、第1群と同じく北東～南西方向の地割りを示す遺構にはほぼ平行する。形態は標準的な溝の平均で、長さ約7 m、確認面での幅0.35～0.56 m、底面での幅0.18～0.36 m、深さ0.02～0.12 mを測る。覆土は灰色粘土で、南半部では炭化物粒の混入が多



第18図 故状遺構配置図

く認められ、また底部に腐植物がみられるものもある。第2群の故状遺構の東端とSD 1407の間には約2mの幅で遺構の掘込みがなく、道であった可能性が考えられる。

第3群 SD 14123の西側、SH 1503の南に分布するが、調査区南端に近く、5条を確認したのみで、大半は調査区域外にかかり全体像が不明である。検出し得た部分からみて、遺構の形態・規模は第2群と同じであると推定される。またSH 1504内において4条の溝を確認している。これは掘立柱建物との切合い関係を有し、位置も北側に離れるが、第3群に含まれる故状遺構の可能性もある。

第4群 SH 1501・1502中より7条の溝を検出した。方向は北西—南東方向(N-38°W)で、第1～第3群と異なる。間隔は0.2～1.0mであるが、多くは0.7m前後を示す。掘立柱建物と切合い関係が認められ、建物の廃絶された後に形成されたものと考えられるが、方向の違いなどを含めて他のグループとは異なる在り方を示す群である。

以上4つの群に分けて、故状遺構を詳述したが、最後に遺構の形成時期と作物について述べておく。

故状遺構の配置には遺跡内部の地割を示す遺構及び掘立柱建物群に規制を受けたあとが窺われる一方で、一部では掘立柱建物との切合い関係をもつ部分がある。これは、故状遺構が掘立柱建物群とほぼ同じ時期に存在していたことを示す状況と考えられ、遺構は掘立柱建物が一部廃絶されはじめた頃より形成されたものと推定される。しかしながら建物と完全に同時期存在であった可能性もないわけではなく、遺構の在り方からみて第2群には同時期存在の可能性が高い。

故状遺構を畠跡とした場合その作物が問題となる。第2群の故状遺構2ヶ所でプラント・オバールの試料分析を行ったが、それぞれ覆土中より $0.265\text{t}/10\text{a}\cdot\text{cm}$ と $2.090\text{t}/10\text{a}\cdot\text{cm}$ (底面で $2.165\text{t}/10\text{a}\cdot\text{cm}$)という結果を得た。(いずれもイネ機動細胞プラント・オバール)前者は第2群の北端部に位置する溝からで、後者の高い数値のものは、南半部の炭化物粒が多く混入する溝の覆土からのものである。後者だけをみた場合陸稲栽培の可能性も

指摘できようが、この付近の遺構の覆土中には炭化物の混入が多くみられ、流れ込みの可能性があること、遺構の覆土となっている灰色粘土は、遺構検出面直上に堆積している粘土上(IV b 層)で、この層からは $1.697 \text{ t} / 10 \cdot \text{a cm}$ という高い値のイネ機動細胞プラント・オバールが検出されていること等から、迷断はできない。^{*}

5. その他の遺構

16区で IV 層において土坑を一基検出している。

- S X 1601 H84・85. G85グリッドで検出され、SA 1601を切っている。プランは方形に近いワラジ形を呈し、確認面で $11.74 \times 2.40 \text{ m}$ 、底面で $11.20 \times 1.80 \text{ m}$ 、深さ $0.06 \sim 0.26 \text{ m}$ を測る。覆土は、暗褐色粘土・灰色粘土・青灰色粘土がブロック状に混じり合い、人为的に埋戻された状況を呈する。内部から平釘の打込まれた板材が二枚出土している。SA 1601を切ることから、新しい時期の土坑と考えられる。

* 破壊遺構の作物同定のため、覆土の花粉分析を実施しているが、本報告書作成時点では結果が出ていない。結果については新めて報告したい。

第3章 ま と め

1. 川合地区の遺跡と調査

内荒遺跡は国道1号静清バイパス建設工事に先立つ事前の調査として発掘調査されたものであるが、今まで述べてきたように掘立柱建物、井戸、柵列等宮下遺構と推定される遺構群と共に多くの遺物が出土する等、調査当初に予測していなかった程の成果を上げることができた。

静清バイパス建設工事に伴う埋蔵文化財調査の概要については既に述べているので、ここではこの大略を整理しておくことにとどめる。

静清バイパスは静岡市丸子二軒家から清水市興津東町までの延長24.2kmに及ぶもので、おおよそ静岡平野の北側（市街地の北側）部分を通過する計画になっている。この地域は南側を安倍川の自然堤防によってさえぎられ、全体に低湿地化しており水田遺構あるいは低湿地遺跡に特有な有機質の遺物を多く含んでいる遺跡の多い地域である。これに伴う埋蔵文化財の調査は昭和46年から静岡市および清水市教育委員会によって実施されており、既に静岡市千代遺跡他2遺跡、清水市飯田遺跡、尾羽庵寺他5遺跡の発掘調査が終了している。埋蔵文化財を取り巻く諸般の事情を受けて、昭和59年度に調査組織として静岡県埋蔵文化財研究所が設立され、この調査に当たることになり、川合地区の調査及び60年度からは能島地区の調査を実施している。

川合地区は東側は長尾川沿いの地域から西端は巴川までの延長800mに及ぶ区間であり、遺跡の性格、範囲等を考慮して東側から宮下遺跡・川合遺跡・内荒遺跡の3つに区分している。現地発掘調査を昭和59年度から61年度までの3ヶ年間とその後62・63年度の2ヶ年間で資料整理、報告書作成を行う計画で実施しているが、計画全体が長期間に渡ることもあり、現地調査に平行して一部資料整理を行い、整理のついたものから各年次毎に1冊ないし2冊の報告書を刊行することにしている。昭和59年度には第1冊目として宮下遺跡の調査経過及び遺構について報告している。

宮下遺跡は奈良時代から平安時代および一部鎌倉時代に至る遺跡であり、掘立柱建物・井戸・溝状遺構等を検出しており、墨書き器、綠釉陶器、灰釉陶器を出土する等今回報告する内荒遺跡と内容は類似している。

川合遺跡は弥生時代中期から古墳時代前期に亘る集落跡であり、それに伴う水田跡が発見されている。又上層からは古墳時代中期から後期さらには中世から近世に至る水田跡が重複して検出されているので、同一地域で水田遺構の変化を追うことのできる良好な資料となりうると考えられる。川合遺跡の東側から一部宮下遺跡の下層にかけて、旧長尾川の流路があり、これにより両遺跡は分断されている。この流路と川合遺跡の関係は川合遺跡の調査およびその資料整理の過程で明らかにならうが、宮下遺跡ではこの流路の埋没していく過程に遺構が形成されていく状況が明瞭に把握できている。

2. 内荒遺跡の遺構について

内荒遺跡では当初の計画段階では平安時代の水田跡の存在が予測されていたが、発掘調査の結果、上層から近世以後の水田跡、下層から奈良時代から平安時代の掘立柱建物群、柵列、井戸等が検出された。調査区の中心部分である14・15区ではそれ以下は砂、シルトの互層になり、遺物の存在も無く、またプランクトン・オパールの調査によっても水田跡の存在

静清バイパスに伴う
調査

川合地区的
遺跡

宮下遺跡

川合遺跡

を推定させるものは検出されなかった。従って奈良・平安時代の面で調査を終了している。しかし、13区ではこの下層に杭列がならび水田跡の存在が予測されているが、先に発見された掘立柱建物群の取り扱いについて静岡県教育委員会と建設省静岡工事事務所との間で協議中であり、調査は奈良・平安時代面で中断して、遺構面を砂で覆った後埋め戻して今後に備えている。

上層遺構

水田遺構

一部で水路および畦畔から成る水田跡が検出されている。粘土層中では杭・矢板等で護岸された畦畔以外には検出がむづかしく、水田面を砂が覆っている等検出条件の恵まれた部分だけが発見された。従って未発見部分も含めて、調査区全域に水田遺構は広がっていたと推定されるが、今回検出した部分は16区のみである。水路中から出土した陶器あるいは公園等の検査から、検出された水田跡は近世以後のものであり、廃絶されたのは昭和初期のものであることが推定される。川合地区では各調査区で近世から中世の水田跡が検出されており、特に長尾川に近い部分では水田跡を覆っている疊層あるいは砂層の存在によって何回か繰り返された洪水による水田の埋没とその修復の状況を明瞭に知ることができる。のことについては一部昭和59年度の宮下遺跡の報告書で既に報告している。

水田の面積

今回の調査では水田区画全体を検出し得たものは無いが、宮下遺跡での水田区画の広さは100m²前後のものが多く、今回のものらばそれに一致しているものと思われる。

川合遺跡を含めたこの地域で発掘調査された水田跡の観察によれば、水田区画の面積は古墳時代中期以後近世に至るまでごく少数の例外を除いては100m²前後とほぼ同じ大きさであり、一区画の水田面積に変化が現れるのは水田耕作が機械化される近代以後のことのようである。弥生時代からの水田面積あるいはその形態の変化については、川合遺跡の報告書で検討することにしたいが、古墳時代以後近世まで水田面積に大きな差の無かったことは農耕技術、なかでも水田における畜力利用の評価の面からも興味のある部分になろう。

下層遺構

下層からは掘立柱建物・柵列・溝状遺構・井戸跡等が検出された。

外 墓

柵 列

掘立柱建物群等は全体を柵列で囲っており、その内側も柵列・溝状遺構等で幾つかに区分されている。S A 1301とした柵列は遺構群の南限を区画するものでありこの外側に柵列に平行して2本の溝(S D 1203、S D 1311)がはしつてある。この溝は柵列に平行して通る道路の側溝であった可能性が多く、この溝状遺構の南側では地形が緩く傾斜しておりそれから先は低地になっていたものと思われる。事實この南側には奈良・平安時代の遺構は検出されていない。又遺構群の西側では南北方向に通るS A 1601を境にその西側は低くなってしまっており、これが遺跡の西限であることを示している。S A 1601は先のS A 1301とは柱の太さ・間隔が異なり、むしろ杭列と呼ぶべきと思われるが、これと同様な杭列がS A

道 路

遺構の西限

* 内丸遺跡の概要については日本考古学年報37(1984年度)及び静岡県埋蔵文化財研究所年報1(1984年)にその概要について報告している。その概要と今回の報告の内容とに若干の差がある。特に前者では掘立柱建物を13棟としているが今回の報告では8棟となっている。先の概要は現地調査時の観察によるものであったが、資料整理・図面検討の結果掘立柱建物の数が大幅に減少した。これは重複している掘立柱建物を意識的に削除した事に主な原因があろうと思われる。今後南側に残る未調査区域の様相が明らかになった時点で再検討の必要が有ろう。

1402の南にも存在しており(S A 1402-B)あるいはこれらがS A 1301より多少新しいものである可能性があるが、遺跡の西限を区画するものと考えて良い。

南限を区画するS A 1301と西限を画すS A 1601の延長とはほぼ直角に交わっておりこの外縁が規格性を持っていることをしめしている。またこの外縁と掘立柱建物の棟方向あるいは遺構群を区画する柵列、溝等は平行あるいはほぼ直行しており遺構群全体に明瞭な区画性を見ることができる。さらに注目されることは、検出された柵列、建物群の方向がこの地域の古い公園に示された地割の方向に一致していることである。現在公園・古地図・水路図等を併せ検討中であり、結論を得るには至っていないが、この地域に残る地割の方向が柵列の方向等と一致することは、こうした地割が内荒遺跡の遺構群と密接な関係を持っていることを示していると考えて良く、あるいは条理地割の残存と考えることが出来るかもしれない。ちなみに川合遺跡の古墳時代の水田畦畔の方向はこれとは一致しておらず、地形に沿って造られていることが明らかである。

北群遺構

S A 1402によって南および西を区画された建物群である。南側の一部分が検出されたのみで、遺構の大半は調査区外に延びているものと思われる。2棟の掘立柱建物を発掘調査し得たのみであるが、検出した建物も大半が削平されており柱の礎板が残っていた程度であり、周溝のみのものが幾つか存在する事によりなお多くの建物跡があったことは十分推定できる。溝の切合いから2時期の建物群の存在を考えうる。

南群遺構

遺構群全体のうちあるいは多くは検出し得たと思われる。4棟の掘立柱建物を確認したが、他に柱穴あるいは柱根が多く残っており、柵、杭列あるいは掘立柱建物の存在を推定できる。検出された建物跡は 2×2 間、 2×3 間程の比較的小規模なものであり、残っている柱根も細くまた割り材を使用しているものもある。S H 1403とした建物は 4×4 間で平面形は桁行6.8メートル×梁間6.0メートルのほぼ正方形をした特殊な建物であり、上層構造の検討を含めその形態あるいは機能等注目される遺構である。

東群遺構

南群遺構との間に20メートルほどの空き地を置きS A 1401、S A 1302の東側に總柱の掘立柱建物(S A 1301)および井戸が検出されている。遺構群はなお北側に延びているものと思われるが、調査区の北半では整地層が認められており、整地層中から奈良時代後半の上器が出土する。従って内荒遺跡では最も古い遺物を出土する区域である。

以上見てきたように内荒遺跡の遺構は全体に柵列、溝状遺構等によって区画された3群の建物群から成っており柵列及び建物群の方向はほぼ一致している。又建物跡の規模はS H 1402を除いては 2×2 間あるいは 2×3 間程度と総じて小型のものが中心である。

溝状遺構

14区のはば全面に小さな溝状遺構が存在している。溝の方向はほぼ一致しており、一部は掘立柱建物跡と切合っているものがあるが、多くは区画をなす柵列あるいは溝で止まっている。従ってこの溝状遺構は掘立柱建物群より新しいと推定されるが、建物群の区画がなお生きていた時期のものと考えることができ、建物群の一部と平行あるいはそれに後続するにしてもその間に大きな時間差は無いと思われる。この溝状遺構の性格はいまひとつ明確でないが畠の耕作に關係があるものでないかと考えている。したがってこれらを本報告書では溝状遺構と呼んでいる。

条理との
関係

遺構の南限

建物の規模

溝状遺構の
時期

3. 出土した遺物について

内荒遺跡からは灰釉陶器、緑釉陶器、須恵器、土師器等の土器類の他に木製品あるいは神功開宝等の銅鏡さらには「造大神印」の印面を持つ銅印等が出土している。出土遺物については昭和61年度に「内荒遺跡（遺物編）」として報告書の作成を予定しており詳細はそれについて譲り回す概要を述べるにとどめる。

灰釉陶器

出土した土器のおおくは南群の建物を取り巻く溝状造構から出土したものであるが、一部は東群の整地層あるいは段状造構からも出土している。南群から出土した土器は灰釉陶器が多くこれに少量の緑釉陶器及び須恵器、上師器が伴っている。灰釉陶器は猿投案における縦年の黒笛14号窯式に比定出来るものが大半である。黒笛14号窯式に比定出来る灰釉陶器の出土例は静岡県内ではいまのところ数少なく、まとまった量の土器を出土した遺跡は浜名郡可美村城山遺跡、磐田市二之宮遺跡等がまとめられるのみであり他に遠江郡分寺跡、島田市居倉遺跡あるいは沼津市御幸町遺跡で見る様に極少量ずつが出土しているにすぎない。

ところで最近の古窯跡調査の進展によって、東海地域に於いて黒笛14号窯式段階の灰釉陶器の窯の存在する東限は愛知県豊橋市二川古窯で認められているのみで他には今の所その存在は明らかでなく、灰釉陶器の生産が遠江以東で開始されるのは後続する黒笛90号窯式段階以後のことであることが判明されている。各遺跡での灰釉陶器の出土量も黒笛14号窯式段階ではなく、黒笛90号窯式以後になると出土遺跡の数もその出土量も急速に増加するようである。先に述べたように黒笛14号窯式段階の遺物を出土する遺跡は少なく、その多くは官衙遺跡と推定されている遺跡である。

須恵器

割り出し両台を持った壺が特徴的であり、これは藤枝市助宗古窯での製品であることが明らかである。助宗古窯出土の上器の編年については最近藤枝市教育委員会の八木勝行氏によって調査が進められており、ほぼ概略は出来ているが、それによれば内荒遺跡出土の土器は助宗古窯の終末に近く、平安時代前期にあたると考えられる。助宗古窯の製品は藤枝市御了ヶ谷遺跡（志太郡衛跡）、郡遺跡（益津郡衛跡）あるいは静岡市神明原・元宮川遺跡（有度郡衛跡）等官衙跡と推定されて遺跡での出土が多い。これはその出発及び終末の時期の検討を含め助宗古窯の性格を理解するうえで注目すべき点であろう。

土師器

この地域の奈良時代から平安時代の土師器の様相はいまひとつ明確になっていないが、内荒遺跡からは駿東型と呼ばれる壺の出土量が多く、灰釉陶器あるいは須恵器と伴出した土師器として今後静岡平野での基準資料の一つになろう。

銅印

14区から出土した「造大神印」と陽銘した印はこの遺跡の性格を検討する上で重要な意味を持っていい。公式令には記載された印ではないが、印面からして造社に関する「公印」であることは明らかであり印影を含め他に類例が無いだけに地方における神社の成立あるいは社の形成を検討し得る資料とし重要な意味を有しよう。

4 年代

内荒遺跡から出土した遺物は一部奈良時代後半から平安時代前期にその年代の中心を求めるものであるが、南群遺構に伴った灰釉陶器はほぼ黒笛14号窯式に限られる。従つ

て内荒遺跡は奈良時代後半に形成されているが、検出した造構群の大半は平安時代前期の比較的短いものと考えて良いと思われる。今後細部に渡る遺物の検討が必要であろうが、造構群の年代には大きな変動は無いものと思われる。^{*}

5. 遺跡の性格について

内荒遺跡の造構・遺物およびその年代等を見てきたが、これらから遺跡の性格を検討すれば造構群に外柵をも含め明確な規則性があること、および検出された建物跡は全て掘立柱建物のみであることが注意される。これは遺跡の性格を考える上で重要な点になろう。また出土した遺物も集落跡で出土例の少ない墨書き14号式段階の灰釉陶器を豊富に出土していること。また墨書き土器、硯あるいは墨書きは明確でない木簡（付け札）を出土しており、さらに製帯金具、銅錢、銅印等を出土している。これらを考慮すれば内荒遺跡を単なる集落跡と考えることは難しく、なんらかの官衙跡と考えることが妥当であろうし、さらに銅印の存在を考慮すればこれを郡衙跡と考えることができよう。しかし、郡衙跡とした場合検出された掘立柱建物の規模は小さくまた柱材等も細く割り材を使用したものが多い。^{**} 从って検出された造構部分は郡衙の中心と考えることは難しくその一部分と推定される。これについて注目されるのは、資料整理中に隣接する宮下遺跡出土甕と内荒遺跡出土の甕の口縫部が接合出来た事である。このことは宮下遺跡と内荒遺跡が同時に存在したことおよび極めて密接な関係を持っていたことを示していると思われる。先にも述べたように宮下遺跡からは墨書き土器、灰釉陶器、綠釉陶器あるいは石帶等内荒遺跡の出土遺物と類似したものが出土しており、さらに内荒遺跡に比較し宮下遺跡は奈良時代から平安時代中期までとその存続期間も長く、遺跡の立地条件にも恵まれて居る。従って宮下遺跡が郡衙の中心部分、あるいはすくなくとも内荒遺跡と同様郡衙の別な機能をもった部分と推定する事ができよう。

内荒遺跡を郡衙跡の一部とした場合、遺跡の位置からそれは駿河国安部郡衙と考えられるが、そのうちどのような機能を持った部分であるのか、今のところ明確で無い。先にも述べたように建物跡の規模が比較的小規模であること、あるいは出土遺物が灰釉陶器、綠釉陶器、須恵器などを含め圧倒的に壺が多い事は注目して良い。今後墨書き土器の整理を進めると共に資料整理の中で土器の器種構成を含め十分検討したいとおもう。

内荒遺跡を安部郡の郡衙跡とした場合、その位置は安部郡の中心部分からは大きくはずれむしろ郡境近くに位置することになると思われる。しかしそれは当時の幹線交通路である東海道沿いに位置していると思われること、あるいは落差の少ない巴川の水運を利用しうる位置にあること等を考慮すれば、郡の境界近くに位置することは大きな問題にはならない。

6. 東海地方の郡衙遺跡について

* 出土遺物の詳細な検討は終わっていないが極少量の7C中葉と考えられる須恵器（遠考研編年4前半）が出土している。これが遺跡の出発時期を示すか否かはさらに検討の余地がある。

** この付け札風木簡については静岡大学原秀三郎氏の教示を得た。

*** 内荒遺跡から出土している柱材は圧倒的に杉材が多い。しかし柱は全体に細くまた割り材を使用しているものが多い。このことは検出された建物群の規模・性格とも関係があろうが、静岡平野全域でみると弥生時代あるいは古墳時代の掘立柱建物に比較し歴史時代の建物の柱材の細いことが注目される。このことは、早くから知られているようにこの地域では弥生時代いらい建築材、杭、矢板材として圧倒的に杉材を使用されており、こうした過度の杉材の利用とも関係があるかもしれない。

造構の規則性

郡衙跡

宮下遺跡と
関係

安倍郡衙跡

郡衙遺跡の規模

郡衙の立地

複合の遺跡

東海地方（三河・遠江・駿河）で発掘調査の結果郡衙跡と推定されている遺跡は現在のところ豊橋市市道遺跡（三河国渥美郡衙跡）浜松市伊場遺跡、可美村城山遺跡（遠江敷知郡衙跡）袋井市坂尻遺跡（遠江佐野郡衙跡）、藤枝市御子ヶ谷遺跡（駿河国志太郡衙跡）、同郡遺跡（同遠江郡衙跡）および内荒遺跡（同安部郡衙跡）等があり、これに神明原・元宮川遺跡（駿河国有度郡衙跡）を加えても良いかも知れない。これらの遺跡で検出されている遺構は獨立柱建物、井戸、樋、溝等が中心であるが、いずれも規模の比較的小さいものが多い。早く発見され、郡衙遺構のありかたが明らかにされたものとして有名な福岡県小郡遺跡あるいは広島県下本谷遺跡等を挙げるまでもなく東国の中奈川県長者原遺跡、東京都御殿前遺跡等郡衙の中心部分を検出した遺跡と比較するとその差は歴然としている。このことはこの地域で発見されている遺跡が郡衙跡の周辺部分であると考えられることとも関係があろうが、同時にこの地域での郡衙遺跡の在り方と密接な関係があろうとおもわれる。郡衙跡と推定されている前記の遺跡の立地に共通するのは、いずれも古代の東海道沿いの地域と想定することが出来ると共に、全て水運を利用しうる位置に立地していることである。市道遺跡は三河湾近くの豊川と柳生川の河口付近に位置しており、平安時代の豊川の渡し（志香須賀の渡しと推定される地）に近く、直接三河湾に面している。また伊場遺跡では早く想定されたように「大溝」が運河としての機能を有し龜玉川を経由して遠州灘に通じていた。また坂尻遺跡は原の谷川に面しており、さらに御子ヶ谷遺跡、郡遺跡は瀬戸川の水運を利用出来る位置に立地している。郡衙が郡内の租税、物資の集結地である事を考えればこうした各遺跡の占地は大きな意味を持つことになろうし、水上の物資輸送が現在想定する以上に大きな役割りを持っていたことを知ることができる。

東海地方の郡衙跡が水運の便の良い所に位置していたことは同時にこの地域の郡衙の構造にも影響を及ぼしていた可能性がある。さきにあげた各遺跡では今のところ郡衙の正庁と考えられる遺構は検出されておらず、建物構造も比較的小規模なものが多く、さらに伊場遺跡・城山遺跡、坂尻遺跡・原川遺跡・梅橋北遺跡、御子ヶ谷遺跡・秋合遺跡、郡遺跡・平島遺跡、内荒遺跡・宮下遺跡等で見るよう中心部分の位置はともかく周辺に同じような内容を持った遺跡を伴っており郡衙の各機能がこれらの遺跡に分散していた可能性が強い。これは先の水運の利用に関連して推定したように遺跡の多くは低湿地の微高地に占地しており、地形の上からも郡衙の各機能を集中し得るほどの広さを確保しなかったことによるものであろう。また高燥の地を選んだ「正倉」部分がこれらの遺跡の近くに検出されていないこともこれによって理解できよう。

東海地方における郡衙推定遺跡の立地からこの地域の物資輸送に水運の占める比重が大きいことを考えたわけであるが、これはあわせて竹内理三氏が指摘したように『延喜式』（諸国運漕雜物巧貢）の記事にみえるように遠江・三河の二国だけが陸路の駄賀と海路の舟賀を併記していることからも、これらの地域での水運が盛んであったことをしめしているものと思われる。このことは国津の存在と合わせ検討する必要があろう。

* 郡衙遺跡の周辺にこれとよく似た内容を持つ遺跡が存在することあるいは伊場遺跡、城山遺跡さらに坂尻遺跡などの木簡、墨書き器に見るように、郡衙の他軍團あるいは駅家などを想定させるものが含まれており、あるいは郡衙の機能分散とともに早く斎藤忠氏が指摘したように、郡衙の他にこれらの諸官衙も近接して営まれていた可能性もある。しかし出土遺物からはともかく、検出された遺構からはその点を明確には読みとることはできない。

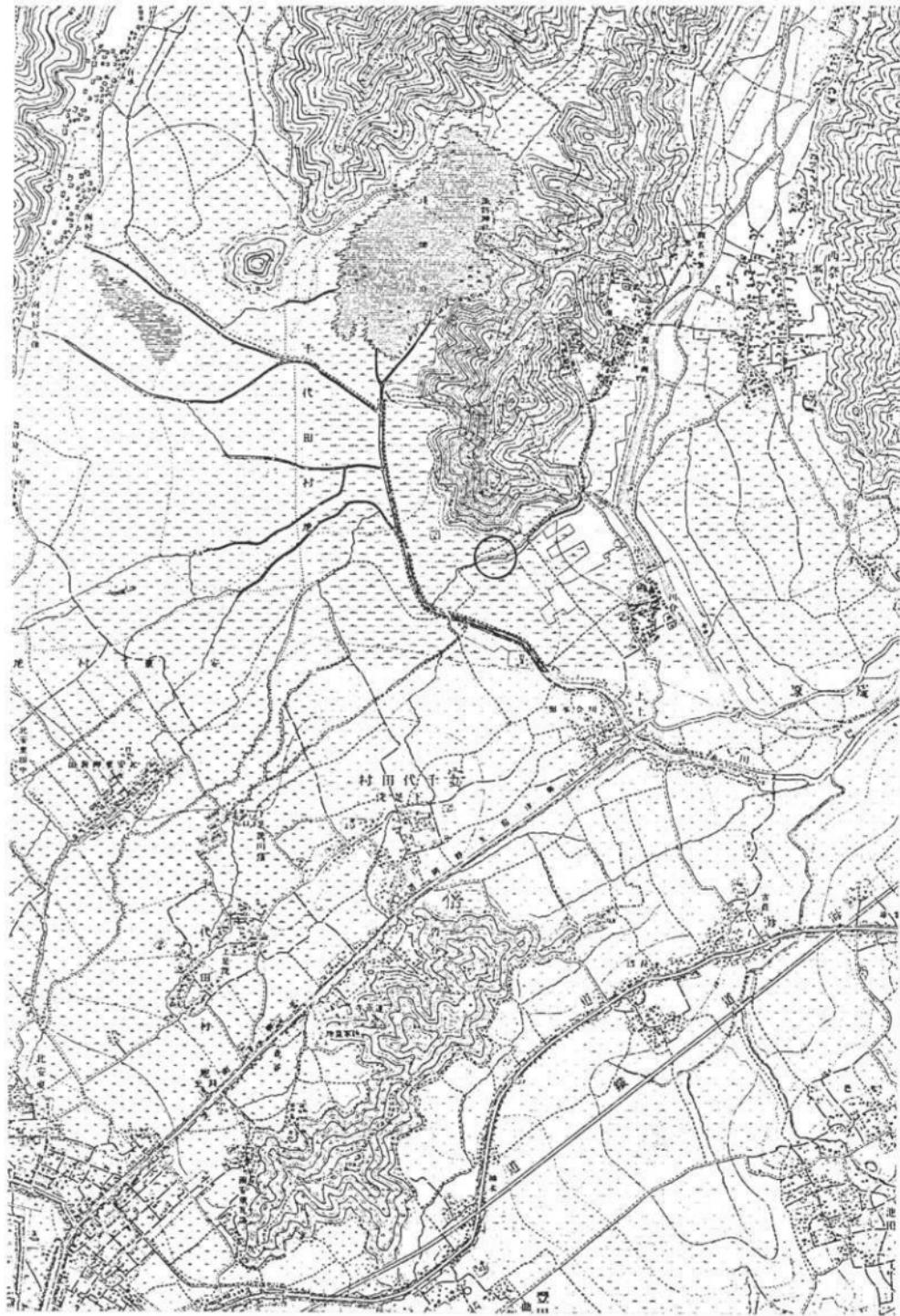
参考文献

1. 七条善通 「福岡県二井郡小郡遺跡」発掘調査概報 福岡県教育委員会 1979
2. 坪井清足編 「地方官衙の遺跡」「仏教藝術」124号 1979
3. 八木勝行他 「埋蔵文化財発掘調査報告書」3 奈良・平安時代編一 藤枝市教育委員会 1981
4. 向坂鋼二他 「城山遺跡調査報告書」可美村教育委員会 1981
5. 原秀三郎 「古代の静岡」「静岡市史」原始古代中世 静岡市役所 1981
6. 竹内理三編 「伊場木造の研究」 1981
7. 吉岡伸夫他 「一般国道袋井バイパス(袋井地区)埋蔵文化財発掘調査調査報告書—坂戸遺跡第1次—第4次調査」袋井市教育委員会 1981—1984
8. 八木勝行他 「郡遺跡発掘調査概報」藤枝市教育委員会 1982
9. 佐藤達雄他 「原川遺跡」昭和58年度発掘調査概報 1984
10. 賢元洋 「愛知県市道遺跡」「日本考古学年報37」 1984
11. 松木一男 「梅橋北遺跡発掘調査報告書」掛川市教育委員会 1985

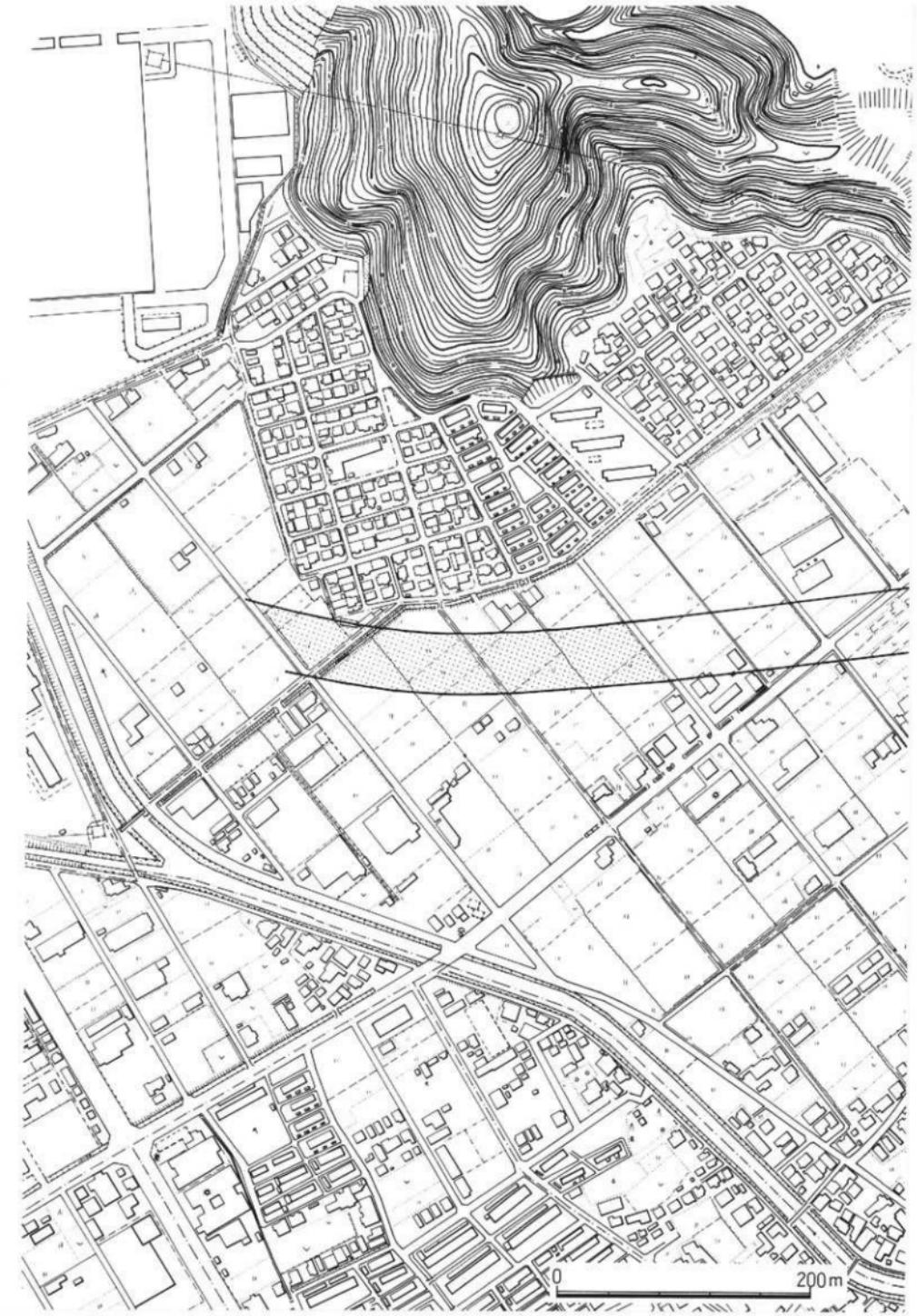
図 版

(図 面)

第1図 周辺旧地形図
(1 : 20000
(明治22年 陸地測量部作成)

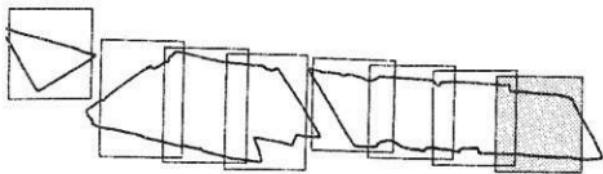


第2図 周辺環境図

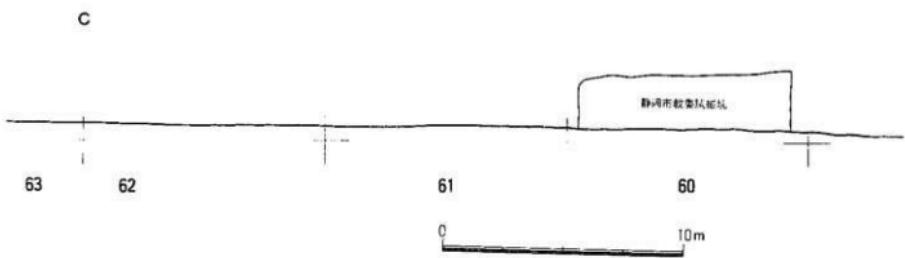
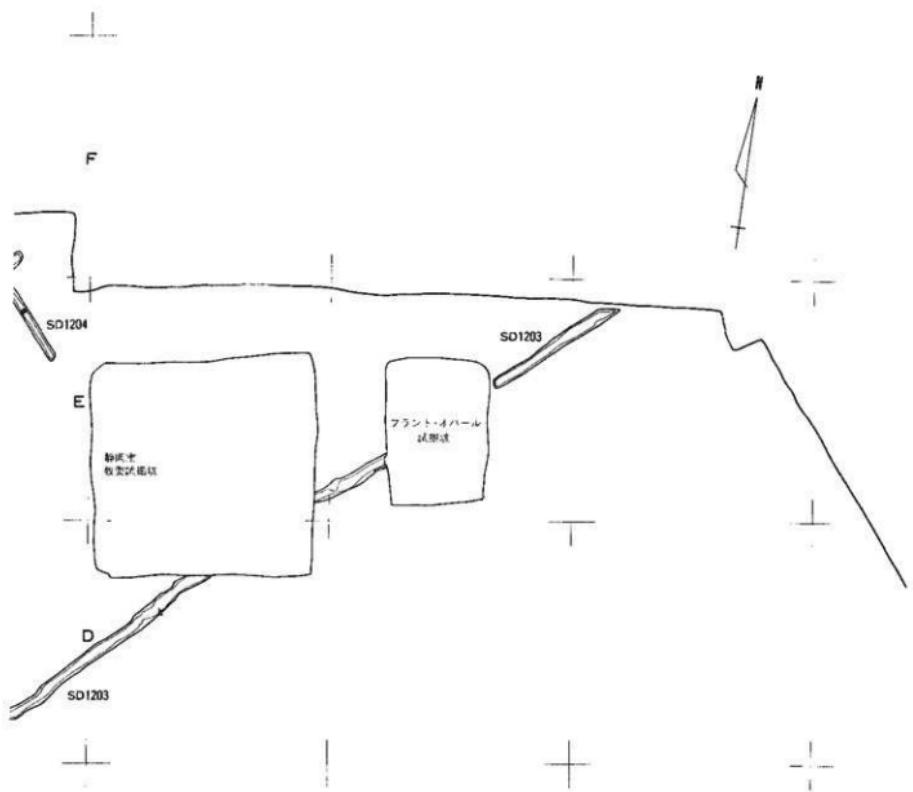


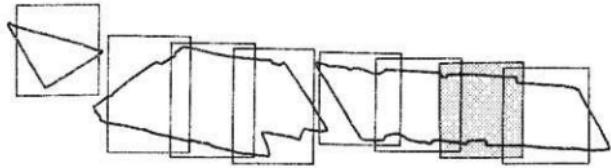
第3図 周辺旧地割図



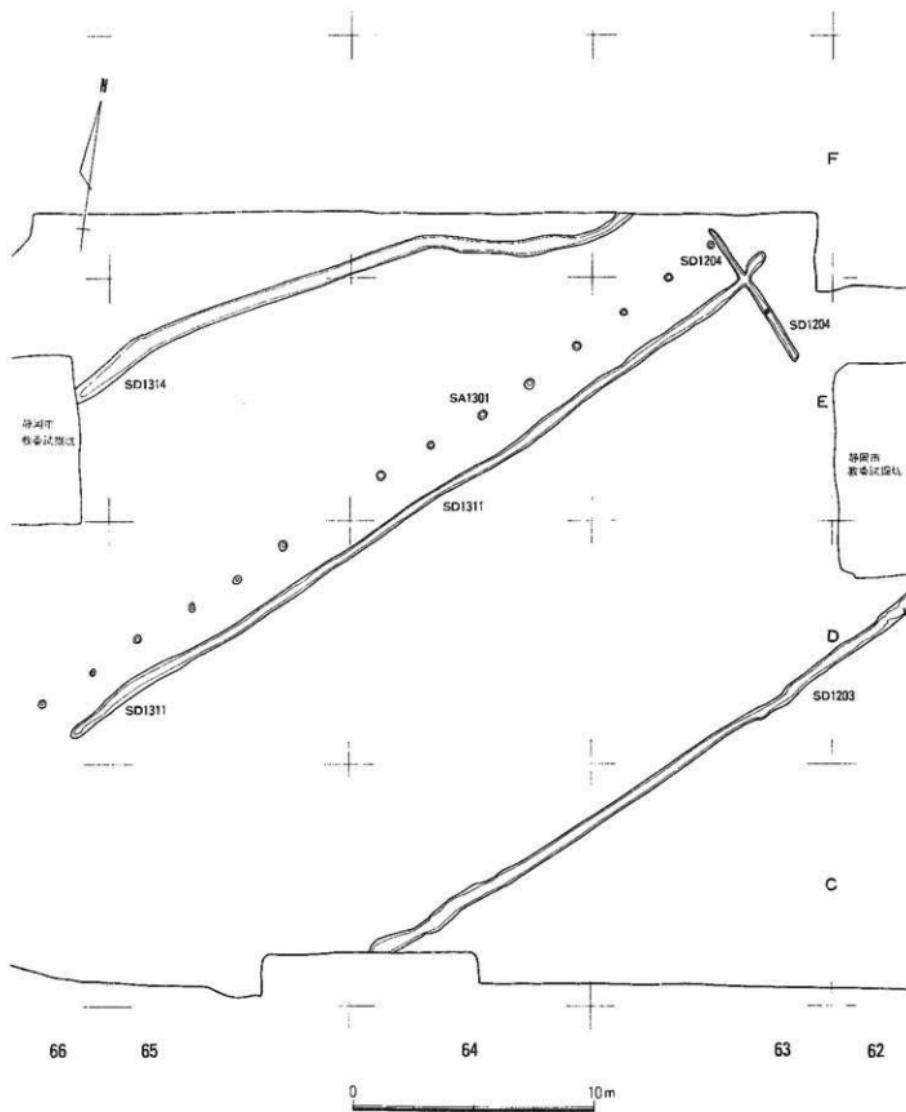


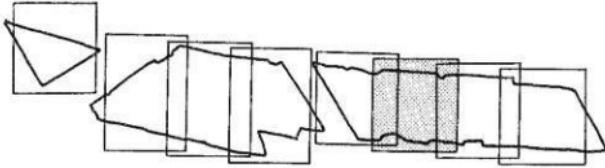
第4図 遺構実測図
(12・13区 1)



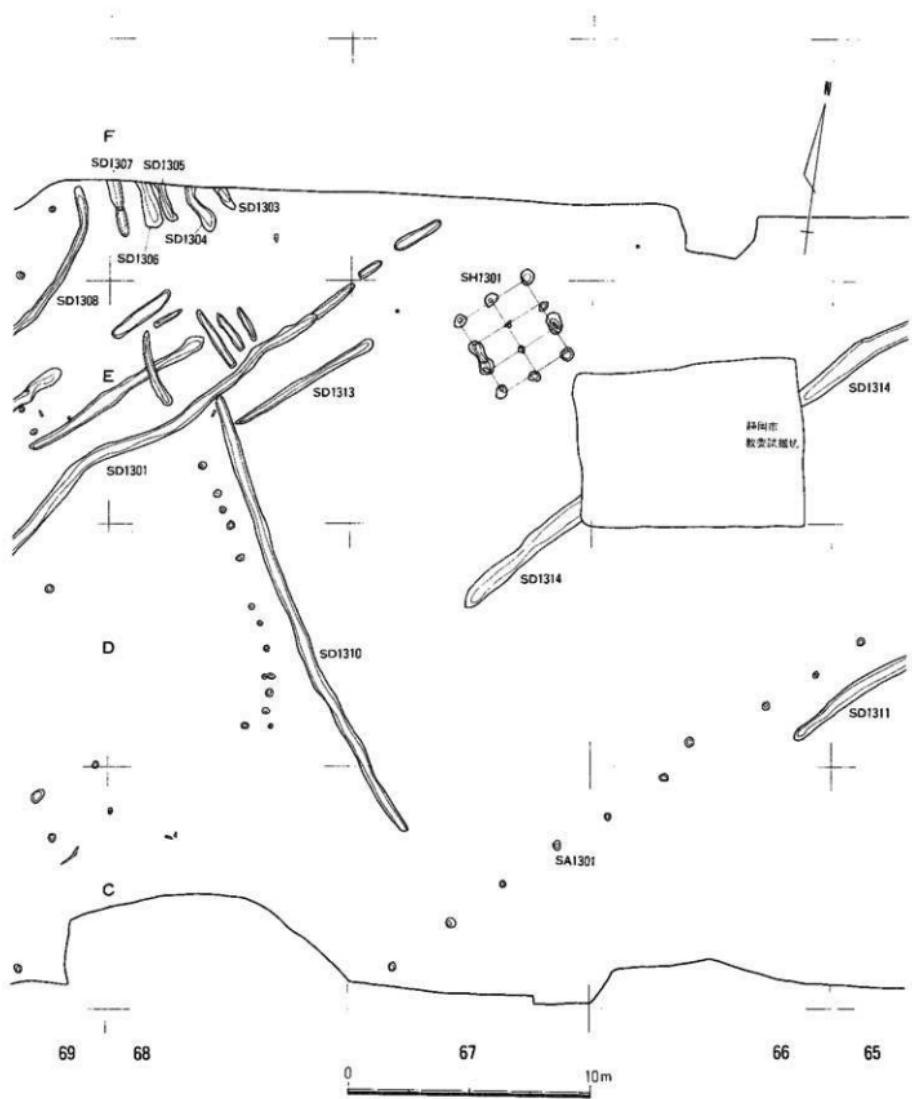


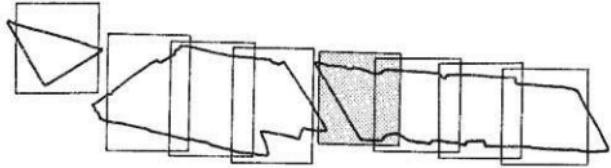
第5図 遺構実測図2
(I2-I3区 2)



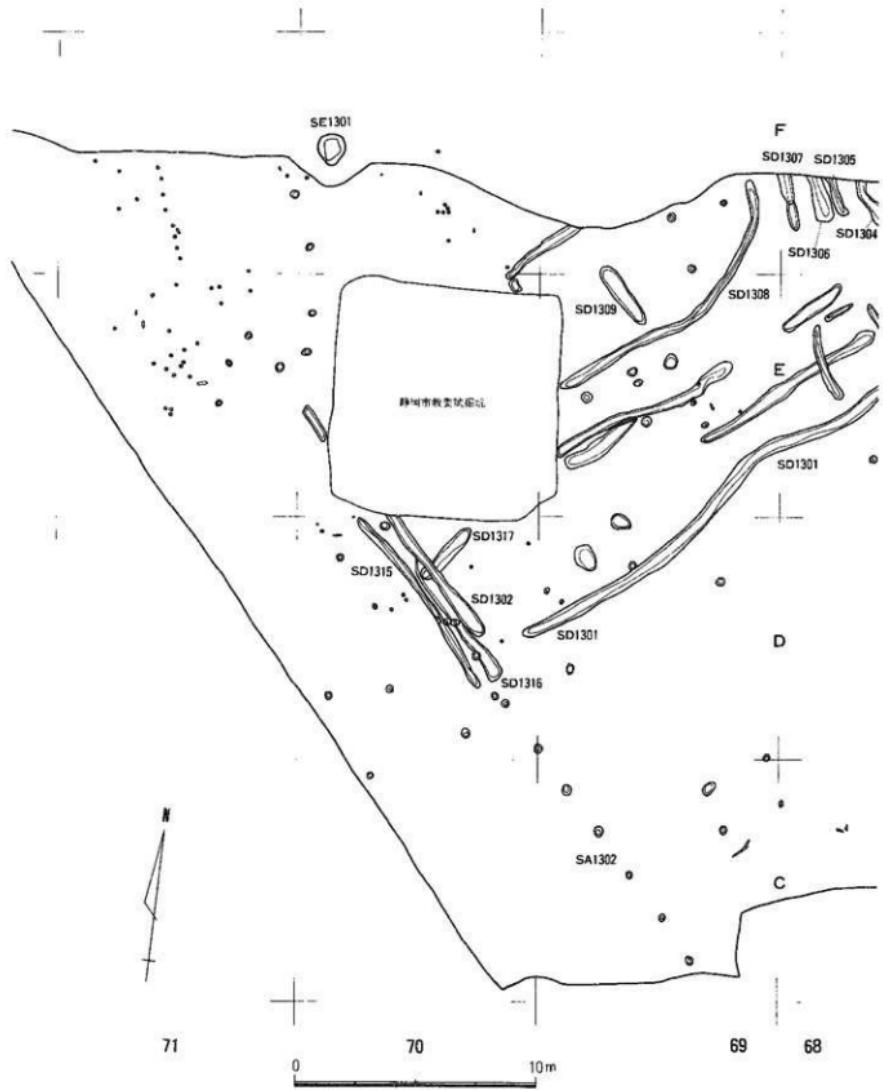


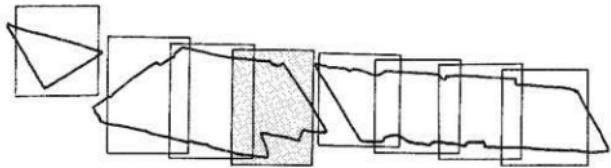
第6図 道構実測図3
(12・13区 3)





第7図 遺構実測図4
(12・13区 4)

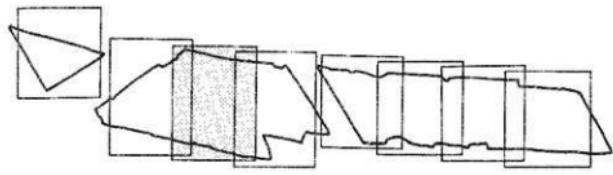




第8図 遺構実測図5
(14-15区 1)

G

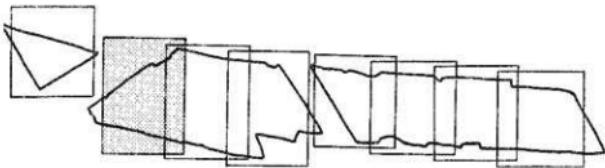


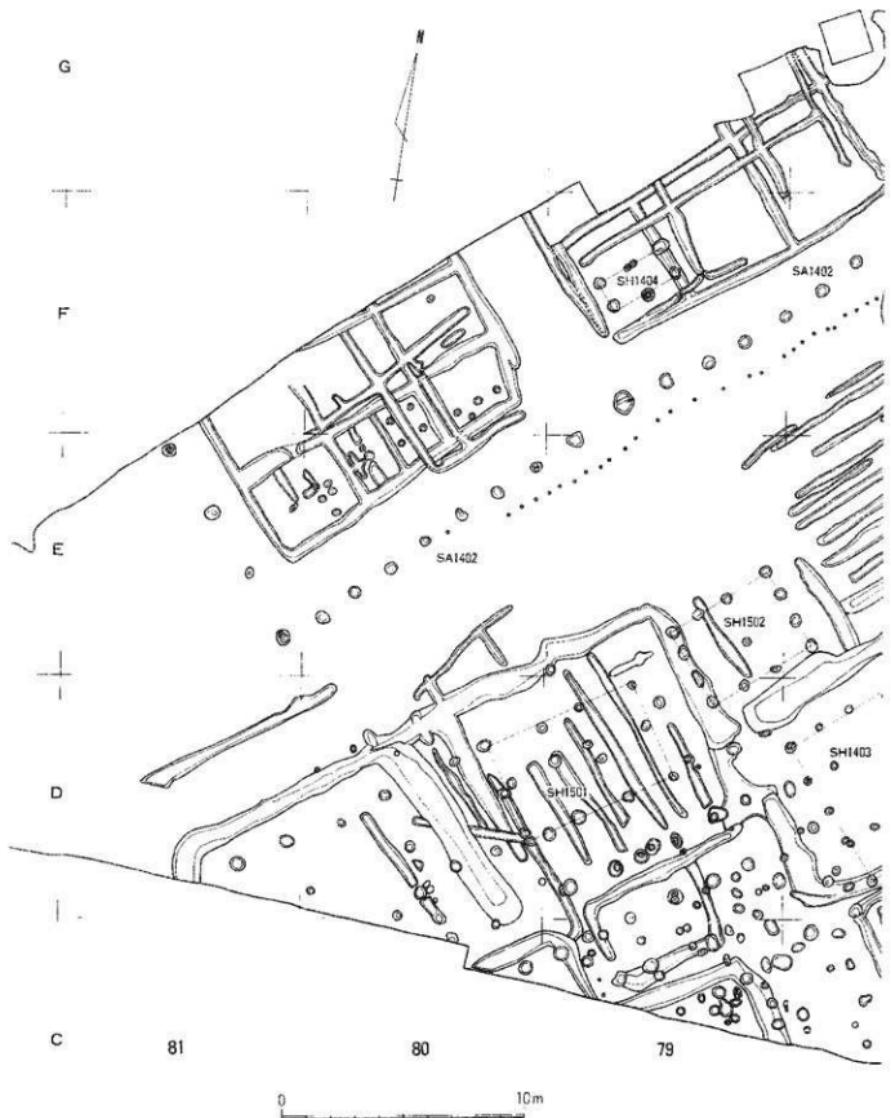


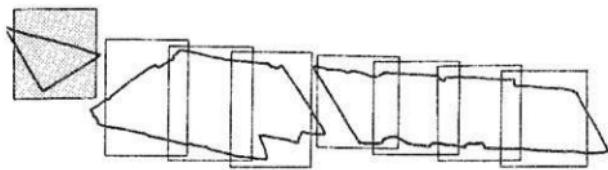
第9図 遺構実測図6
(14-15区 2)



第10図 遺構実測図 7
(14-15区 3)







第11図 遺構実測図 8
(16区)

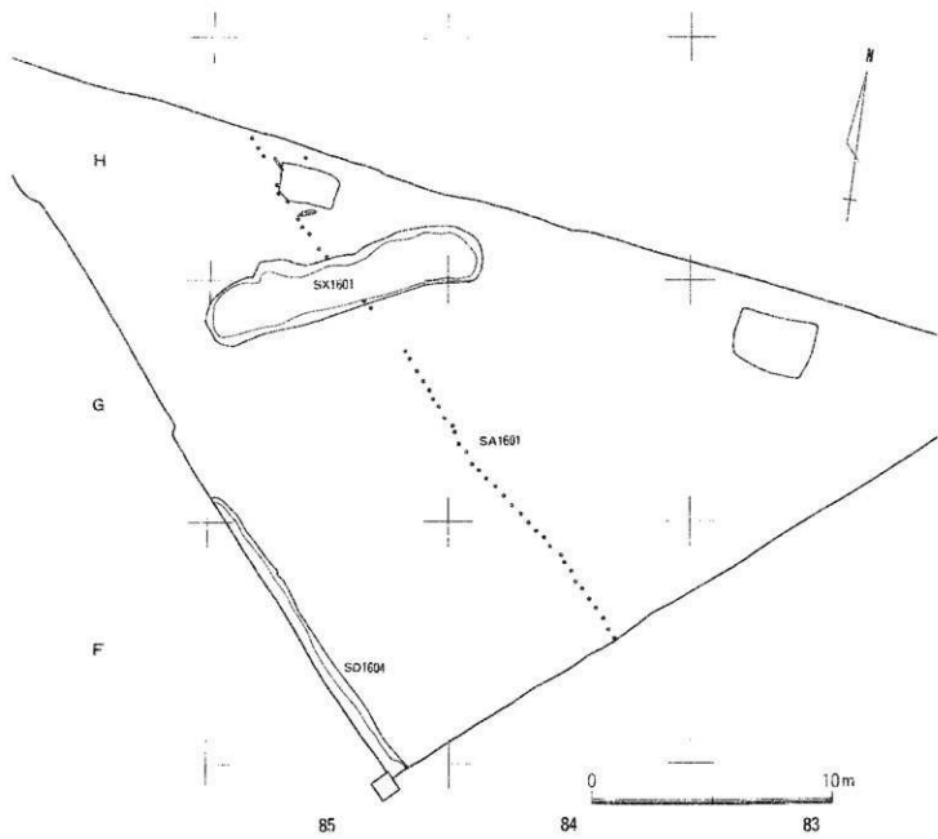


図 版

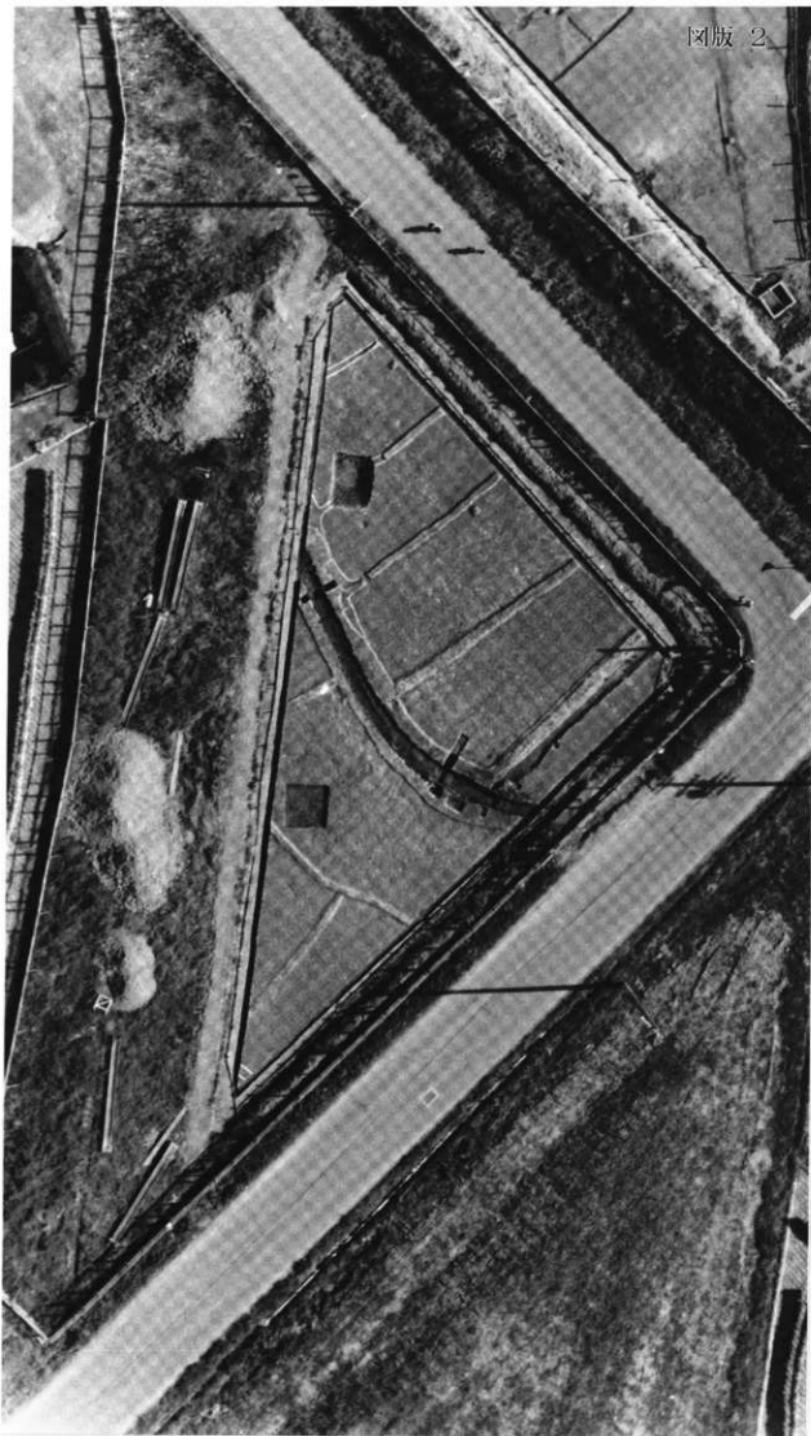
(写 真)

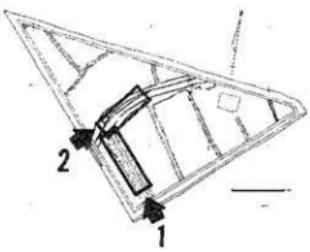
図版1 遺跡遠景(航空写真)

1. 東から
2. 西から



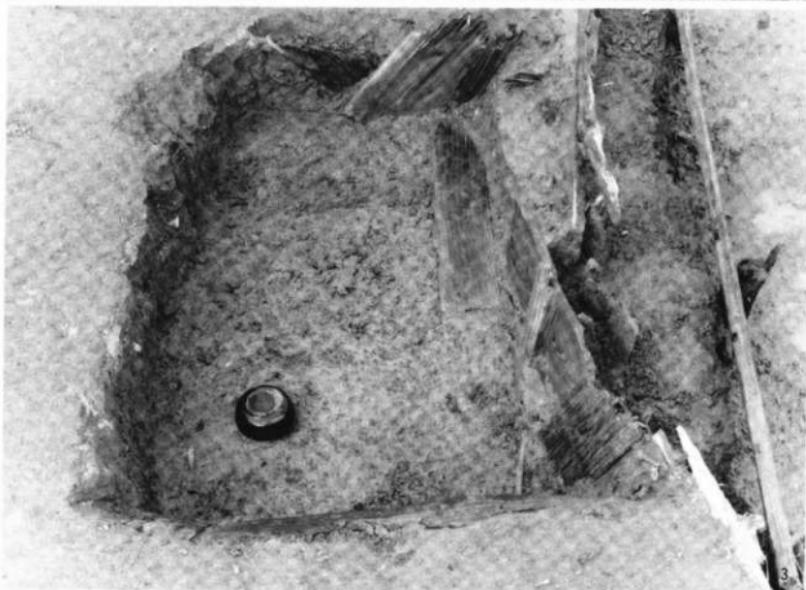
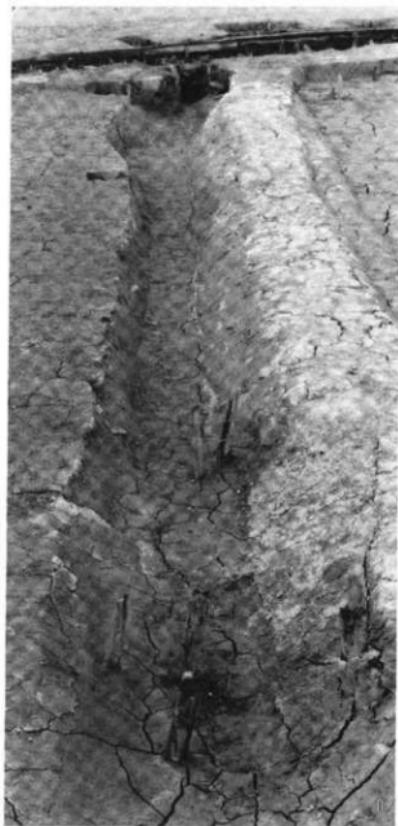
図版2 16区水田遺構全景（航空写真）



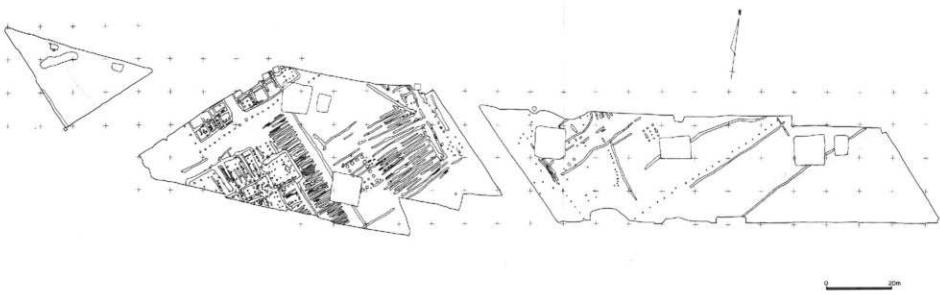


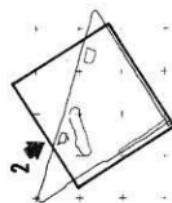
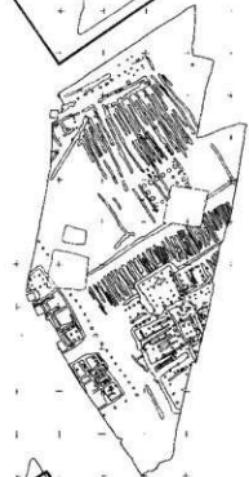
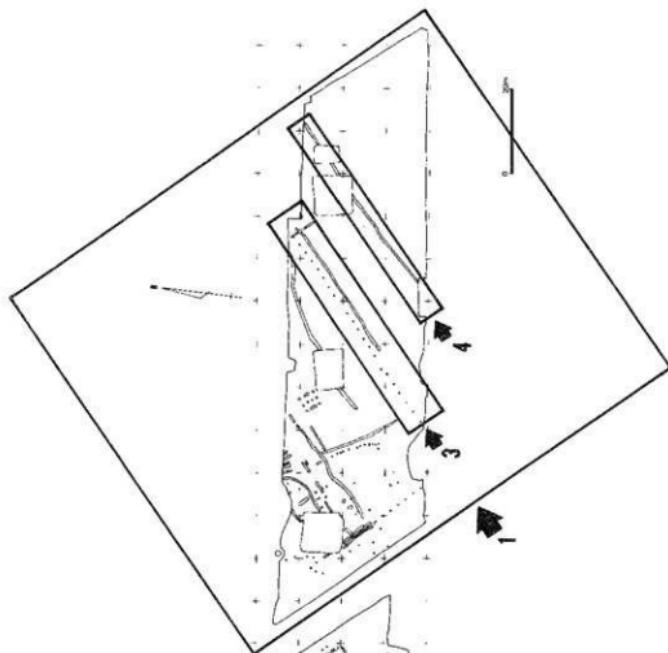
図版3 16区水路

1. SD1603 (南から)
2. SD1601 (西から)
3. SD1601に付随する板廻いの土坑



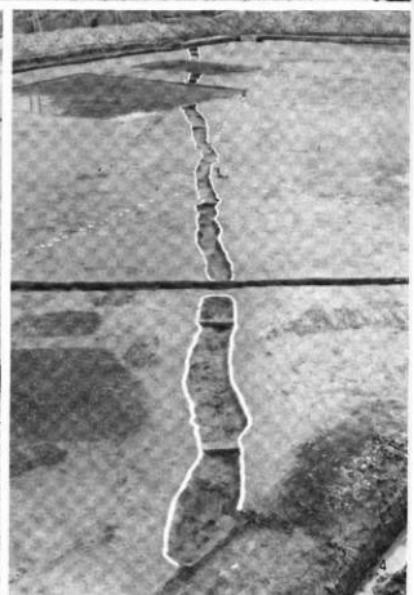
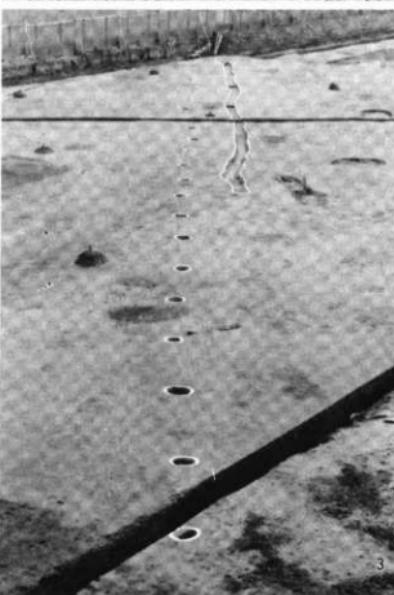
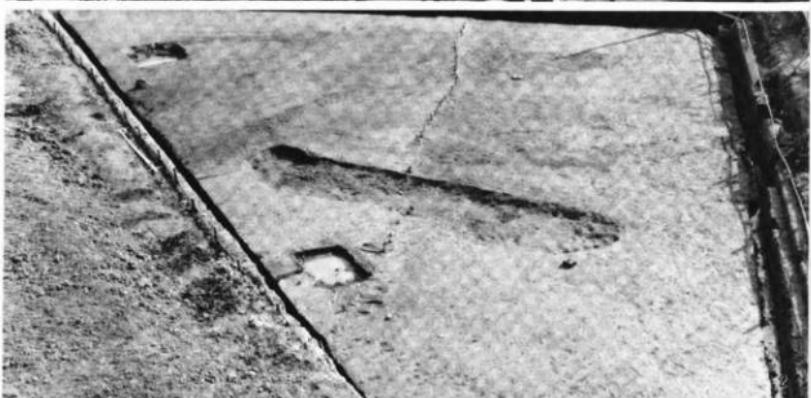
圖版4 下層遺構全景（12~16區、航空寫真）

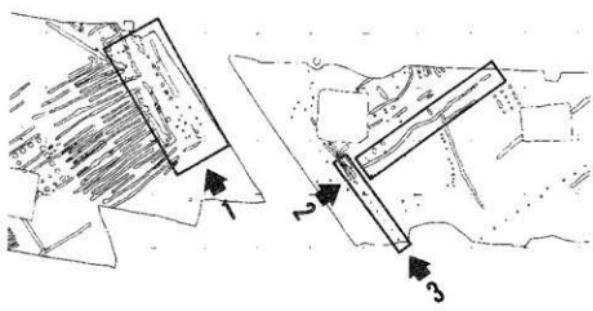




図版5 地割・区画を示す遺構 1

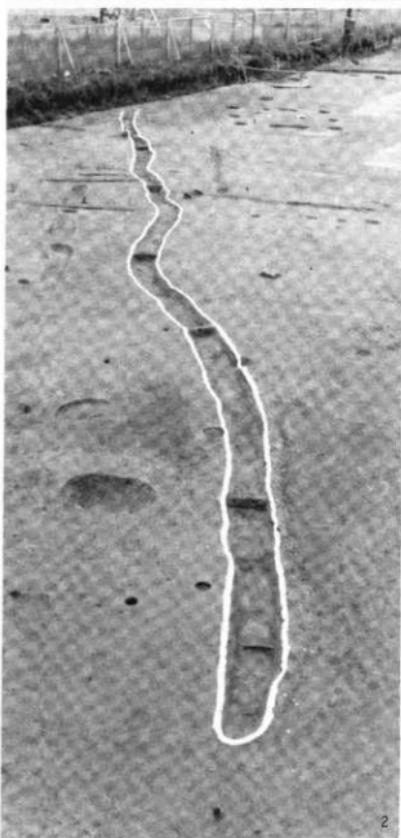
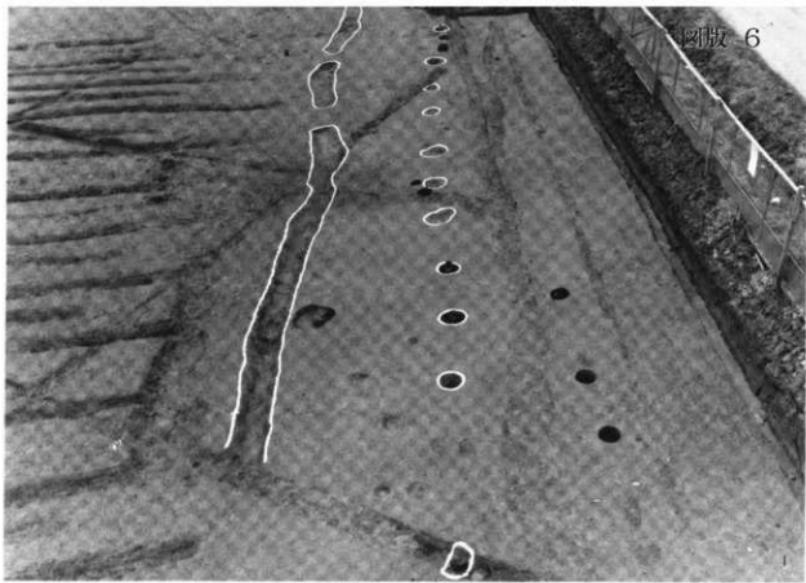
1. 12・13区全景（横列・溝状造構、航空写真）
2. 16区SA1601
3. 12・13区SA1301・SD1311（西南から）
4. 12・13区SD1203（西南から）





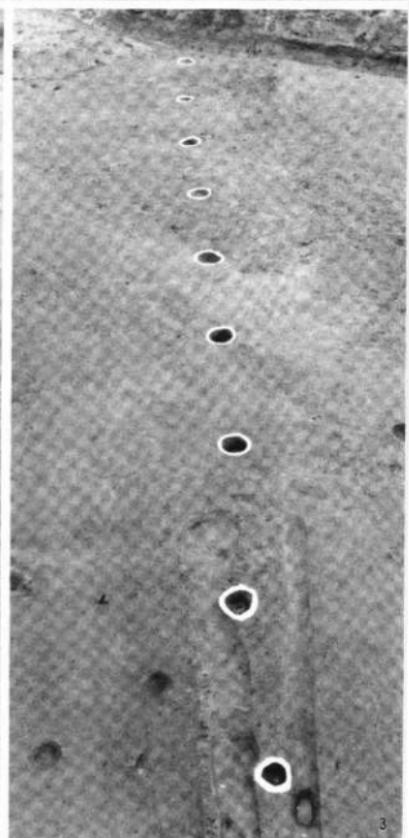
図版6 地割・区画を示す遺構2

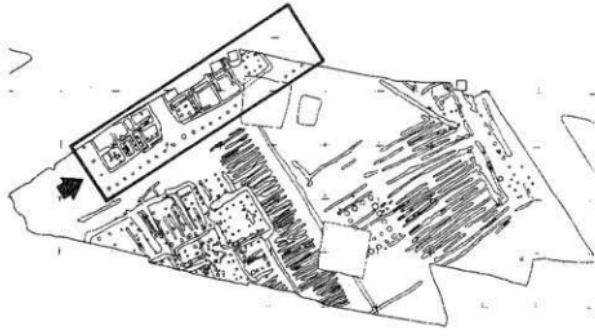
1. 14区SA1401・SD1467 (南から)
2. 12・13区SD1301 (西から)
3. 13区SA1302 (北から)



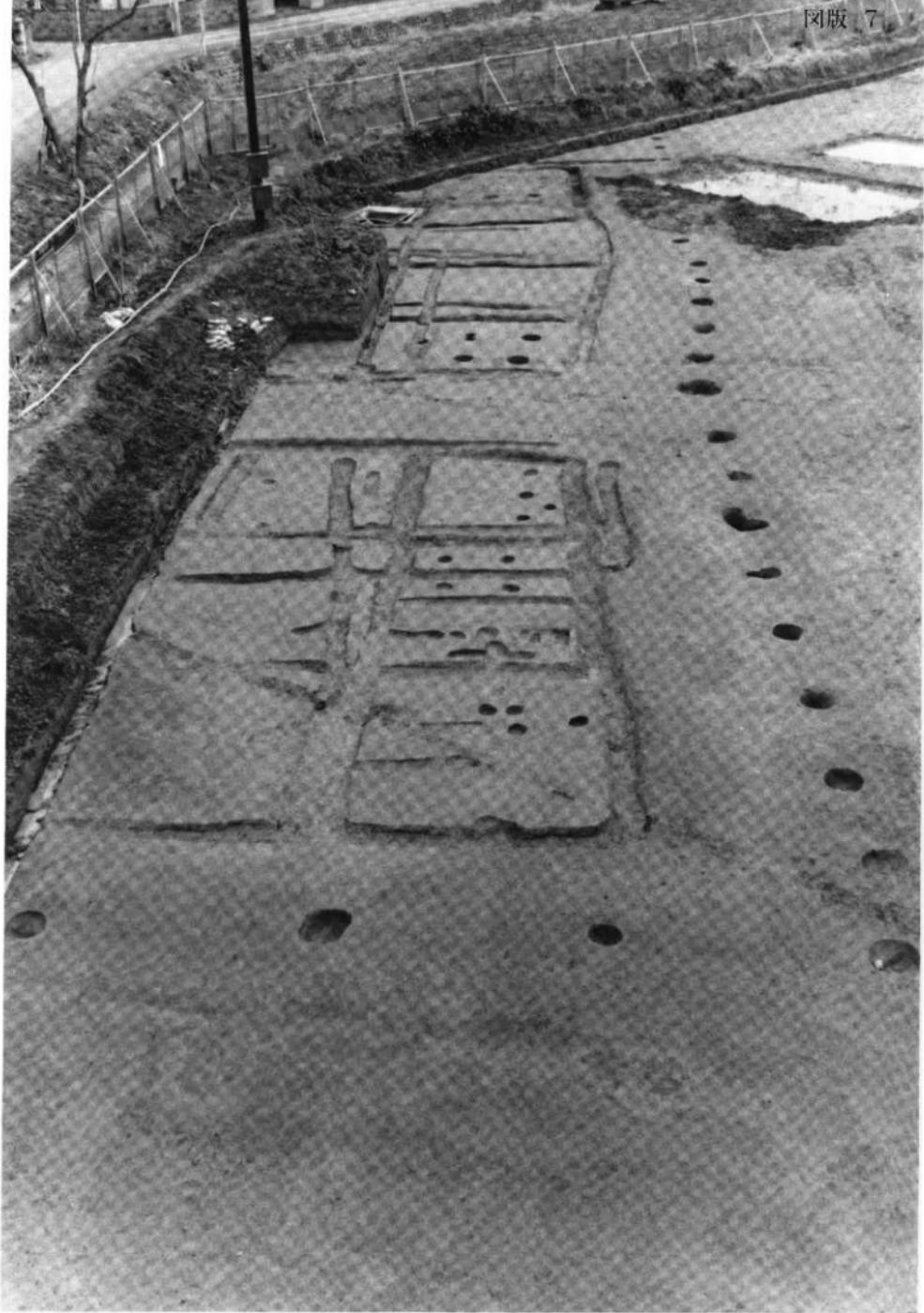
2

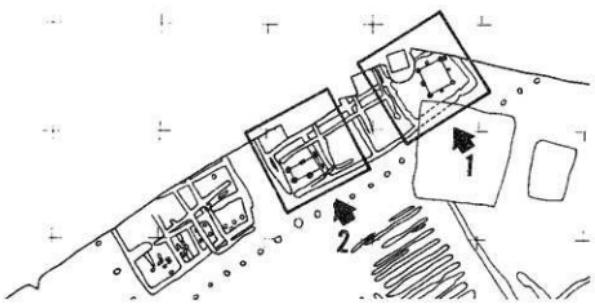
3





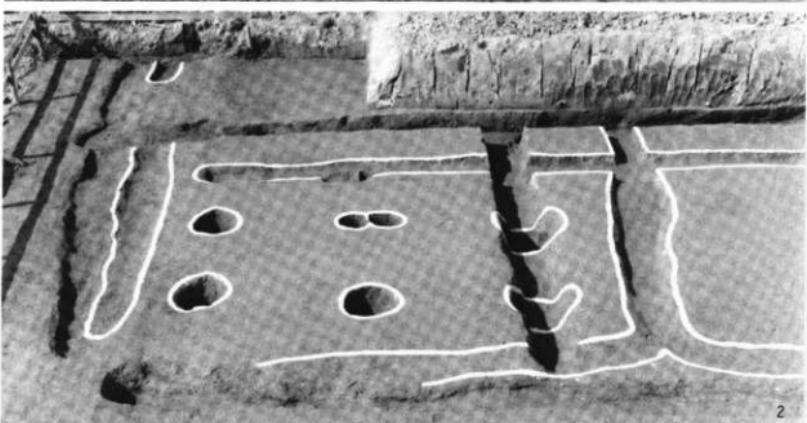
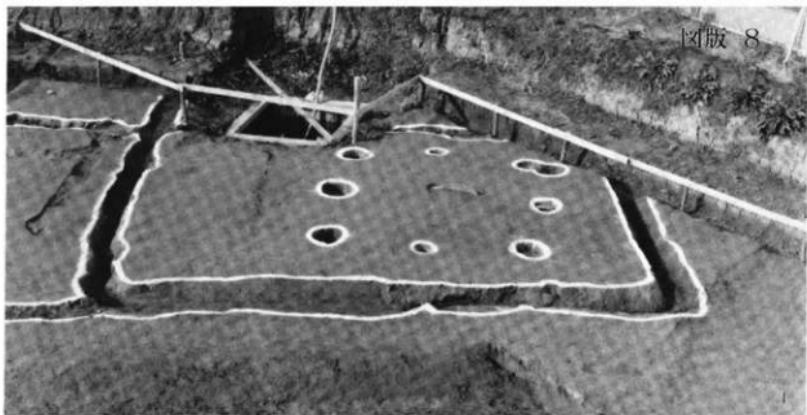
図版7 14・15区柱立柱建物
北群全景（西から）



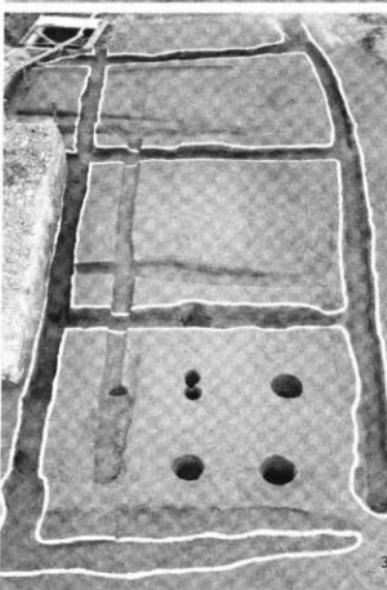


図版8 14・15区掘立柱建物
北群

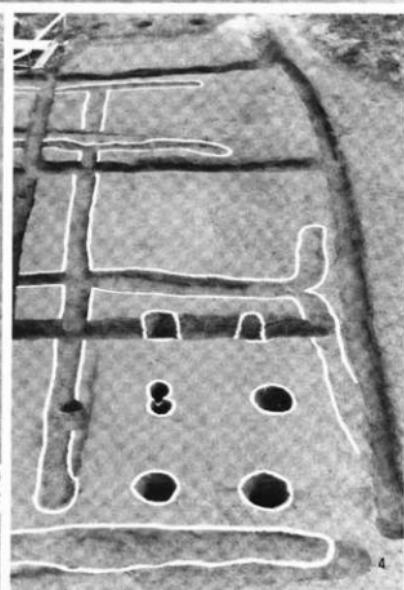
1. SH1401（南から）
2. SH1404（南から）
3. 北群周溝の時期的変遷1
4. 北群周溝の時期的変遷2



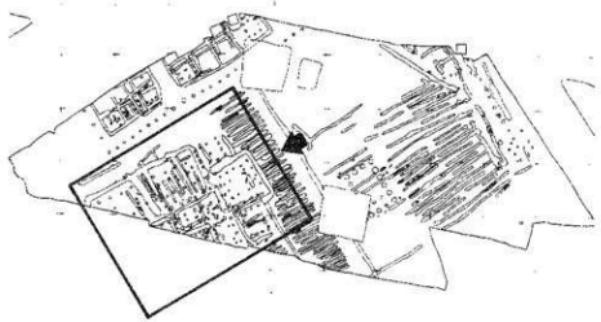
2



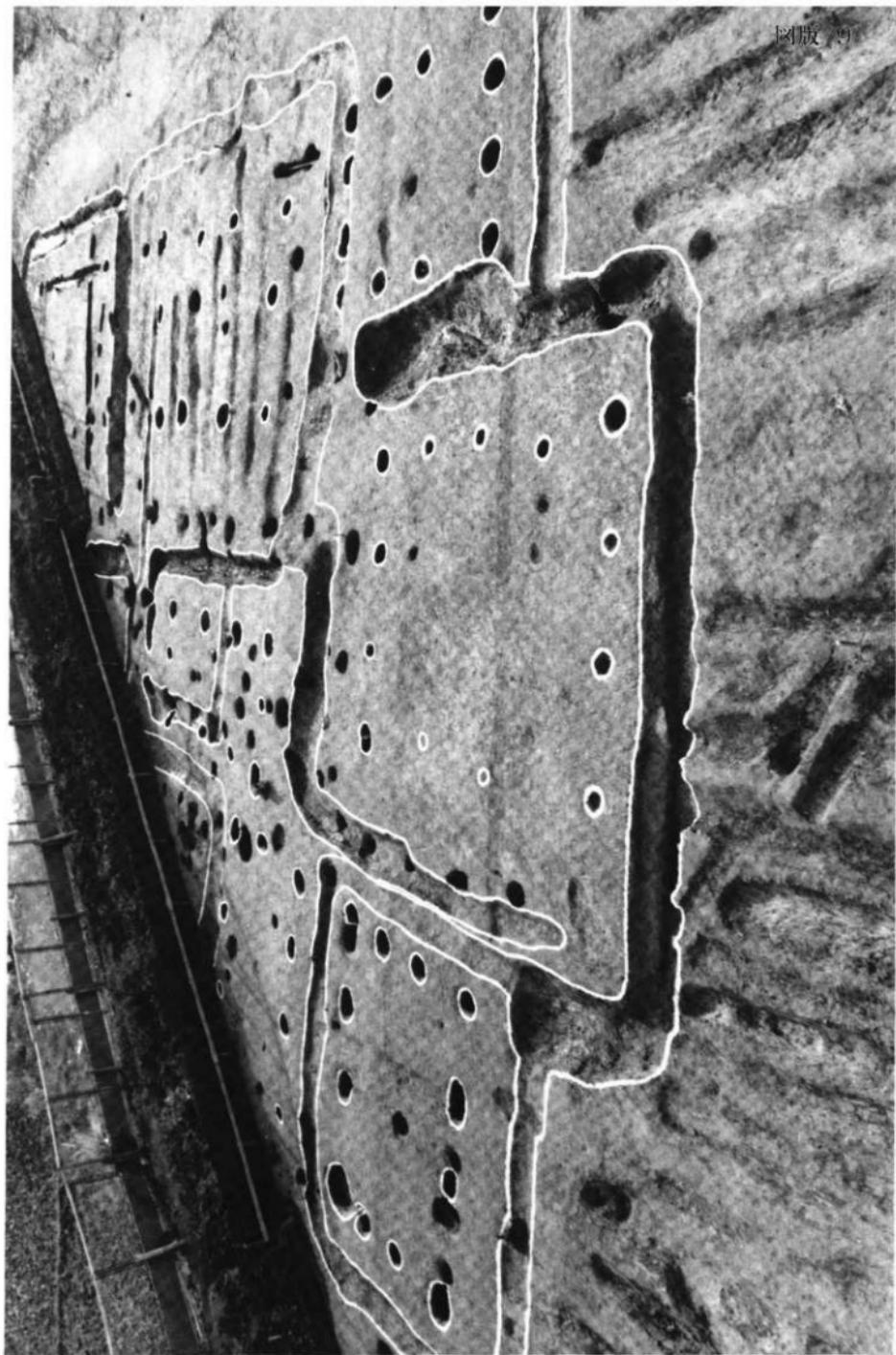
3

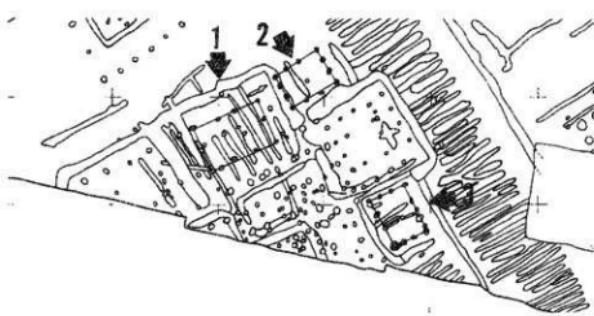


4



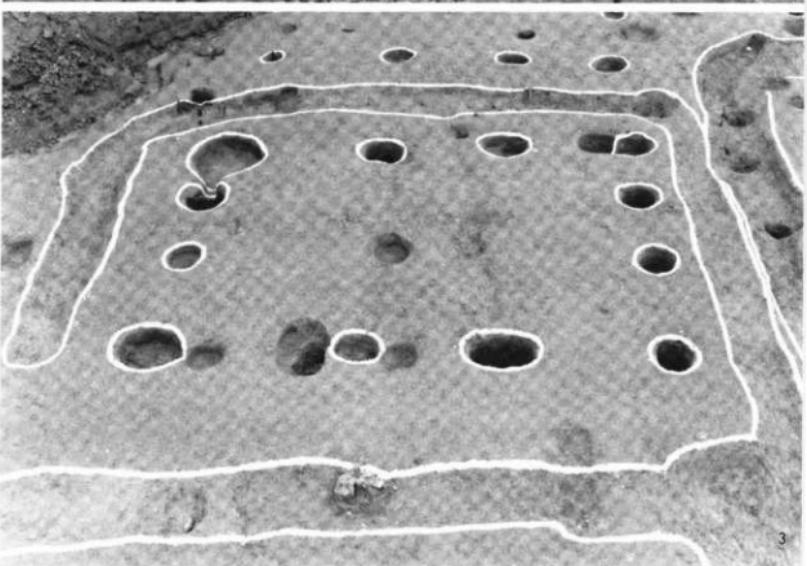
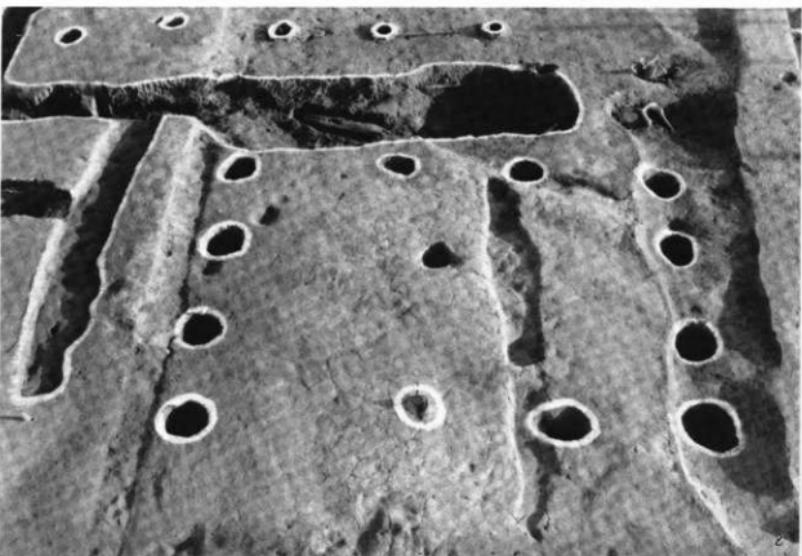
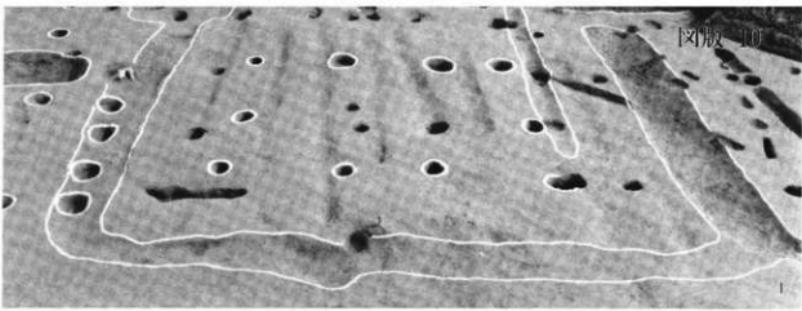
図版9 14・15区櫻立柱建物
南群全景(東から)





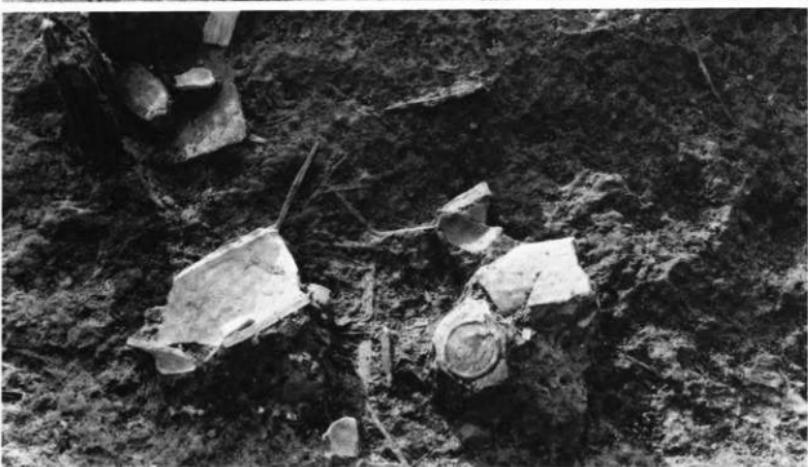
図版10 14・15区振立柱建物
南群

1. SH1501 (北から)
2. SH1502 (北から)
3. SH1504 (東から)



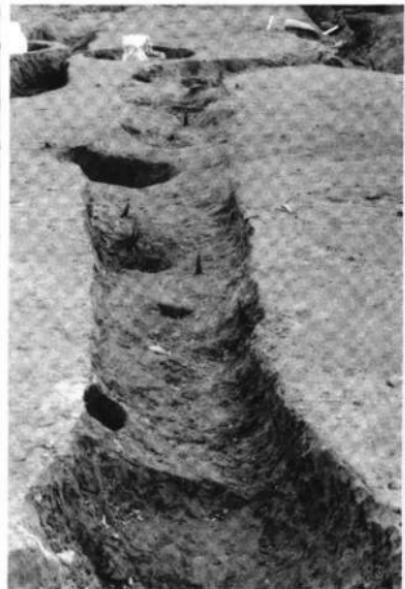
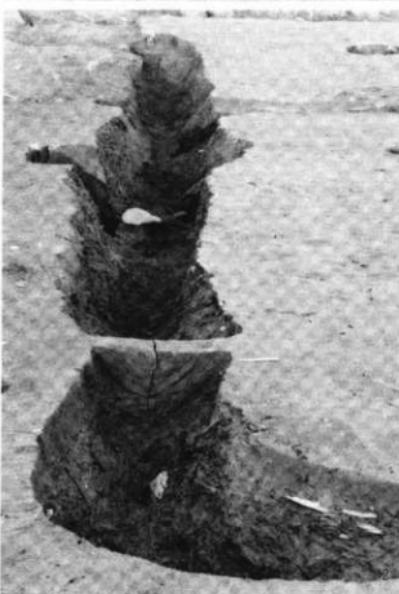
図版11 14・15区発立柱建物南群周溝1

1. SD1517 (北から)
2. SD1517 (北から)
3. SD1517遺物出土状況



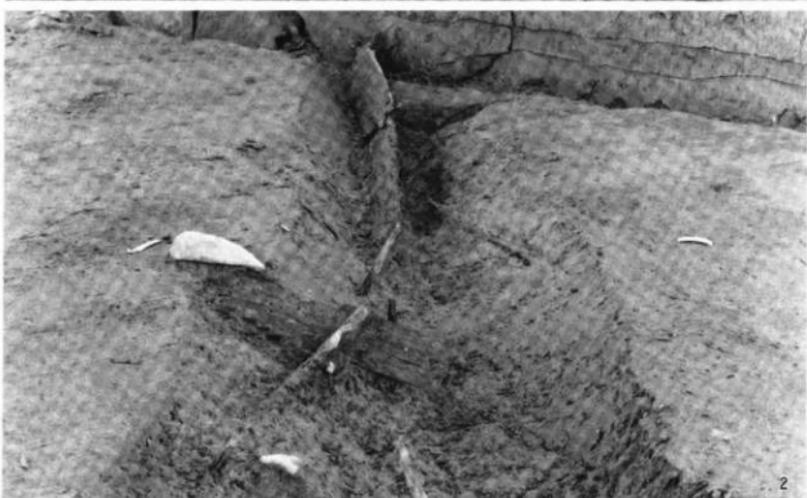
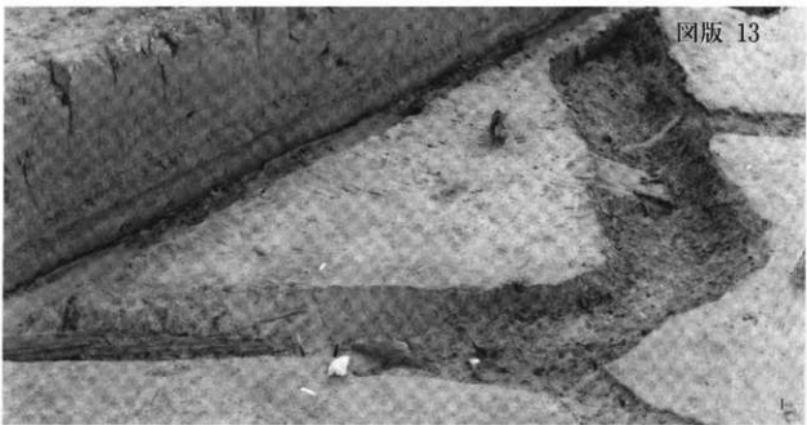
図版12 14・15区掘立柱建物南群周溝 2

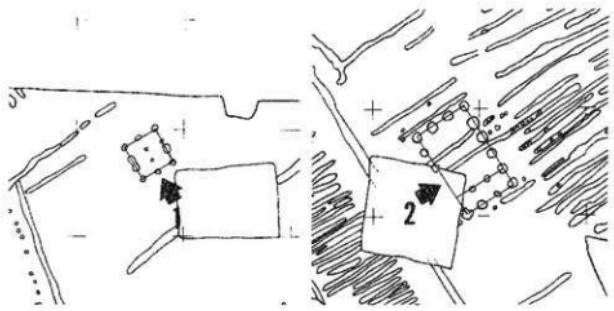
1. SD1524（北から）
2. SD1513（西から）
3. SD1529（北から）
4. SD1532土層帯断面



図版13 14・15区掘立柱建物南群周溝3

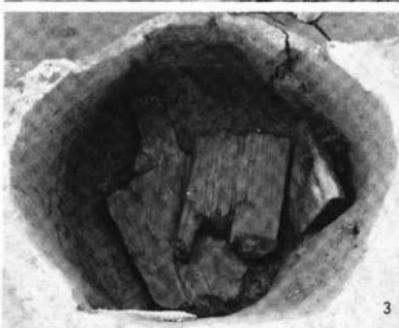
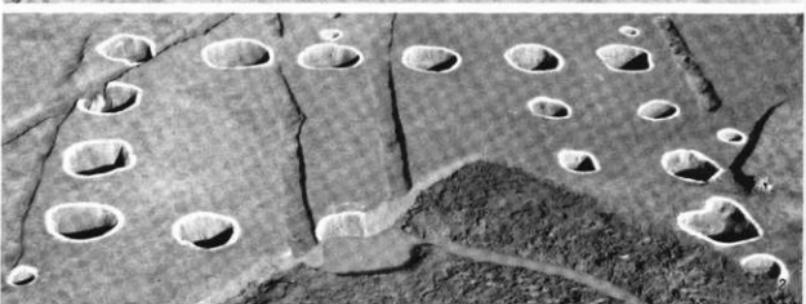
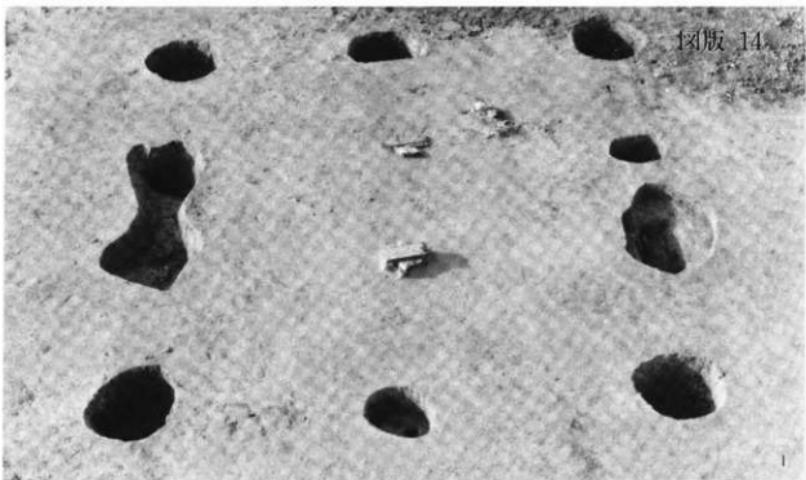
1. SD1530（東から）
2. SD1530縫部
3. SD1531（西から）



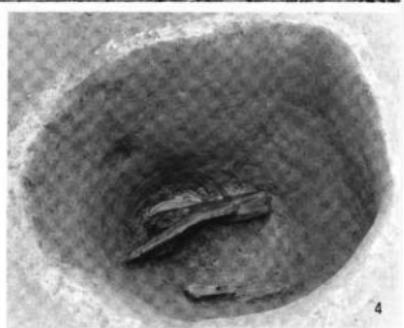


図版14 13・14区据立柱建物

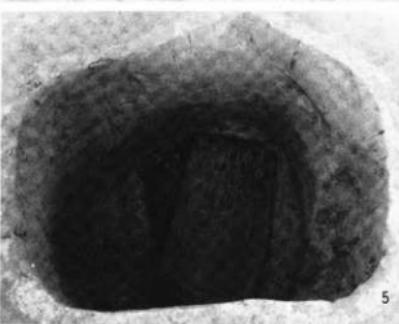
1. SH1301 (南から)
2. SH1402 (西から)
3. SH1402 柱穴 4
4. SH1402 柱穴 5
5. SH1402 柱穴 9
6. SH1402 柱穴 17



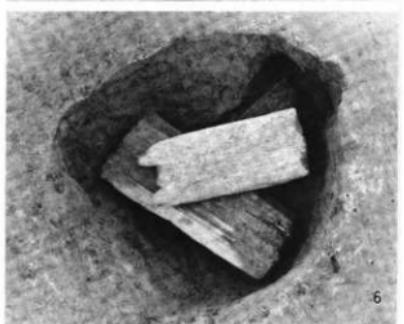
3



4



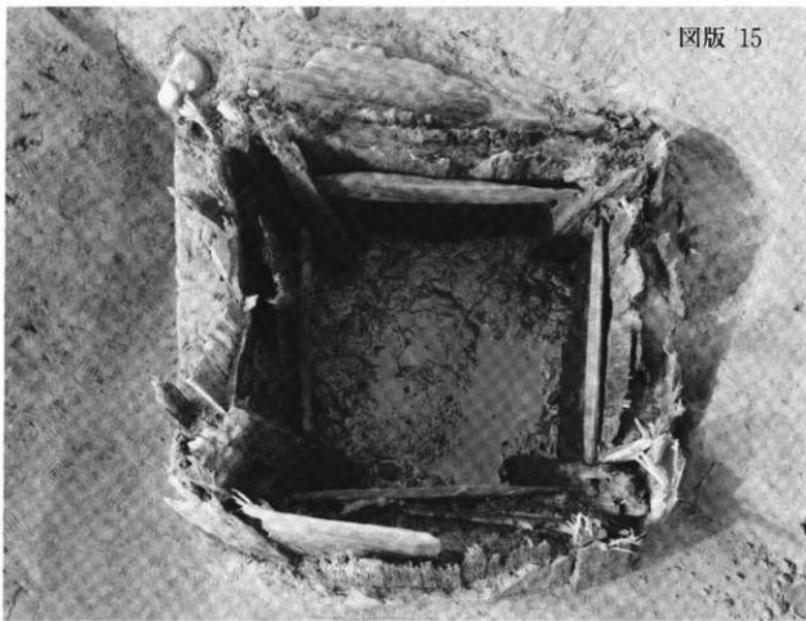
5

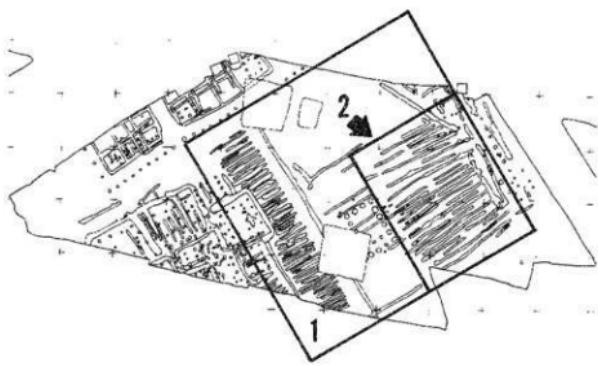


6

図版15 13区井戸

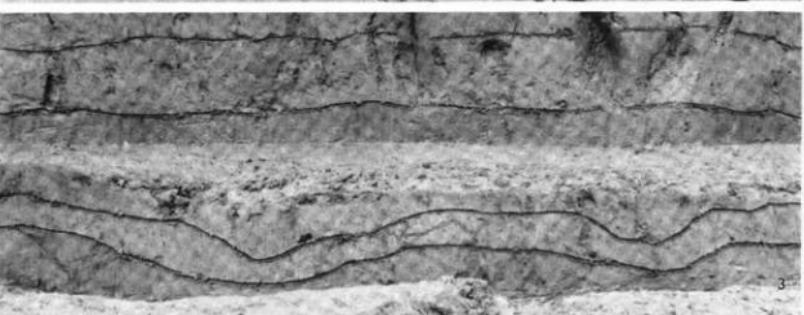
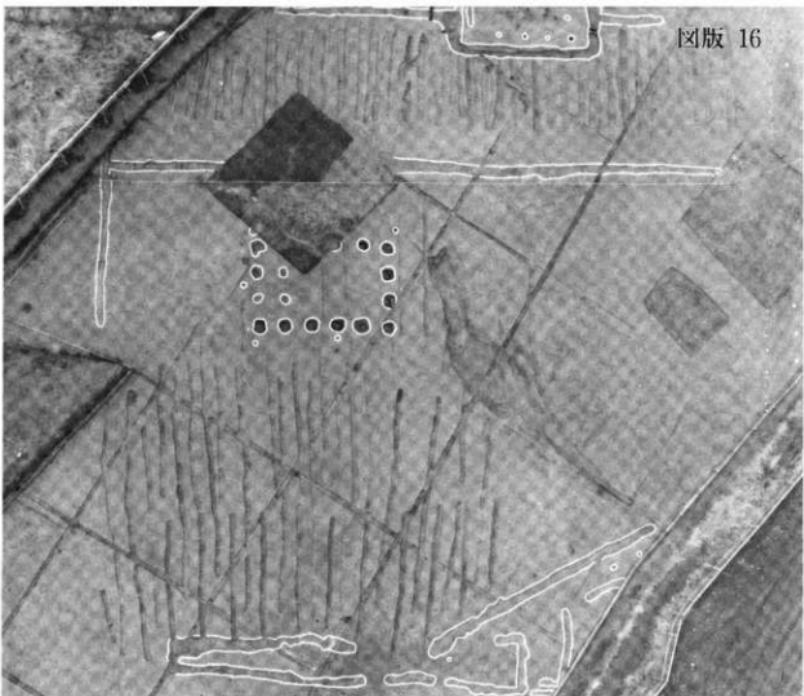
1. SE1301
2. SE1301
3. SE1301井戸枠細部
4. SE1301井戸枠細部





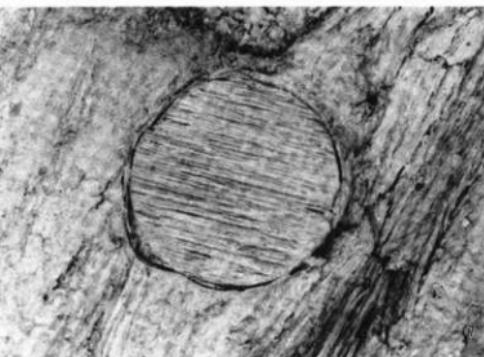
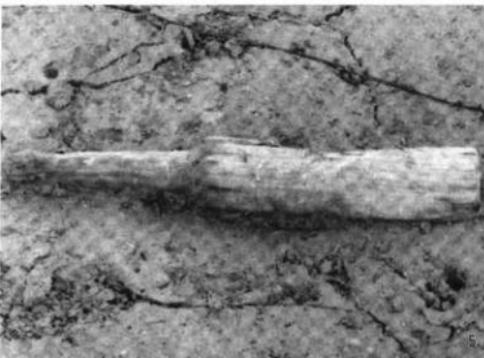
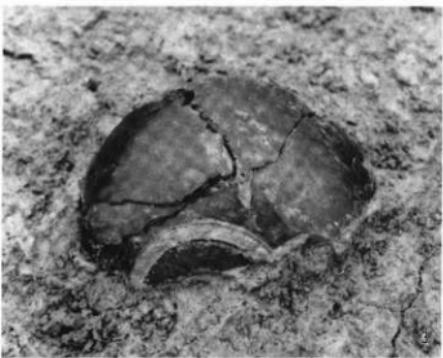
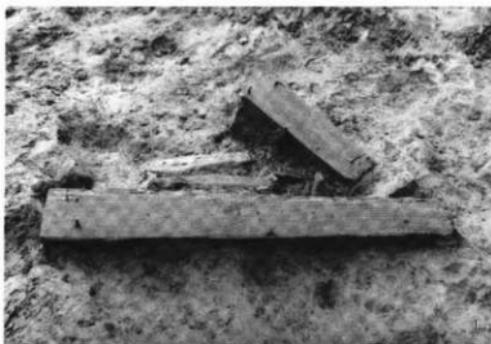
図版16 14·15区狀遺構

1. 第1群・第2群全景（航空写真）
2. 第1群全景（北西から）
3. 狹状遺構土層断面



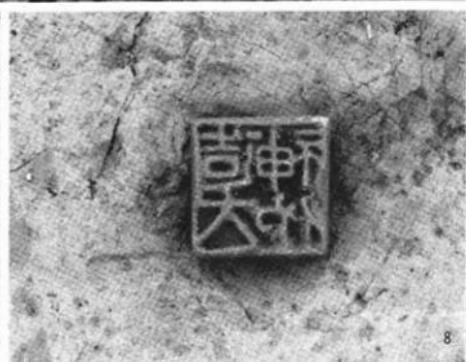
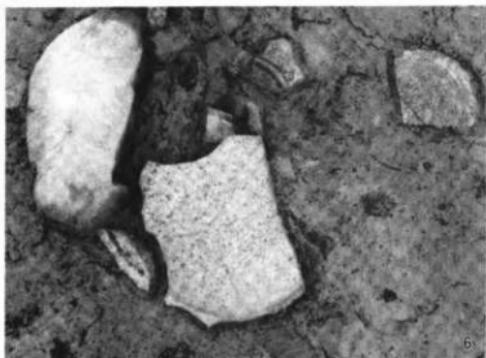
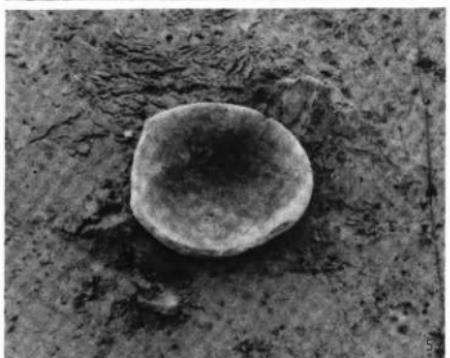
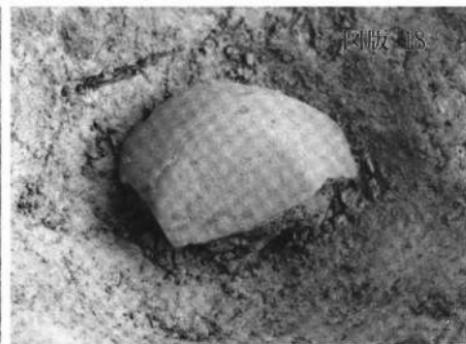
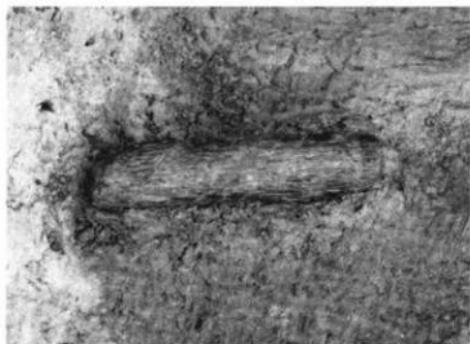
図版17 遺物出土状況 1

1. 訂付板材出土状況 (S×1601出土)
2. 掘物瓶出土状況 (S×1601出土)
3. 凹板出土状況 (14区Ⅱ層出土)
4. 横縫出土状況 (14区Ⅰ層出土)
5. 横縫出土状況 (SD1410出土)
6. こて出土状況 (SD1510出土)
7. 曲物底板出土状況 (SD1419出土)
8. 曲物底板出土状況 (SD1417出土)



图版18 遗物出土状况 2

1. 漏物出土状况 (SD1440出土)
2. 墨书土器「川万」出土状况 (SD1501出土)
3. 土師器块出土状况 (SD1440出土)
4. 穗惠器环 (削出离台) 出土状况 (SD1512出土)
5. 穗惠器环出土状况 (15区Ⅱ層出土)
6. 灰釉陶器三足盤出土状况 (15区Ⅱ層出土)
7. 小刀出土状况 (14区Ⅱ層上面出土)
8. 铜印「造大神印」出土状况 (14区Ⅳ層出土)



内 荒 遺 跡

(遺構編)

昭和60年度静清バイパス(川合地区)
埋蔵文化財発掘調査報告書

昭和61年3月30日

編集発行　財團法人
静岡県埋蔵文化財調査研究所

印 刷 所　株式会社　三　創
静岡市中村町166番地の1
TEL (0542) 82-4031